

### 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）について、環境要素の区分ごとに事業特性を踏まえ、「第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」を検討するに当たり必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した。

#### 3.1 自然的状況

##### 3.1.1 大気環境の状況

###### 1. 気象の状況

対象事業実施区域は佐賀県北西部に位置し、対象事業実施区域内には松浦川及びその支流があり、松浦川は対象事業実施区域の南から北方向に県道（相知山内線）沿いを流れている。また、対象事業実施区域の周囲の西側には松浦川水系の徳須恵川がある。

なお、対象事業実施区域及びその周囲の東側は脊振・天山山系の森林地帯が広がり、南側から西側には八幡岳、眉山、大陣岳、大野岳等の山々がある。

「唐津市の環境 令和元年度版」（唐津市 HP、閲覧：令和3年12月）によると、唐津市は日本海側気候区に属し、その中でも対象事業実施区域は天山と背振山地の相知地区、巖木地区、七山地区などの山岳気候区に該当する。

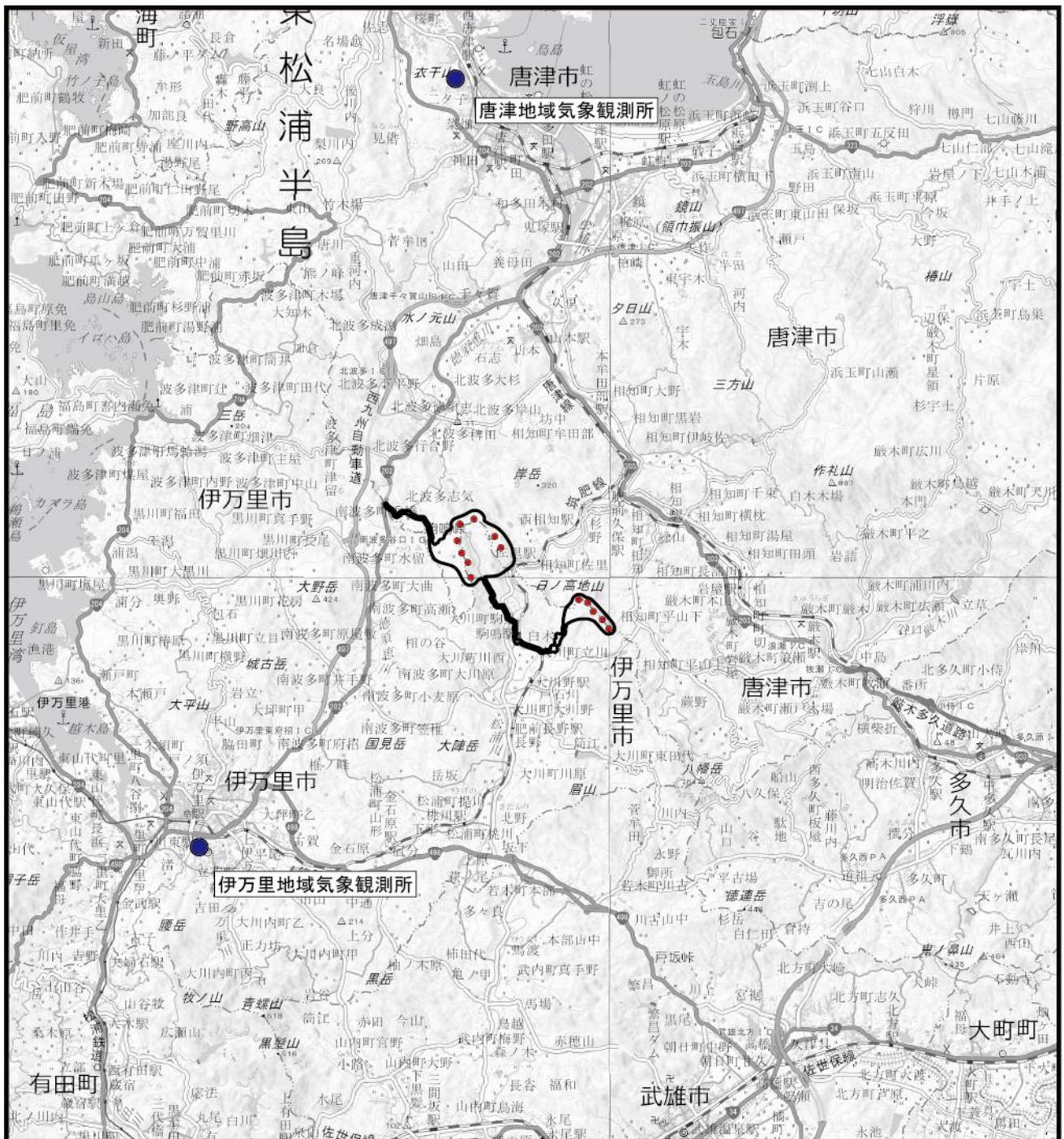
対象事業実施区域及びその周囲における地域気象観測所は表 3.1-1 及び図 3.1-1 のとおりである。

表 3.1-1 対象事業実施区域及びその周囲における地域気象観測所

観測所名	所在地	緯度経度	海面上の 高さ	風速計の 高さ	観測種目				
					気温	風	降水量	日照	積雪
唐津	唐津市二夕子	緯度 33° 27.5' 経度 129° 57.3'	23m	10m	○	○	○	○	—
伊万里	伊万里市立花町	緯度 33° 16.0' 経度 129° 52.7'	25m	10m	○	○	○	○	—

注：「○」は観測が行われていることを示す。

〔「地域気象観測所一覧（令和3年12月7日現在）」（気象庁 HP、閲覧：令和3年12月）より作成〕



「地域気象観測所一覧（令和3年12月7日現在）」（気象庁HP、閲覧：令和3年12月）より作成

図 3.1-1 地域気象観測所位置

唐津地域気象観測所における令和2年の気象概況は表3.1-2、令和2年の風向頻度及び風向別平均風速は表3.1-3、風配図は図3.1-2のとおりである。令和2年の年平均気温は17.0℃、年降水量は2,440.5mm、年平均風速は2.3m/s、日照時間は1,943.4時間である。また、令和2年の風向は、春季及び夏季は南、秋季は北、冬季は西北西の出現が多くなっている。年間の風配頻度は南が最も多く14.5%、次いで西北西の10.4%である。

表3.1-2(1) 唐津地域気象観測所の気象概況(平年値)

要素名	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(℃)	16.5	6.3	7.2	10.4	14.5	19.1	22.2	26.4	27.6	23.7	19.0	13.6	8.1
日最高気温(℃)	20.6	10.0	11.2	14.8	19.1	24.0	26.0	30.2	31.7	27.4	22.8	17.8	12.0
日最低気温(℃)	12.9	2.7	3.3	6.6	10.2	14.7	19.3	23.6	24.4	20.7	15.5	9.5	4.5
平均風速(m/s)	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.1	2.0	2.2	2.1	2.3	2.4	1.9	2.2
最多風向	南	西北西	西北西	南	南	南	北	南	南	北北東	北北東	西北西	北西
日照時間(時間)	1,890.3	111.2	118.0	172.0	186.8	213.4	124.2	175.2	219.7	151.4	166.7	141.3	101.5
降水量(mm)	1,979.3	75.4	85.4	117.0	146.3	125.5	280.0	349.0	314.1	191.3	126.7	85.7	94.6

注：平年値は2010～2020年の11年間の観測値をもとに算出した

〔「気象統計情報 平年値」(気象庁HP、閲覧：令和3年12月)より作成〕

表3.1-2(2) 唐津地域気象観測所の気象概況(令和2年)

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)				日照時間(時間)	
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速		風向
1	170.5	43.5	19.5	13.0	9.0	12.5	5.9	19.0	-0.8	2.2	10.0	南	21.0	北	79.6
2	103.5	34.5	14.5	5.0	9.0	13.4	4.8	21.2	-0.2	2.3	10.8	北西	20.1	西北西	127.0
3	166.0	56.5	23.5	6.5	11.6	16.0	7.2	22.3	-0.9	2.7	9.6	南	17.3	北西	177.0
4	93.0	32.5	12.0	3.5	13.2	17.8	8.6	25.4	3.5	2.7	12.6	北	24.8	北	231.3
5	154.5	83.5	20.5	5.5	19.3	24.0	15.3	28.3	10.6	2.0	8.7	南	16.4	南	204.7
6	384.5	111.0	24.0	9.0	23.7	28.1	20.3	32.9	16.0	2.1	7.7	南	17.4	北	168.5
7	815.5	232.0	44.5	19.0	24.8	28.1	22.5	33.1	17.9	2.1	8.0	南	15.7	南	92.6
8	119.0	78.0	39.5	15.5	28.8	33.3	25.4	36.7	22.8	2.2	8.5	南	17.5	南	255.9
9	325.0	56.5	23.5	12.0	23.5	27.0	20.5	34.0	14.4	2.8	14.4	南東	29.9	南東	144.8
10	45.5	39.0	7.5	1.5	18.8	22.9	15.3	28.1	8.4	2.6	8.5	北	21.5	東北東	197.8
11	28.0	16.5	6.0	4.0	14.5	18.9	9.9	26.5	5.7	1.8	8.8	南	17.1	南	147.3
12	35.5	11.0	4.5	1.5	7.7	12.2	3.5	16.4	-0.7	2.0	10.0	北西	18.0	北北西	116.9
年	2,440.5	232.0	44.5	19.0	17.0	21.2	13.3	36.7	-0.9	2.3	14.4	南東	29.9	南東	1,943.4

注：「)」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う(準正常値)。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

〔「気象統計情報」(気象庁HP、閲覧：令和3年12月)より作成〕

表 3.1-3 唐津地域気象観測所の風向頻度及び風向別平均風速（令和 2 年）

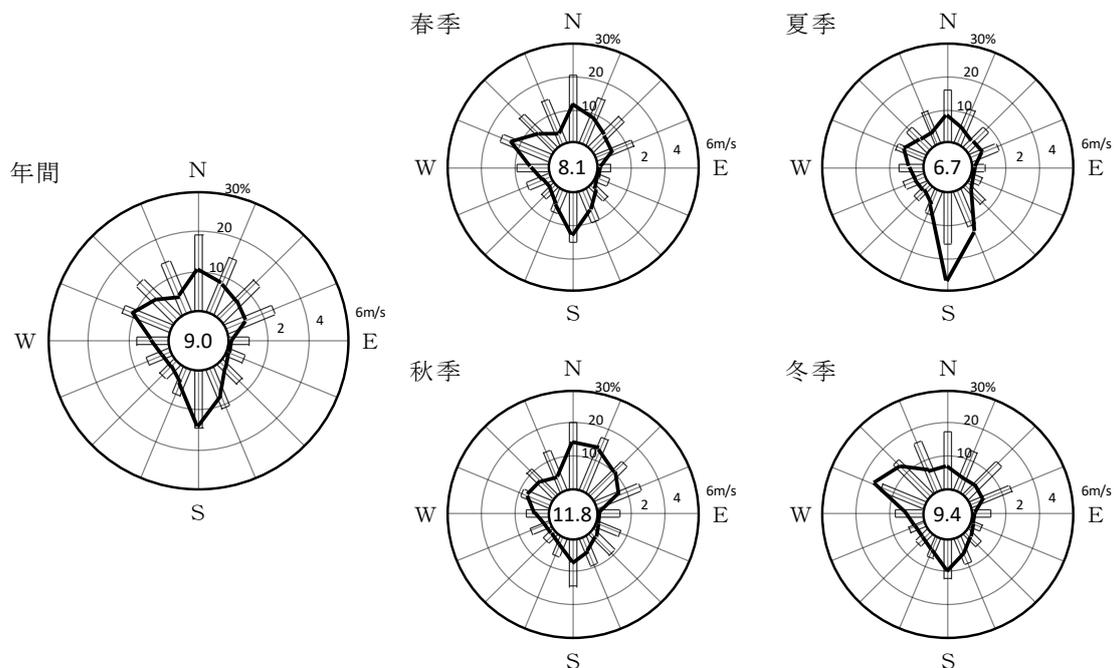
季節 風向	春季（3～5月）		夏季（6～8月）		秋季（9～11月）		冬季（1, 2, 12月）		年間	
	風向出現 頻度（%）	平均風速 （m/s）								
北北東	8.6	3.0	4.9	2.3	13.7	3.5	4.5	2.6	7.9	3.0
北東	6.1	2.6	3.3	1.7	10.6	2.8	4.7	2.8	6.2	2.6
東北東	5.4	2.4	3.9	1.7	7.5	2.8	4.3	2.6	5.3	2.5
東	0.7	0.8	1.0	0.7	0.6	1.3	0.8	1.1	0.8	1.0
東南東	0.8	0.8	1.0	0.7	0.9	1.5	0.9	0.7	0.9	0.9
南東	2.3	1.2	2.7	1.5	2.6	1.8	2.5	1.1	2.5	1.4
南南東	6.5	2.0	13.9	2.3	4.9	1.8	5.7	1.7	7.8	2.1
南	13.2	3.0	27.1	3.1	7.5	2.9	10.1	2.4	14.5	2.9
南南西	5.0	1.4	5.0	1.5	2.9	1.2	4.6	1.3	4.4	1.4
南西	1.9	1.0	2.4	1.1	1.3	0.8	2.8	1.0	2.1	1.0
西南西	2.4	1.4	2.7	1.3	1.4	1.2	2.8	1.0	2.3	1.2
西	5.0	1.9	3.8	1.4	3.6	1.3	4.7	1.6	4.3	1.6
西北西	12.4	3.1	6.3	1.8	6.9	1.8	16.2	2.8	10.4	2.6
北西	6.7	2.9	3.8	1.7	5.9	2.2	12.4	2.9	7.2	2.6
北北西	3.4	2.9	3.6	2.2	4.2	2.6	6.5	3.2	4.4	2.8
北	11.5	4.1	8.0	3.2	13.8	4.1	7.0	3.5	10.1	3.8
静穏	8.1	0.1	6.7	0.1	11.8	0.1	9.4	0.1	9.0	0.1
合計・平均	100	2.5	100	2.2	100	2.4	100	2.2	100	2.3
欠測	0		0		0.0		0.2		0.1	

注：1. 静穏は0.2m/s以下である。

2. 風向出現頻度は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数は一致しない場合がある。

3. 風向出現頻度の「0」は出現しなかったこと、「0.0」は小数点以下第2位を四捨五入して0.1に満たなかったことを示す。

〔「過去の気象データ」（気象庁HP、閲覧：令和3年12月）より作成〕



注：1. 風配図の実線は風向出現頻度（%）、棒線は平均風速（m/s）を示す

2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速 0.2m/s 以下、%）を示す。

〔「過去の気象データ」（気象庁HP、閲覧：令和3年12月）より作成〕

図 3.1-2 唐津地域気象観測所の風配図（令和 2 年）

伊万里地域気象観測所における平年値及び令和2年の気象概況は表3.1-4、令和2年の風向頻度及び風向別平均風速は表3.1-5、風配図は図3.1-3のとおりである。令和2年の年平均気温は16.4℃、年降水量は3,210.5mm、年平均風速は2.1m/s、日照時間は1,914.4時間である。また、令和2年の風向は、春季は西北西、夏季は南東、秋季及び冬季は東南東の出現が多くなっている。年間の風向頻度は東南東が最も多く11.9%、次いで西北西の10.0%である。

表3.1-4(1) 伊万里地域気象観測所の気象概況(平年値)

要素名	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(℃)	15.9	5.4	6.4	9.5	14.2	18.6	22.2	26.4	27.2	23.3	17.9	12.4	7.3
日最高気温(℃)	20.8	9.8	11.2	14.6	19.7	24.1	26.7	30.5	31.8	28.0	23.3	17.7	12.2
日最低気温(℃)	11.6	1.2	1.7	4.5	8.9	13.6	18.6	23.3	23.7	19.6	13.3	7.6	2.9
平均風速(m/s)	2.1	2.3	2.4	2.4	2.4	2.2	2.0	2.3	2.1	1.9	1.8	1.8	2.1
最多風向	北西	西北西	北西	北西	北西	北西	北西	南	東南東	北西	東南東	東南東	西北西
日照時間(時間)	1,798.8	98.6	118.9	157.9	182.7	193.2	122.0	159.0	188.5	155.3	178.7	135.4	108.6
降水量(mm)	2,221.8	78.6	93.8	148.6	188.2	197.2	355.6	367.9	272.0	224.1	105.0	107.4	83.6

注：平年値は1991～2020年の30年間の観測値をもとに算出した。

〔「気象統計情報 平年値」(気象庁HP、閲覧：令和3年12月)より作成〕

表3.1-4(2) 伊万里地域気象観測所の気象概況(令和2年)

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)				日照時間(時間)	
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速		風向
1	191.0	42.0	23.5	12.5	8.0	11.9	4.4	19.7	-2.1	1.8	12.2	西	20.9	西	86.0
2	139.5	43.0	11.0	4.0	8.2	13.2	3.2	20.8	-2.0	2.2	9.4	西北西	17.7	西北西	141.0
3	198.5	81.0	26.0	7.0	11.0	15.8	5.8	22.6	-1.7	2.3	10.0	西	17.9	西	167.7
4	122.0	35.5	9.5	3.0	12.6	18.0	7.3	25.7	2.0	2.6	10.2	西北西	18.3	北北西	234.5
5	203.0	70.0	30.5	10.0	19.3	24.7	14.7	29.5	8.6	2.0	7.2	西南西	15.3	南西	206.7
6	638.5	192.0	87.5	19.5	23.8	28.6	20.0	34.2	14.1	2.2	10.3	南西	20.9	西南西	156.1
7	1,025.0	208.0	53.5	22.5	24.8	28.1	22.3	33.4	17.8	2.0	10.7	南西	22.3	南西	68.9
8	117.5	46.5	13.0	8.5	28.6)	33.0)	25.0)	36.3)	22.8)	2.0)	7.6)	南東	17.6)	南南西	220.5)
9	408.0	90.5	28.5	11.5	23.0	27.1	19.7	34.4	12.4	2.2	16.8	南東	34.4	南西	135.4
10	69.0	54.5	8.5	2.0	17.8	22.7	13.2	28.0	7.1	2.1	8.1	北北東	15.6	北東	210.4
11	57.0	36.5	29.0	10.0	13.5	18.7	8.4	25.1	3.0	1.7	7.7	北西	16.4	南南西	154.4
12	41.5)	14.5)	7.0)	2.0)	6.3)	11.7)	1.6)	16.0)	-1.7)	2.0)	11.7)	西北西	21.9)	北北西	132.8)
年	3,210.5	208.0	87.5	22.5	16.4	21.1	12.1	36.3	-2.1	2.1	16.8	南東	34.4	南西	1,914.4

注：「)」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う(準正常値)。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

〔「気象統計情報」(気象庁HP、閲覧：令和3年12月)より作成〕

表 3.1-5 伊万里地域気象観測所の風向頻度及び風向別平均風速（令和2年）

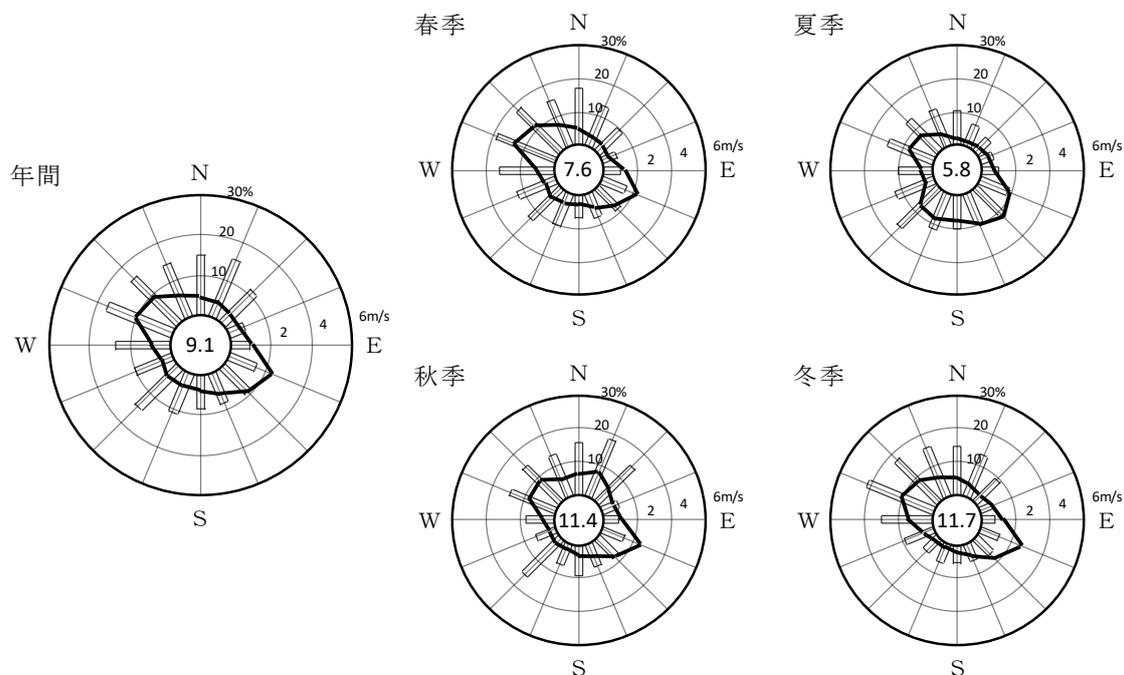
季節 風向	春季（3～5月）		夏季（6～8月）		秋季（9～11月）		冬季（1, 2, 12月）		年間	
	風向出現頻度(%)	平均風速(m/s)	風向出現頻度(%)	平均風速(m/s)	風向出現頻度(%)	平均風速(m/s)	風向出現頻度(%)	平均風速(m/s)	風向出現頻度(%)	平均風速(m/s)
北北東	3.1	2.6	1.4	1.4	8.0	3.7	3.4	2.7	4.0	3.1
北東	2.9	1.9	2.0	1.1	5.3	3.0	2.6	1.9	3.2	2.2
東北東	2.4	0.9	3.0	0.8	3.8	1.0	4.0	0.8	3.3	0.8
東	6.3	1.0	4.0	1.0	5.3	0.9	6.3	0.8	5.5	0.9
東南東	11.5	1.5	9.9	1.8	12.5	1.4	13.5	1.2	11.9	1.4
南東	7.7	1.8	12.5	2.2	8.1	1.6	8.8	1.3	9.3	1.8
南南東	5.0	1.5	10.4	1.9	4.3	1.5	4.3	1.1	6.0	1.6
南	3.0	1.4	8.1	2.0	3.3	1.8	2.5	1.1	4.2	1.7
南南西	3.5	2.1	8.7	2.3	2.0	1.4	1.5	1.2	3.9	2.1
南西	4.2	2.6	7.8	3.3	2.3	3.1	1.4	1.1	3.9	2.9
西南西	3.0	2.4	2.3	2.4	1.8	1.2	3.1	1.8	2.6	2.0
西	4.6	3.2	3.1	2.0	3.3	1.7	6.9	3.0	4.5	2.7
西北西	13.0	3.8	8.0	2.9	8.5	2.9	10.4	4.2	10.0	3.5
北西	10.8	3.6	7.2	2.6	8.8	3.0	8.7	3.6	8.9	3.2
北北西	6.7	3.0	4.1	2.4	5.2	2.7	5.9	3.2	5.5	2.9
北	4.7	3.4	1.9	2.1	6.1	3.1	4.8	2.9	4.4	3.0
静穏	7.6	0.1	5.8	0.1	11.4	0.1	11.7	0.1	9.1	0.1
合計・平均	100	2.3	100	2.0	100	2.0	100	2.0	100	2.1
欠測	0		0.3		0		0.5		0.2	

注：1. 静穏は0.2m/s以下である。

2. 風向出現頻度は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数は一致しない場合がある。

3. 風向出現頻度の「0」は出現しなかったことを示す。

〔過去の気象データ〕（気象庁HP、閲覧：令和3年12月）より作成



注：1. 風配図の実線は風向出現頻度(%)、棒線は平均風速(m/s)を示す

2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速 0.2m/s以下、%）を示す。

〔過去の気象データ〕（気象庁HP、閲覧：令和3年12月）より作成

図 3.1-3 伊万里地域気象観測所の風配図（令和2年）

## 2. 大気質の状況

「令和2年度（2020年度）大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）によると、佐賀県における大気質の状況として、令和2年度は一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）14局及び自動車排出ガス測定局2局の計16局で大気汚染防止法に基づく常時監視測定を実施している。

対象事業実施区域の近傍には、一般局が3局設置されており、各測定局の概要及び測定項目は表3.1-6、位置は図3.1-4のとおりである。

表 3.1-6 測定局の概要及び測定項目（令和2年度）

区分	測定局	設置場所	二酸化 いおう (SO <sub>2</sub> )	二酸化 窒素 (NO <sub>2</sub> )	一酸化 炭素 (CO)	非メタン 炭化水素 (NMHC)	浮遊粒 子状物 質 (SPM)	微小粒 子状物 質 (PM2.5)	光化学 オキシ ダント (O <sub>3</sub> )
一般局	唐津	唐津市二夕子 1-7-83	○	○	—	—	○	○	○
	竹木場	唐津市竹木場 5616-1	○	—	—	—	○	—	—
	大坪	伊万里市大坪町 甲 2863-3	○	○	—	—	○	○	○

注：「○」は測定が行われていること、「—」は行われていないことを示す。

〔「令和2年度（2020年度）大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）より作成〕

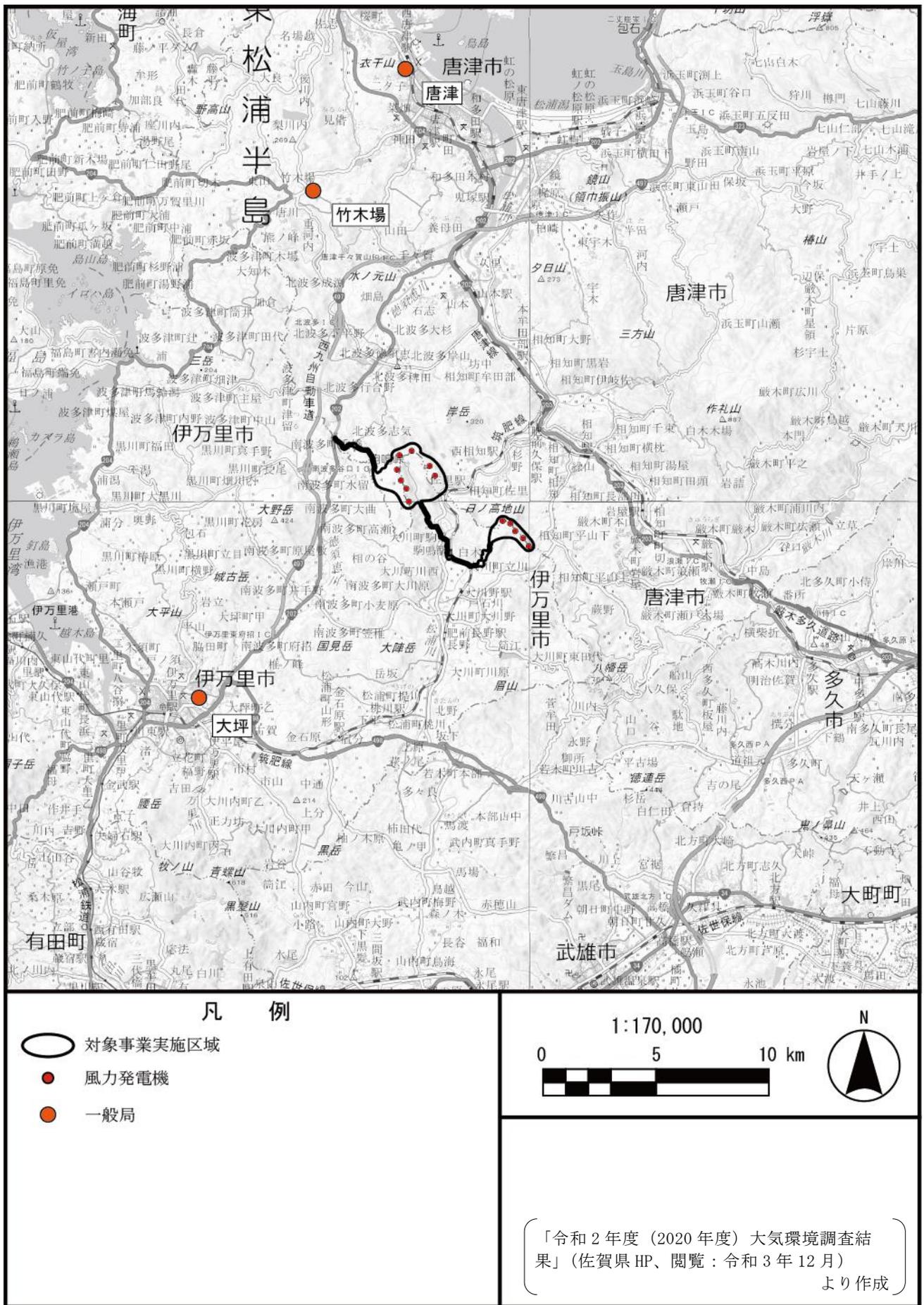


図 3.1-4 大気測定局及び環境騒音測定地点の位置

## (1) 二酸化いおう

令和2年度の各測定局における二酸化いおうの測定結果は表3.1-7のとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-8及び図3.1-5のとおりである。

### ※ 環境基準とその評価

環境基準：日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

短期的評価：日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

表3.1-7 二酸化いおうの測定結果（令和2年度）

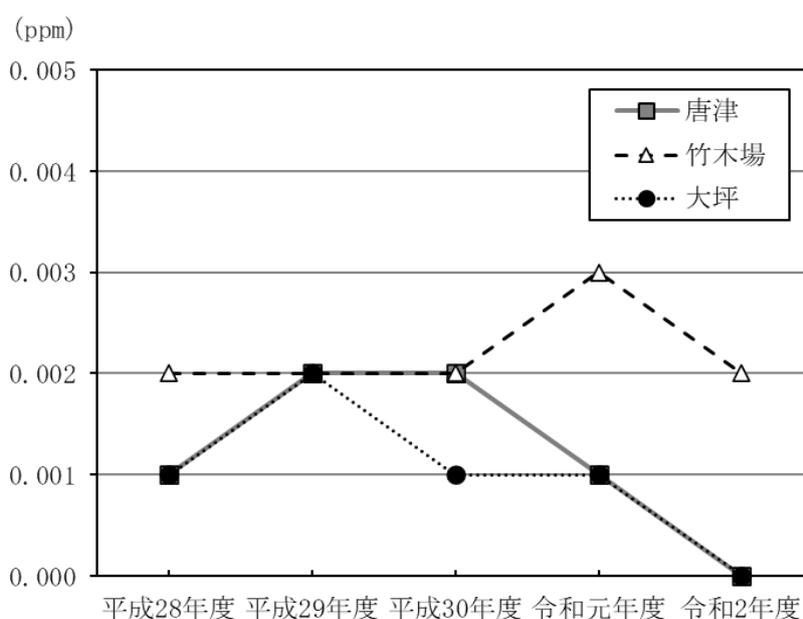
区分	市	測定局	有効測定日数	平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
					時間	%	日	%				
一般局	唐津市	唐津	359	0.000	0	0.0	0	0.0	0.010	0.002	○	0
		竹木場	331	0.002	0	0.0	0	0.0	0.013	0.004	○	0
	伊万里市	大坪	360	0.000	0	0.0	0	0.0	0.018	0.002	○	0

〔令和2年度（2020年度）大気環境調査結果〕（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）より作成

表3.1-8 二酸化いおうの年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値（ppm）				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	唐津市	唐津	0.001	0.002	0.002	0.001	0.000
		竹木場	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002
	伊万里市	大坪	0.001	0.002	0.001	0.001	0.000

〔平成28～令和2年度大気環境調査結果〕（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）より作成



〔平成28～令和2年度大気環境調査結果〕（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）より作成

図3.1-5 二酸化いおうの年平均値の経年変化

(2) 二酸化窒素

令和2年度の各測定局における二酸化窒素の測定結果は表3.1-9のとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-10及び図3.1-6のとおりである。

※ 環境基準とその評価

環境基準：日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

環境基準の評価：日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。

表3.1-9 二酸化窒素の測定結果（令和2年度）

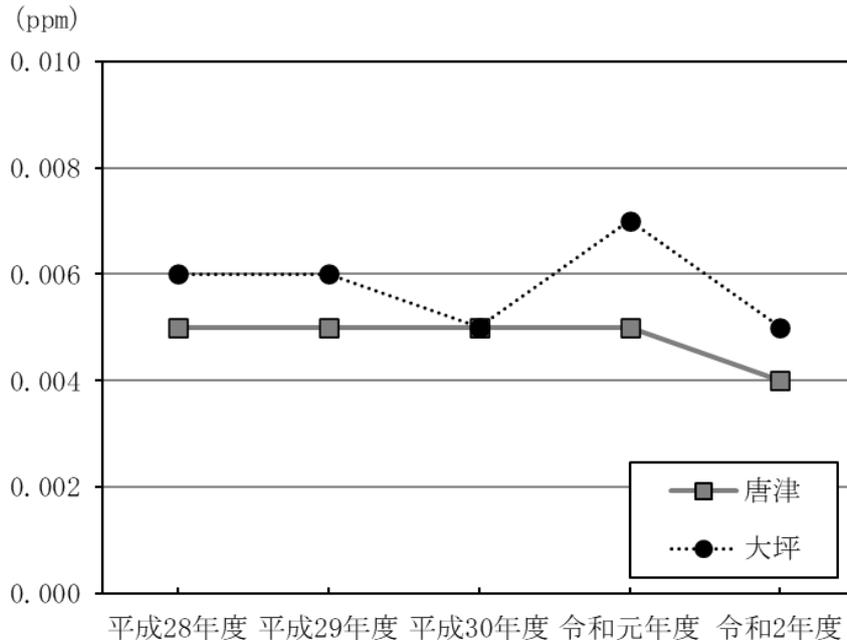
区分	市	測定局	有効測定 日数	平均値	1時間値 の最高値	日平均値が 0.06ppmを超え た日数とその割 合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		日平均値 の98%値 ppm	98%値評価 による日平 均値が 0.06ppmを 超えた日数
						日	%	日	%		
一般局	唐津市	唐津	362	0.004	0.032	0	0.0	0	0.0	0.010	0
	伊万里市	大坪	362	0.005	0.034	0	0.0	0	0.0	0.010	0

〔「令和2年度（2020年度）大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）より作成〕

表3.1-10 二酸化窒素の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値（ppm）				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	唐津市	唐津	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
	伊万里市	大坪	0.006	0.006	0.005	0.007	0.005

〔「平成28～令和2年度大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）より作成〕



〔「平成28～令和2年度大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）より作成〕

図3.1-6 二酸化窒素の年平均値の経年変化

### (3) 浮遊粒子状物質

令和2年度の各測定局における浮遊粒子状物質の測定結果は表3.1-11のとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-12及び図3.1-7のとおりである。

※ 環境基準とその評価

環境基準：日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

短期的評価：日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であること、ただし、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続しないこと。

表3.1-11 浮遊粒子状物質の測定結果（令和2年度）

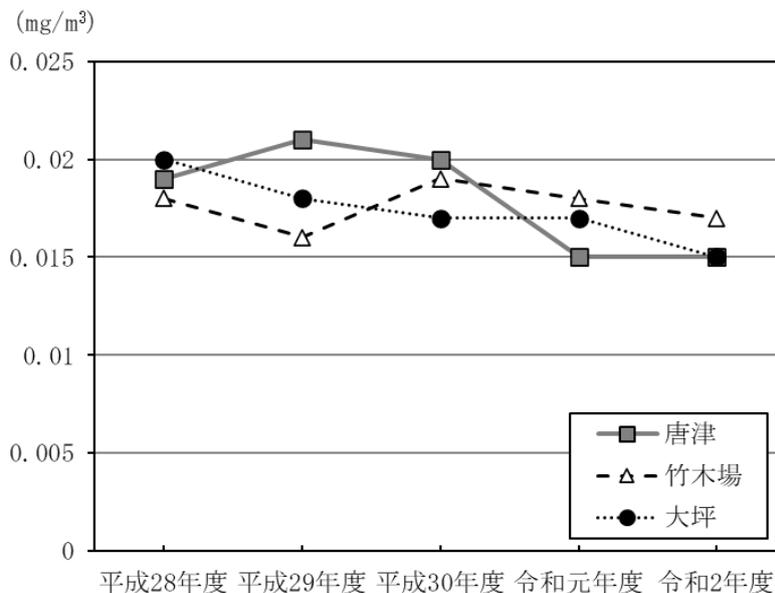
区分	市	測定局	有効測定日数	平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を越えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を越えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
					日	mg/m <sup>3</sup>	時間	%				
一般局	唐津市	唐津	356	0.015	0	0.0	0	0.0	0.161	0.044	○	0
		竹木場	353	0.017	0	0.0	0	0.0	0.190	0.053	○	0
	伊万里市	大坪	348	0.015	0	0.0	0	0.0	0.133	0.046	○	0

〔令和2年度（2020年度）大気環境調査結果〕（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）より作成

表3.1-12 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	唐津市	唐津	0.019	0.021	0.020	0.015	0.015
		竹木場	0.018	0.016	0.019	0.018	0.017
	伊万里市	大坪	0.020	0.018	0.017	0.017	0.015

〔平成28～令和2年度大気環境調査結果〕（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）より作成



〔平成28～令和2年度大気環境調査結果〕（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）より作成

図3.1-7 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

#### (4) 微小粒子状物質

令和2年度の各測定局における微小粒子状物質の測定結果は表3.1-13のとおりである。いずれの測定局も長期的評価について環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-14及び図3.1-8のとおりである。

##### ※ 環境基準とその評価

環境基準：年平均値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、日平均値が  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること。

長期基準：年平均値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること。

短期基準：日平均値のうち年間98パーセンタイル値が  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること。

表3.1-13 微小粒子状物質の測定結果（令和2年度）

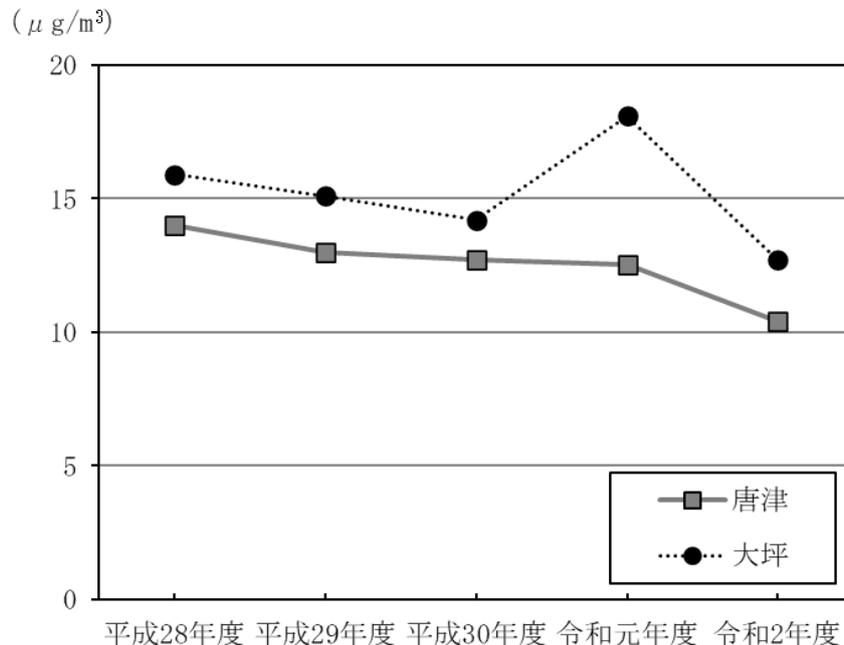
区分	市	測定局	有効測定日数 日	平均値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合		時間値の最 高値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値の 98%値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	98%値評価による日 平均値が $35.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 日
					日	%			
一般局	唐津市	唐津	363	10.4	5	1.4	104	27.6	0
	伊万里市	大坪	363	12.7	4	1.1	114	30.2	0

〔令和2年度（2020年度）大気環境調査結果〕（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）より作成

表3.1-14 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	唐津市	唐津	14.0	13.0	12.7	12.5	10.4
	伊万里市	大坪	15.9	15.1	14.2	18.1	12.7

〔平成28～令和2年度大気環境調査結果〕（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）より作成



〔平成28～令和2年度大気環境調査結果〕（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）より作成

図3.1-8 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

(5) 光化学オキシダント

令和2年度の各測定局における光化学オキシダントの測定結果は表3.1-15のとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成していない。

また、過去5年間における昼間の1時間値の年平均値の経年変化は、表3.1-16及び図3.1-9のとおりである。

※ 環境基準とその評価

環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

環境基準の評価：昼間（5時～20時まで）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であること。

表3.1-15 光化学オキシダントの測定結果（令和2年度）

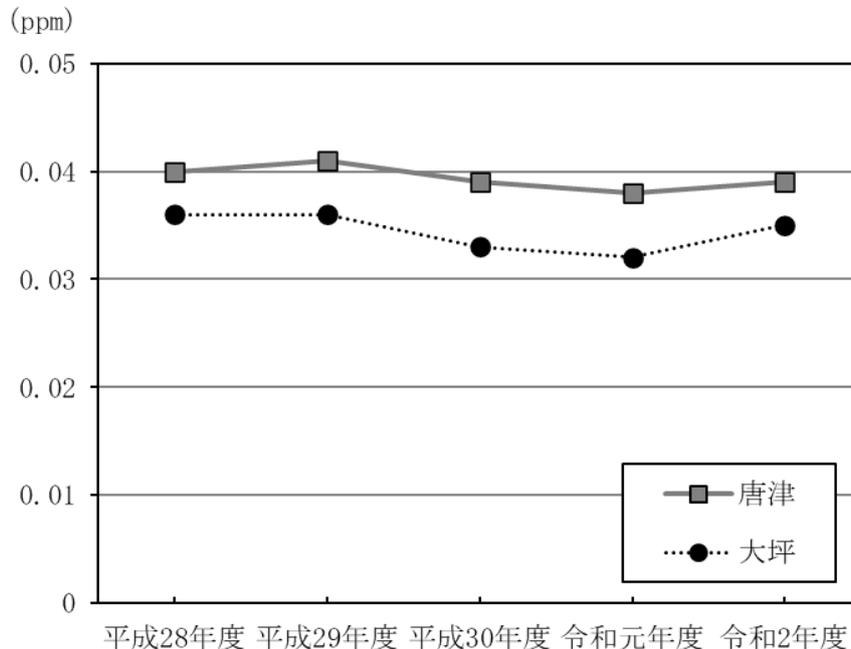
区分	市	測定局	有効測定日数	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数及び時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
			日	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
一般局	唐津市	唐津	365	0.039	59	381	0	0	0.097	0.048
	伊万里市	大坪	365	0.035	68	407	0	0	0.090	0.049

〔「令和2年度（2020年度）大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）より作成〕

表3.1-16 光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	昼間の1時間値の年平均値（ppm）				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	唐津市	唐津	0.040	0.041	0.039	0.038	0.039
	伊万里市	大坪	0.036	0.036	0.033	0.032	0.035

〔「平成28～令和2年度大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）より作成〕



〔「平成28～令和2年度大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）より作成〕

図3.1-9 光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の経年変化

(6) 大気汚染に係る苦情の発生状況

大気汚染に係る公害苦情受理件数は、「令和2年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和3年）によると、令和元年度は唐津市で7件、伊万里市で28件である。

3. 騒音の状況

(1) 環境騒音の状況

「令和2年度環境報告」（伊万里市、令和3年）によると、環境騒音（一般地域）測定が伊万里市内4地点で実施されている。令和2年度の対象事業実施区域の近傍における一般環境騒音の測定地点は図3.1-10、測定結果は表3.1-17のとおりであり、いずれの地点も環境基準を達成している。

表 3.1-17 環境騒音（一般地域）の測定結果（令和2年度）

（単位：デシベル）

地点名	環境基準 類型	指定地域 種別	昼間 (6:00~22:00)		夜間 (22:00~6:00)	
			測定値	環境基準	測定値	環境基準
栄町公民館	A	1	30	55	23	45
中央駐車場	C	3	40	60	31	50
市役所駐車場	B	2	42	55	33	45
東八公民館	B	2	33	55	28	45

〔「令和2年度環境報告」（伊万里市、令和3年）より作成〕

(2) 自動車騒音の状況

対象事業実施区域の近傍における、令和2年の自動車騒音の測定地点は図3.1-10、測定結果は表3.1-18のとおりであり、唐津市の2地点で環境基準を超過している。

表 3.1-18 自動車騒音の測定結果（令和2年度）

（単位：デシベル）

市	測定地点	道路名	環境基準 類型	指定地域 種別	昼間 (6:00~22:00)			夜間 (22:00~6:00)		
					測定値	環境 基準	要請 限度	測定値	環境 基準	要請 限度
唐津市	都市コミュニティ センター前	—	B	—	65.1	65	—	57	60	—
	文化体育館前（幹 線道路）	—	C	—	66.8	65	—	58.6	60	—
	市役所本庁前（幹 線道路）	—	C	—	65.4	70	—	57.9	65	—
伊万里市	南波多町井手野 2483-1 付近	一般国道 202 号	無	2	68	70	75	63	65	70

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「令和2年度環境報告」（伊万里市、令和3年）  
「唐津市の環境 令和2年度版」（唐津市、令和3年）より作成〕

(3) 騒音に係る苦情の発生状況

騒音に係る公害苦情受理件数は、「令和2年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和3年）によると、令和元年度は唐津市で1件、伊万里市で6件である。

## 4. 振動の状況

### (1) 環境振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境振動の状況について、唐津市、伊万里市及び佐賀県において公表された測定結果はない。

### (2) 道路交通振動の状況

「唐津市の環境 令和2年度版」(唐津市、令和3年)によると、自動車振動測定が唐津市内3地点で実施されている。令和2年度の対象事業実施区域の近傍における自動車振動の測定地点は図3.1-10、測定結果は表3.1-19のとおりであり、いずれの地点も要請限度を達成している。

表 3.1-19 道路振動の測定結果 (令和2年度)

(単位:デシベル)

場所	地域の類型	昼間 (8:00~19:00)		夜間 (19:00~8:00)	
		測定値	要請限度	測定値	要請限度
都市コミュニティセンター前	第1種	39	65	39	60
文化体育館前(幹線道路)	第2種	43	70	42	65
市役所本庁前(幹線道路)	第2種	38	70	33	65

〔「唐津市の環境 令和2年度版」(唐津市、令和3年)より作成〕

### (3) 振動に係る苦情の発生状況

振動に係る公害苦情受理件数は、「令和2年版佐賀県環境白書」(佐賀県、令和3年)によると、令和元年度は唐津市で0件、伊万里市で1件である。

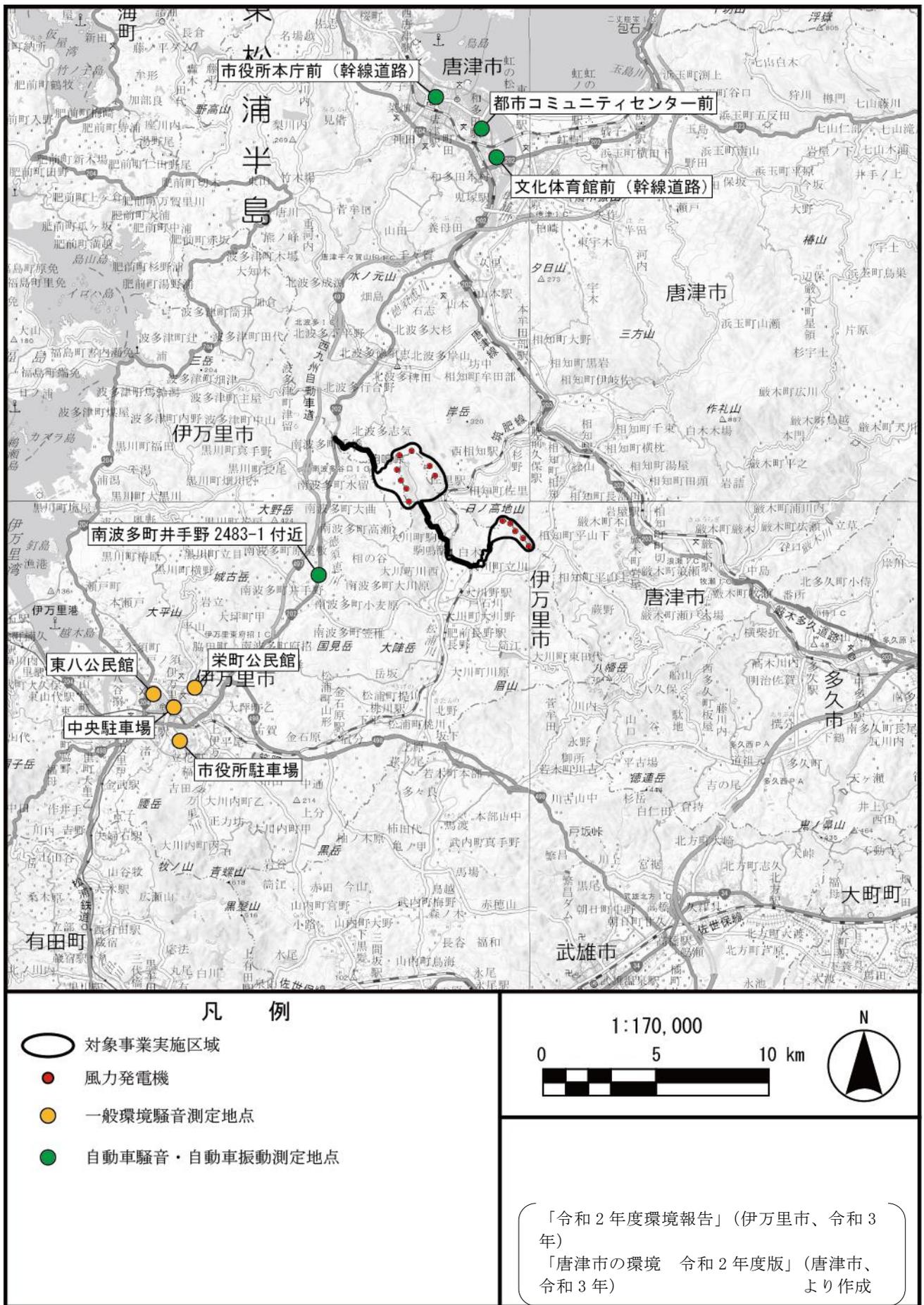


図 3.1-10 一般環境騒音・自動車騒音・自動車振動測定地点

### 3.1.2 水環境の状況

#### 1. 水象の状況

##### (1) 河川

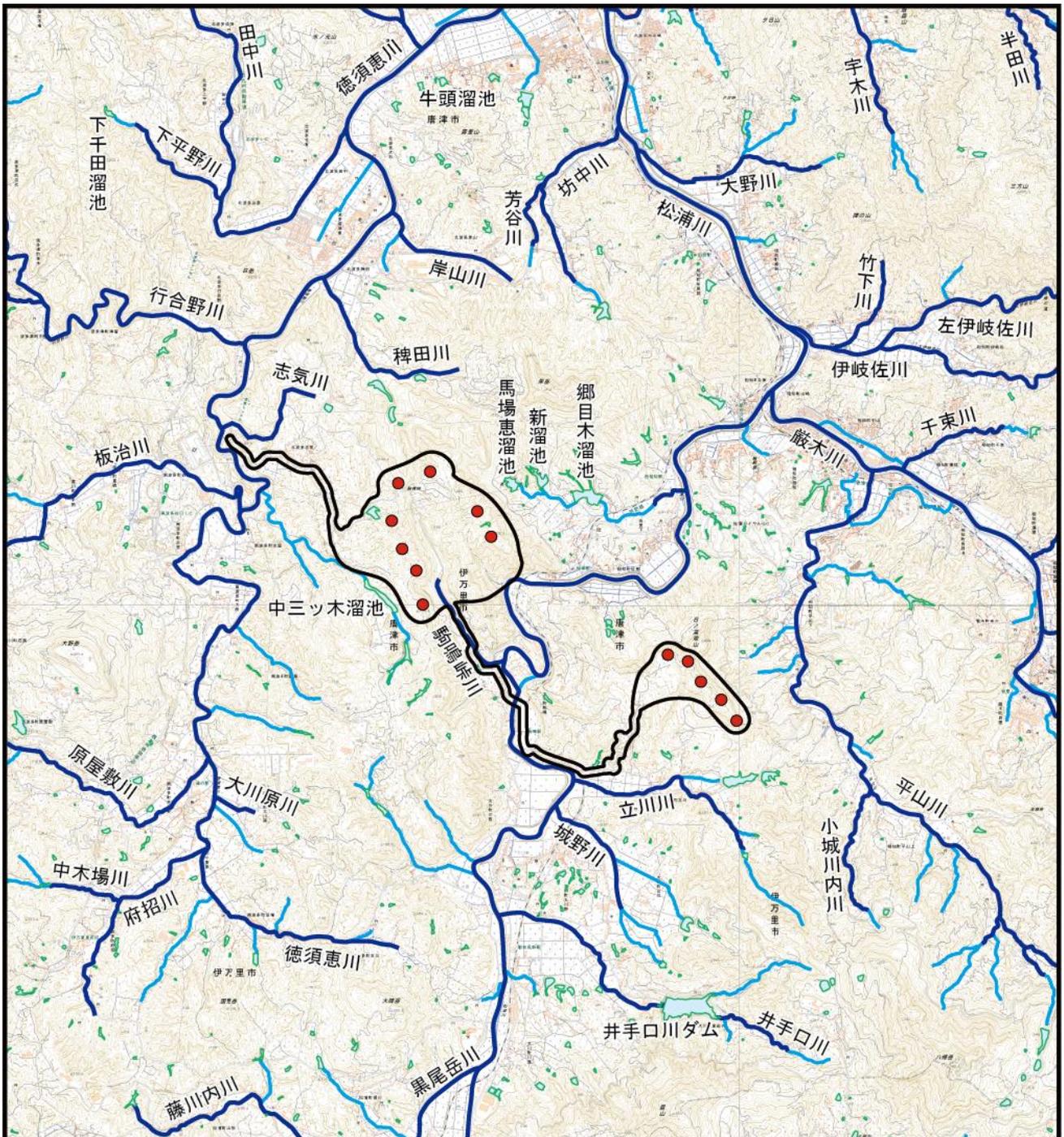
対象事業実施区域及びその周囲の主要な河川の状況は図 3.1-11 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲には一級河川の松浦川及び支川の徳須恵川等がある。

##### (2) 湖沼

対象事業実施区域及びその周囲の主要な湖沼の状況は図 3.1-11 のとおりであり、中三ツ木溜池や郷目木溜池等の溜池がある。

##### (3) 海域

対象事業実施区域及びその周囲に海域は存在しない。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  一級河川
-  普通河川
-  溜池等

1:75,000

0 0.5 1 2 3km



〔「国土数値情報（河川データ）」（国土交通省）  
HP、閲覧：令和3年12月〕より作成

図 3.1-11 主要な河川及び湖沼の状況

## 2. 水質の状況

### (1) 河川の水質

対象事業実施区域及びその周囲における河川の水質の状況として、令和元年度の水質測定地点は図 3.1-12、水質測定結果は表 3.1-20 のとおりである。

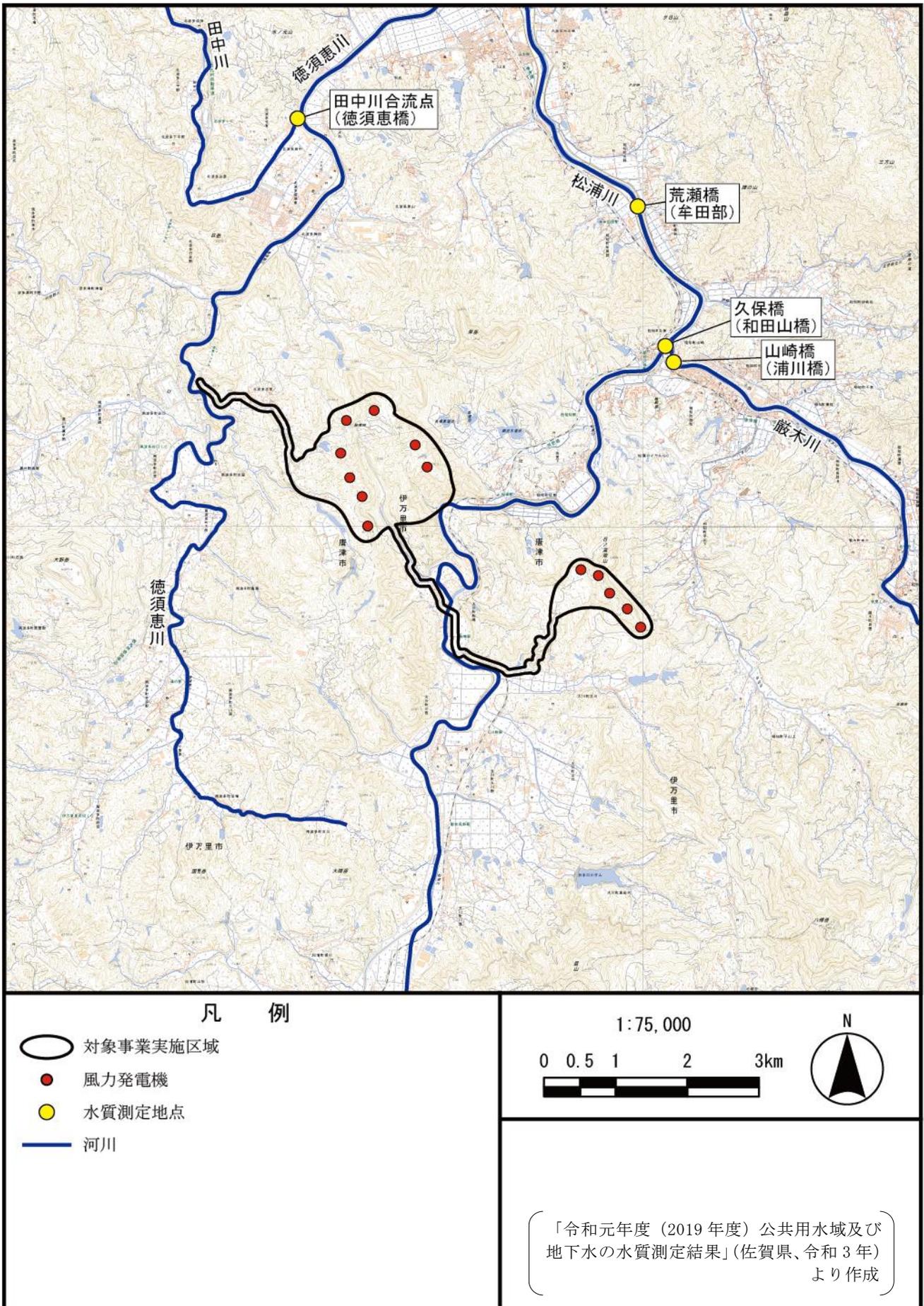


図 3.1-12 水質測定地点

表 3.1-20(1) 河川の水質測定結果（生活環境項目）

水域名		松浦川					松浦川					環境基準 A 類型 (河川)
測定地点名		久保橋					荒瀬橋					
類型		A					A					
測定項目	単位	最小値	最大値	75%値	m	n	最小値	最大値	75%値	m	n	
水素イオン濃度(pH)	—	7.3	7.9	—	0	12	7.3	7.9	—	0	12	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.7	12	—	0	12	7.7	11	—	0	12	7.5 以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.5	1.1	0.9	0	12	<0.5	1.1	0.9	0	12	2 以下
浮遊物質質量(SS)	mg/L	2	17	—	0	12	2	18	—	0	12	25 以下
大腸菌群数	MPN/ 100mL	1,300	35,000	—	4	4	1,300	35,000	—	4	4	1,000 以下
水域名		巖木川					徳須恵川					環境基準 A 類型 (河川)
測定地点名		山崎橋					田中川合流点					
類型		A					A					
測定項目	単位	最小値	最大値	75%値	m	n	最小値	最大値	75%値	m	n	
水素イオン濃度(pH)	—	7.3	7.9	—	0	12	7.3	8.1	—	0	12	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.7	11	—	0	12	7.4	13	—	1	12	7.5 以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	1.1	0.8	0	12	0.5	1.6	1.2	0	12	2 以下
浮遊物質質量(SS)	mg/L	1	23	—	0	12	2	35	—	1	12	25 以下
大腸菌群数	MPN/ 100mL	790	22,000	—	2	4	1,100	54,000	—	4	4	1,000 以下

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「m」は環境基準値を超える検体数、「n」は総検体数を示す。

〔令和元年度（2019年度）公共用水域及び地下水の水質測定結果〕（佐賀県、令和3年）より作成

表 3.1-20(2) 河川の水質測定結果（全窒素、全磷）

水域名		松浦川					松浦川				
測定地点名		久保橋					荒瀬橋				
類型		—					—				
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	平均値
全窒素	mg/L	0.54	1.1	—	4	0.89	0.55	1.0	—	4	0.82
全磷	mg/L	0.040	0.10	—	4	0.058	0.42	0.090	—	4	0.054
水域名		巖木川					徳須恵川				
測定地点名		山崎橋					田中川合流点				
類型		—					—				
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	平均値
全窒素	mg/L	0.62	0.98	—	4	0.82	0.54	2.0	—	4	1.4
全磷	mg/L	0.023	0.076	—	4	0.039	0.039	0.34	—	4	0.12

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「m」は環境基準値を超える検体数、「n」は総検体数を示す。

〔令和元年度（2019年度）公共用水域及び地下水の水質測定結果〕（佐賀県、令和3年）より作成

表 3.1-20(3) 河川の水質測定結果（健康項目）

水域名 測定地点名		松浦川		巖木川	徳須恵川	環境基準
		久保橋	荒瀬橋	山崎橋	田中川 合流点	
カドミウム	mg/L	—	—	—	—	0.003 mg/L 以下
全シアン	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
鉛	mg/L	—	—	—	—	0.01 mg/L 以下
六価クロム	mg/L	—	—	—	—	0.05 mg/L 以下
砒素	mg/L	—	—	—	—	0.01 mg/L 以下
総水銀	mg/L	—	—	—	—	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	0.002 mg/L 以下
チウラム	mg/L	—	—	—	—	0.006 mg/L 以下
シマジン	mg/L	—	—	—	—	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	0.01 mg/L 以下
セレン	mg/L	—	—	—	—	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.76	0.71	0.71	1.1	10 mg/L 以下
ふっ素	mg/L	—	—	—	0.09	0.8 mg/L 以下
ほう素	mg/L	—	—	—	—	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	0.05 mg/L 以下

注：「—」は該当がないことを示す。

〔令和元年度（2019年度）公共用水域及び地下水の水質測定結果〕（佐賀県、令和3年）より作成〕

## (2) 湖沼の水質

対象事業実施区域及びその周囲の湖沼において、水質測定は実施されていない。

### (3) 地下水の水質

対象事業実施区域及びその周囲における地下水の水質の状況として、令和2年度は継続監視調査が伊万里市の南波多町府招及び波多津町木場で、継続監視調査が唐津市の巖木町岩屋で行われている。測定結果は表3.1-21のとおりである。

表3.1-21(1) 地下水水質の測定結果（概況調査・令和2年度）

市		伊万里市		環境基準
地区名		南波多町府招	波多津町木場	
井戸深度 (m)		5	不明	
浅深井戸別		浅井戸	深井戸	
用途区分		生活用水	水道水源	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
六価クロム	mg/L	<0.04	<0.04	0.05 mg/L 以下
砒素	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	—	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/L	<0.0002	—	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	—	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	—	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.008	<0.008	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	—	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	—	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.001	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	—	0.002 mg/L 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	—	0.006 mg/L 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	—	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	—	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	3.4	6.5	10 mg/L 以下
ふっ素	mg/L	<0.1	<0.08	0.8 mg/L 以下
ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0.05 mg/L 以下

注：1. 「<」は定量下限値未満であること（検出されないこと）を示す。

2. 「—」は該当がないことを示す。

〔「令和元年度（2019年度）公共用水域及び地下水の水質測定結果」（佐賀県、令和3年）より作成〕

表 3.1-21(2) 地下水水質の測定結果（継続監視調査・令和2年度）

市		唐津市			環境基準
地区名		巖木町岩屋	巖木町岩屋	巖木町岩屋	
井戸深度 (m)		不明	5	NA	
浅深井戸別		深井戸	浅井戸	浅井戸	
用途区分		生活用水	生活用水	生活用水	
カドミウム	mg/L	—	—	—	0.003mg/L 以下
全シアン	mg/L	—	—	—	検出されないこと
鉛	mg/L	—	—	—	0.01 mg/L 以下
六価クロム	mg/L	—	—	—	0.05 mg/L 以下
砒素	mg/L	—	—	—	0.01 mg/L 以下
総水銀	mg/L	—	—	—	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.008	<0.008	<0.008	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.001	0.001	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.028	0.019	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	0.002 mg/L 以下
チウラム	mg/L	—	—	—	0.006 mg/L 以下
シマジン	mg/L	—	—	—	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	—	—	—	0.01 mg/L 以下
セレン	mg/L	—	—	—	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	10 mg/L 以下
ふっ素	mg/L	—	—	—	0.8 mg/L 以下
ほう素	mg/L	—	—	—	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	0.05 mg/L 以下

注：1. 「<」は定量下限値未満であること（検出されないこと）を示す。

2. 「—」は該当がないことを示す。

〔「令和元年度（2019年度）公共用水域及び地下水の水質測定結果」（佐賀県、令和3年）より作成〕

#### (4) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

水質汚濁に係る公害苦情受理件数は、「令和2年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和3年）によると、令和元年度は唐津市で10件、伊万里市で14件である。

### 3. 水底の底質の状況

「令和2年度ダイオキシン類調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和3年12月）によると、佐賀県では、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号、最終改正：平成26年6月18日）の規定に基づき、ダイオキシン類による汚染の状況を調査しており、令和2年度は9地点（河川7地点、海域2地点）で底質調査が行われているが、対象事業実施区域にある松浦川を含め環境基準値を超過した地点はない。

### 3.1.3 土壌及び地盤の状況

#### 1. 土壌の状況

##### (1) 土壌

対象事業実施区域及びその周囲における土壌の状況は図 3.1-13 のとおりである。

対象事業実施区域は主に褐色森林土壌、黄色土壌及び乾性褐色森林土壌からなっている。

##### (2) 土壌汚染

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（令和 3 年 11 月 30 日現在）」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）によると、唐津市市街地に「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく「形質変更時要届出区域」があるが、対象事業実施区域及びその周囲には「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

##### (3) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

土壌汚染に係る公害苦情受理件数は、「令和 2 年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和 3 年）によると、令和元年度は唐津市及び伊万里市でともに 0 件である。

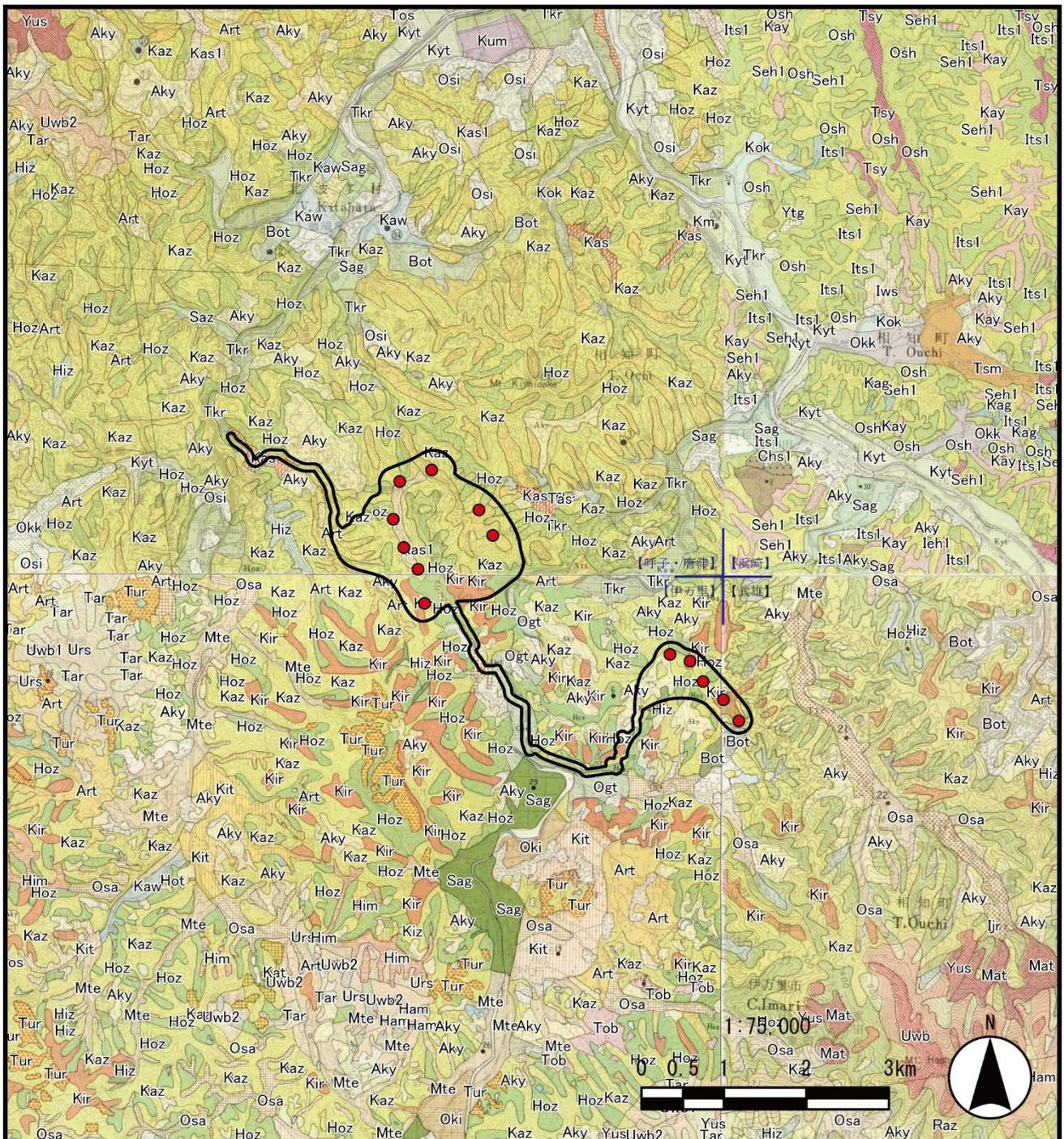
#### 2. 地盤の状況

##### (1) 地盤沈下の状況

「令和元年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 3 年）によると、対象事業実施区域が位置する唐津市及び伊万里市において地盤沈下は確認されていない。

##### (2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

地盤沈下に係る公害苦情受理件数は、「令和 2 年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和 3 年）によると、令和元年度は唐津市及び伊万里市でともに 0 件である。



凡例		丘陵地および低地	【呼子・唐津】	【伊万里】	【浜崎】	【武雄】
	対象事業実施区域	赤色土壌 暗赤色土壌 黄色土壌	Yus Aky Art Tos Isi	Tob Yus Aky Kat Art Oki Sag Tkr Kyt Kok Okk Kaw Kum	Aky Osh Iws Tsm Ytg Sag Tkr Okk Kok Kyt	Yus Mat Aky Kat Art Ijr Osa Mte
	風力発電機	褐色低地土壌	Yus	Tob	Aky	Yus
	山地および丘陵地	細粒灰色低地土壌 灰色低地土壌	Art	Kat	Aky	Yus
	【呼子・唐津】	粗粒灰色低地土壌	Art	Kat	Aky	Yus
	【伊万里】	細粒グライ土壌	Art	Kat	Aky	Yus
	【浜崎】	黒泥土壌	Art	Kat	Aky	Yus
	【武雄】	<共通>	Art	Kat	Aky	Yus
	岩石地	湖沼	Art	Kat	Aky	Yus
	石炭鉱滓堆積未熟土壌	市街地	Art	Kat	Aky	Yus
	乾性褐色森林土壌（黄褐色系）	土壌断面柱状図位置	Art	Kat	Aky	Yus
	乾性褐色森林土壌（赤褐色系）		Art	Kat	Aky	Yus
	褐色森林土壌		Art	Kat	Aky	Yus
	褐色森林土壌（黄褐色系）		Art	Kat	Aky	Yus
	湿性褐色森林土壌		Art	Kat	Aky	Yus
	暗赤色土壌		Art	Kat	Aky	Yus

「土地分類基本調査 土壌図 呼子・唐津」（佐賀県、昭和50年）  
 「土地分類基本調査 土壌図 伊万里」（佐賀県、昭和51年）  
 「土地分類基本調査 土壌図 浜崎」（佐賀県、昭和54年）  
 「土地分類基本調査 土壌図 武雄」（佐賀県、昭和49年）より作成

図 3.1-13 土壌図

### 3.1.4 地形及び地質の状況

#### 1. 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況は図 3.1-14 のとおりであり、対象事業実施区域は、主に中起伏山地及び丘陵地からなっている。また、「日本の典型地形」((財)日本地図センター、平成 11 年)によると、表 3.1-22 及び図 3.1-15 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲に「東松浦半島」、「巖木川中流」、「久里」及び「見帰の滝」が存在する。

表 3.1-22 対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況 (典型地形)

地形項目	名称
溶岩台地	東松浦半島
谷底平野	巖木川中流
自然堤防	久里
滝及び滝壺	見帰の滝

〔「日本の典型地形」((財)日本地図センター、平成 11 年)より作成〕

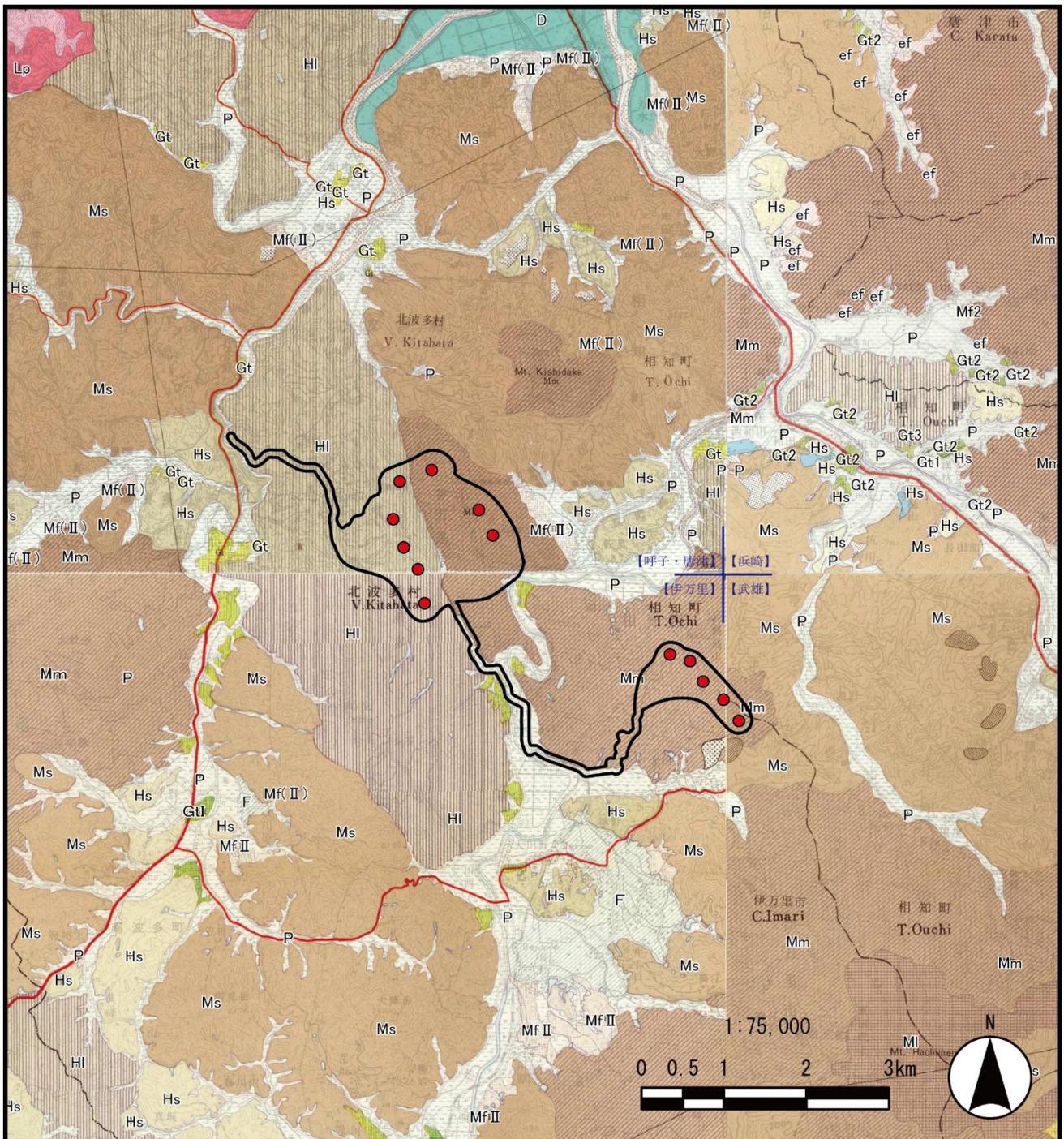
#### 2. 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況は図 3.1-16 のとおりである。対象事業実施区域は主に砂岩及び砂岩・泥岩互層からなっている。

#### 3. 重要な地形・地質

「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」(日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年)において選定された保存すべき地形は存在しない。

また、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日)により指定されている重要な地質は存在しない。



凡例

- 対象事業実施区域
- 風力発電機

山地	大起伏山地 (起伏量 400m 以上)	MI
	中起伏山地 (起伏量 400 ~ 200m)	Mm
	小起伏山地 (起伏量 200m 以下)	Ms
	山麓地Ⅱ (起伏量 50m 以下)	Mf(Ⅱ)
丘陵地	丘陵地Ⅰ (起伏量 200 ~ 100m)	HI
	丘陵地Ⅱ (起伏量 100m 以下)	Hs
台地	砂礫台地	Gt
	砂礫台地Ⅰ	Gt1
	砂礫台地Ⅱ	Gt2

低地	岩石台地	Lp
	溶岩台地	P
	谷底平野	P
	扇状地	F
	三角洲	D
	河原	

【呼子・唐津】 【伊万里】 【浜崎】 【武雄】

＜共通＞

土石流地形	ef
地形改変地	
ボタ山	
国道	
主要地方道	
主要分水界	

「土地分類基本調査 地形分類図 呼子・唐津」(佐賀県、昭和 50 年)  
 「土地分類基本調査 地形分類図 伊万里」(佐賀県、昭和 51 年)  
 「土地分類基本調査 地形分類図 浜崎」(佐賀県、昭和 54 年)  
 「土地分類基本調査 地形分類図 武雄」(佐賀県、昭和 49 年)  
 より作成

図 3.1-14 対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況 (地形分類図)

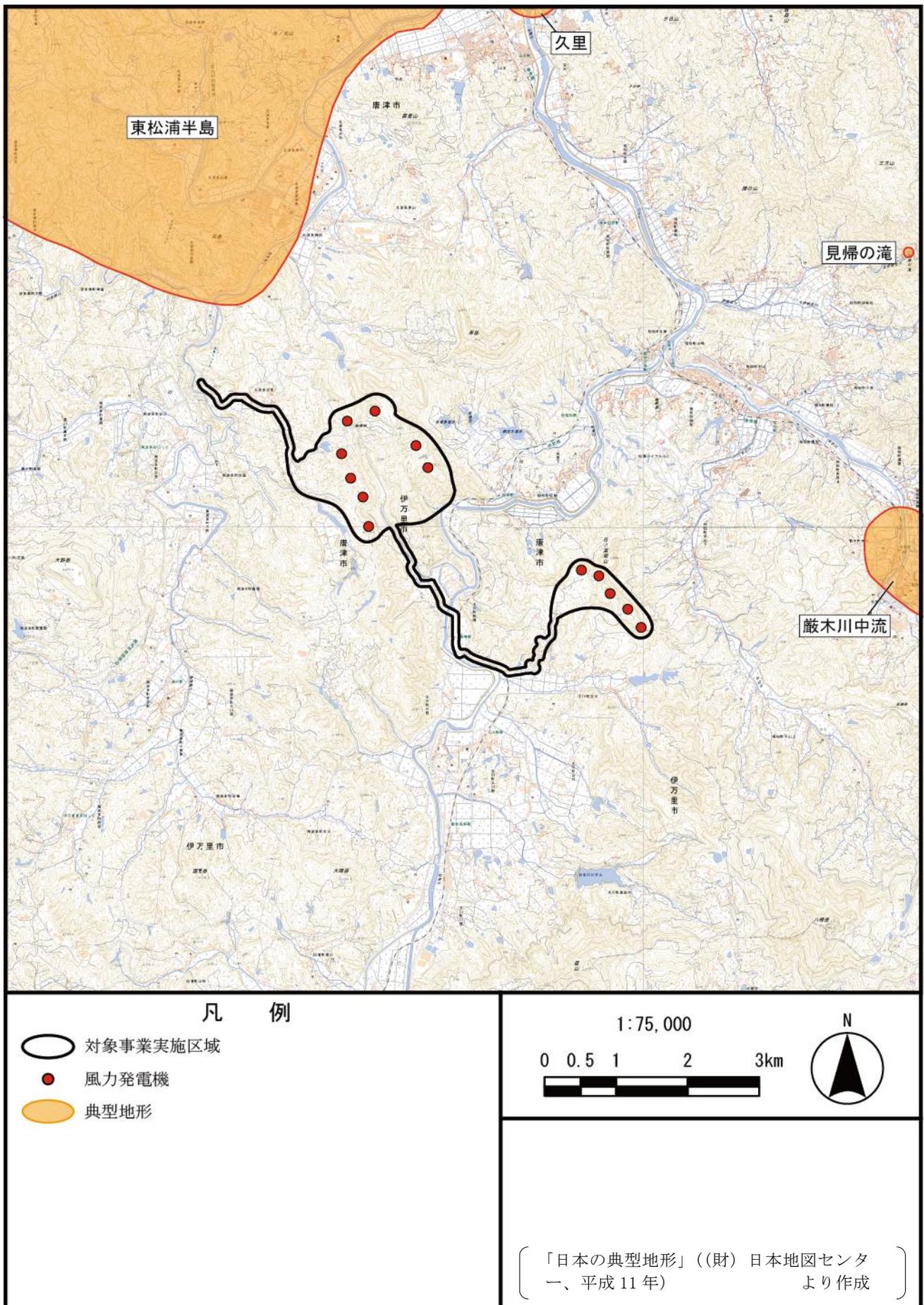
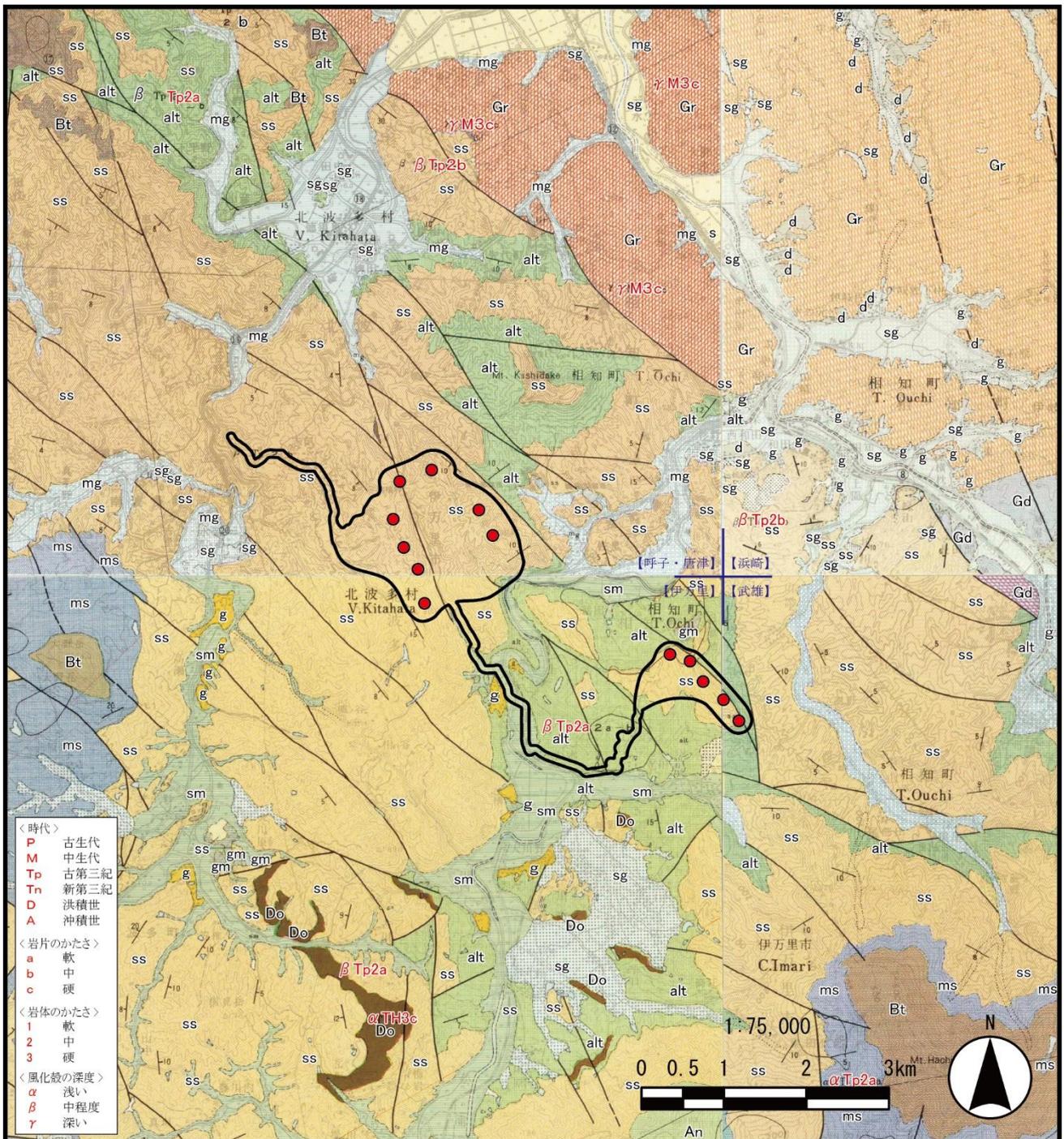


図 3.1-15 対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況 (典型地形)



- 〈時代〉
- P 古生代
- M 中生代
- Tp 古第三紀
- Tn 新第三紀
- D 洪積世
- A 沖積世
- 〈岩片のかたさ〉
- a 軟
- b 中
- c 硬
- 〈岩体のかたさ〉
- 1 軟
- 2 中
- 3 硬
- 〈風化線の深度〉
- α 浅い
- β 中程度
- γ 深い

凡 例		未固結堆積物 (洪積世)		深成岩	
○	対象事業実施区域	砂礫	sg	花崗岩	Gr
●	風力発電機	礫	g	黒雲母花崗岩	Gr
		固結堆積物		花崗閃緑岩	Gd
		砂岩	ss	〈共通〉	
		泥岩	ms	走向・傾斜	―― 断層
		砂岩・泥岩互層	alt	砂防指定地区	○ 地すべり指定地区
		火山性岩石	Bt	ボタ山	① ホールポイント
		玄武岩	Bd		
		玄武岩岩脈	Do		
		粗粒玄武岩	An		
		安山岩	An		

「土地分類基本調査 表層地質図 呼子・唐津」(佐賀県、昭和50年)  
 「土地分類基本調査 表層地質図 伊万里」(佐賀県、昭和51年)  
 「土地分類基本調査 表層地質図 浜崎」(佐賀県、昭和54年)  
 「土地分類基本調査 表層地質図 武雄」(佐賀県、昭和49年)より作成

図 3.1-16 表層地質

### 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### 1. 動物の生息の状況

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料（「佐賀県レッドリスト 2003」（佐賀県、平成 16 年）、「佐賀の野鳥」（佐賀県、昭和 53 年）、対象事業実施区域を含む旧市町村の各市町村史等）により整理した。

また、「自然環境保全基礎調査」については、対象事業実施区域が含まれる 2 次メッシュ<sup>注</sup>として、「徳須恵」、「相知」、「伊万里」及び「多久」を対象とした。調査範囲は図 3.1-17 のとおりである。

注：国土地理院発行の 1/25,000 の地形図名称

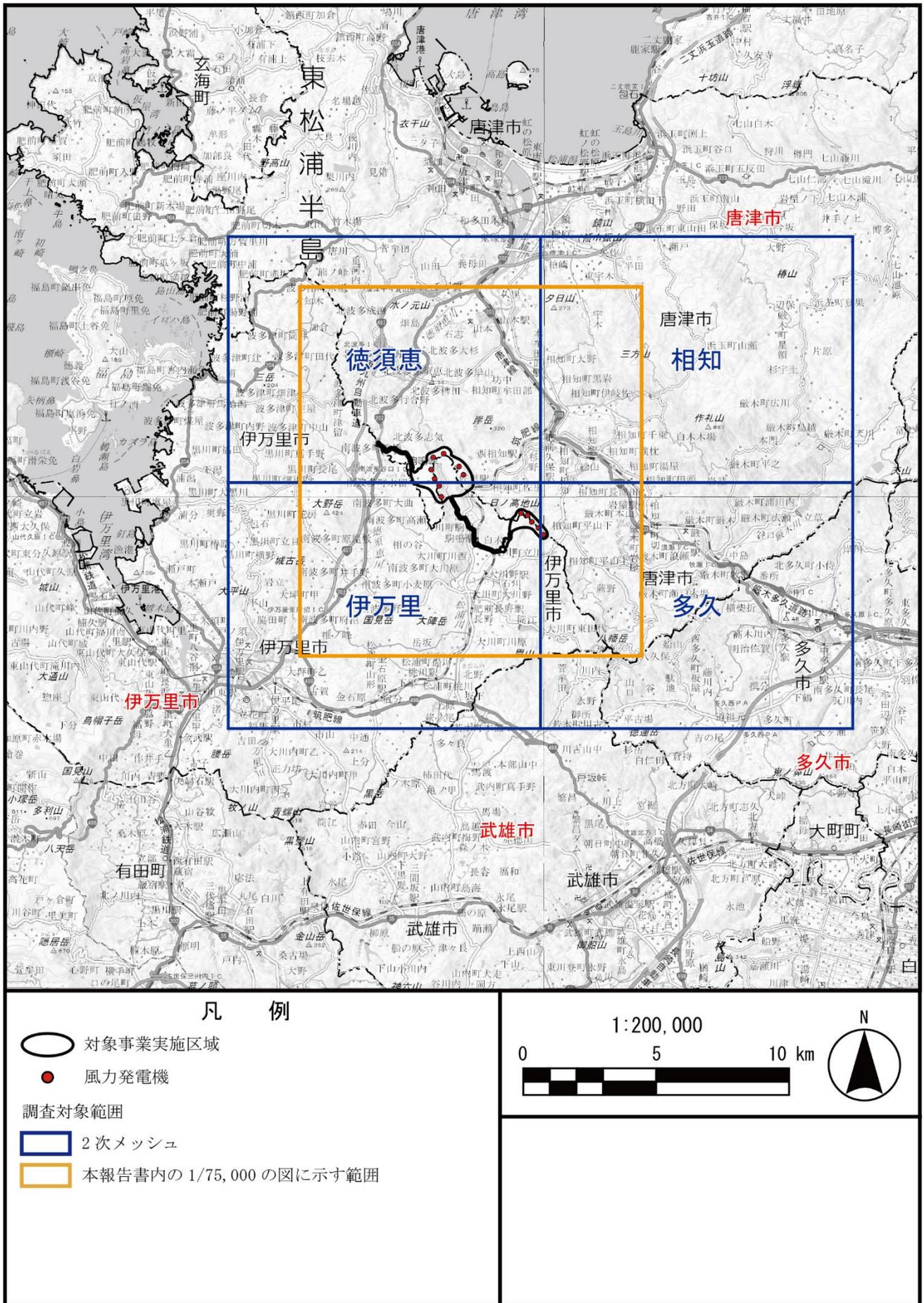


図 3.1-17 文献その他の資料調査範囲

### (1) 動物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の動物相の概要は、表 3.1-23 のとおりであり、哺乳類 25 種、鳥類 247 種、爬虫類 15 種、両生類 14 種、昆虫類 864 種、魚類 53 種、陸産貝類 4 種及び底生動物 25 種の計 1,247 種が確認されている。

表 3.1-23(1) 動物相の概要

分類	文献名	確認種数	主な確認種
哺乳類	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和3年12月)	4種	ヒミズ、コウベモグラ、コキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ノレンコウモリ、アブラコウモリ、ユビナガコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、ハタネズミ、アカネズミ、ヒメネズミ、カヤネズミ、ハツカネズミ、クマネズミ、ドブネズミ、タヌキ、キツネ、テン、チョウセンイタチ、イタチ、ニホンアナグマ、ニホンイノシシ、ニホンジカ (25種)
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第4回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和3年12月)	7種	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第5回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和3年12月)	2種	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第6回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和3年12月)	6種	
	「佐賀県レッドリスト2003」(佐賀県、平成16年)	1種	
	「北波多の自然」(唐津市、平成23年)	15種	
	「相知町史」(相知町、昭和53年)	5種	
	「北波多村史」(北波多村、平成20年)	15種	
鳥類	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和3年12月)	57種	コジュケイ、オシドリ、マガモ、カルガモ、カイツブリ、キジバト、カワウ、ササゴイ、ヘラサギ、クイナ、イソシギ、ミサゴ、ハチクマ、フクロウ、コゲラ、サンショウクイ、ヒヨドリ、クロツグミ、コサメビタキ、アトリ、アオジ、オオジュリン等 (247種)
	「生物多様性情報システムーガンカモ類の生息調査ー」(環境省 HP、閲覧：令和3年12月)	7種	
	「佐賀県レッドリスト2003」(佐賀県、平成16年)	11種	
	「佐賀の野鳥」(佐賀県、昭和53年)	131種	
	「北波多の自然」(唐津市、平成23年)	132種	
	「相知町史」(相知町、昭和53年)	90種	
	「北波多村史」(北波多村、平成20年)	131種	
	「伊万里市史」(伊万里市、平成18年)	201種	
爬虫類	「佐賀県レッドリスト2003」(佐賀県、平成16年)	2種	ニホンイシガメ、クサガメ、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、アオダイショウ、シロマダラ、ヤマカガシ等 (15種)
	「北波多の自然」(唐津市、平成23年)	13種	
	「北波多村史」(北波多村、平成20年)	14種	
	「伊万里市史」(伊万里市、平成18年)	14種	
	「唐津の自然」(「唐津の自然」作成実行委員会、平成25年)	15種	
両生類	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第4回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和3年12月)	2種	カミサンショウウオ、ブチサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ウシガエル、ツチガエル、ヌマガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエル (14種)
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第5回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和3年12月)	13種	
	「佐賀県レッドリスト2003」(佐賀県、平成16年)	3種	
	「北波多の自然」(唐津市、平成23年)	10種	
	「北波多村史」(北波多村、平成20年)	10種	
	「伊万里市史」(伊万里市、平成18年)	14種	
	「唐津の自然」(「唐津の自然」作成実行委員会、平成25年)	14種	

表 3.1-23(2) 動物相の概要

分類	文献名	確認種数	主な確認種
昆虫類	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第2回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和3年12月）	14種	モンカゲロウ、ベニイトトンボ、ムスジイトトンボ、クロサナエ、タバサナエ、エンマコオロギ、ツマグロバツタ、ヒメハルゼミ、ツチカメムシ、オオアメンボ、コオイムシ、クロセセリ、タイワンツバメシジミ本土亜種、カタテハ、ツマグロキチョウ、サツマスズメ、ホソバミドリヨトウ、ホソヒラタアブ、ガムシ、クワカミキリ、ヤマトアシナガバチ等（864種）
	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第4回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和3年12月）	76種	
	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第5回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和3年12月）	83種	
	「佐賀県レッドリスト2003」（佐賀県、平成16年）	9種	
	「北波多の自然」（唐津市、平成23年）	352種	
	「北波多村史」（北波多村、平成20年）	719種	
	「伊万里市史」（伊万里市、平成18年）	103種	
「唐津の自然」（「唐津の自然」作成実行委員会、平成25年）	346種		
魚類	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第4回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和3年12月）	8種	カワヤツメ、ゲンゴロウブナ、ヤリタナゴ、アブラボテ、カネヒラ、ハス、モツゴ、カマツカ、ドジョウ、ナマズ、ミナミメダカ、クルマサヨリ、ニホンイトヨ、スミウキゴリ、マハゼ、オオヨシノボリ等（53種）
	「佐賀県レッドリスト汽水・淡水魚類編2016」（佐賀県、平成28年）	17種	
	「改訂版 佐賀県の淡水魚 人と川と自然を考える」（佐賀県立図書館、平成26年）	16種	
	「北波多の自然」（唐津市、平成23年）	23種	
	「北波多村史」（北波多村、平成20年）	32種	
	「伊万里市史」（伊万里市、平成18年）	26種	
	「唐津の自然」（「唐津の自然」作成実行委員会、平成25年）	25種	
陸産貝類	「北波多の自然」（唐津市、平成23年）	3種	キセルガイの一種、ヤマナメクジ、ウスカワマイマイ、ツクシマイマイ（4種）
	「北波多村史」（北波多村、平成20年）	3種	
底生動物	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第4回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和3年12月）	3種	マルタニシ、トンガリササノハガイ、タガイ、ヤマトシジミ、マシジミ、ニッポンヨコエビ、ヒラテテナガエビ、テナガエビ、モクズガニ等（25種）
	「北波多の自然」（唐津市、平成23年）	21種	
	「北波多村史」（北波多村、平成20年）	10種	
	「伊万里市史」（伊万里市、平成18年）	11種	
合計	1,247種		

注：哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物の種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和3年）、陸産貝類の種名は「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅲ」（環境庁、平成10年）、鳥類の種名は「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会、平成24年）に準拠した。

文献その他の資料調査では確認されていないが、オヒキコウモリは佐賀市内で確認されており、対象事業実施区域及びその周囲でも生息している可能性がある。

「生物多様性情報システムーガンカモ類の生息調査ー」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）には、ガン・カモ・ハクチョウ類の生息状況及び渡来傾向が掲載されており、対象事業実施区域及びその周囲にある調査地点としては、図 3.1-18 のとおり 11 地点が挙げられる。平成 22 年から令和 2 年までの調査結果は表 3.1-24 のとおりである。「大川町相ノ川」、「南波多町大曲」、「南波多町原屋敷」、「大杉新ため池」、「成淵第 1 溜池」、「稗田ライスセンター横溜池」及び「志気一下」においてはガンカモ類の確認はなかった。

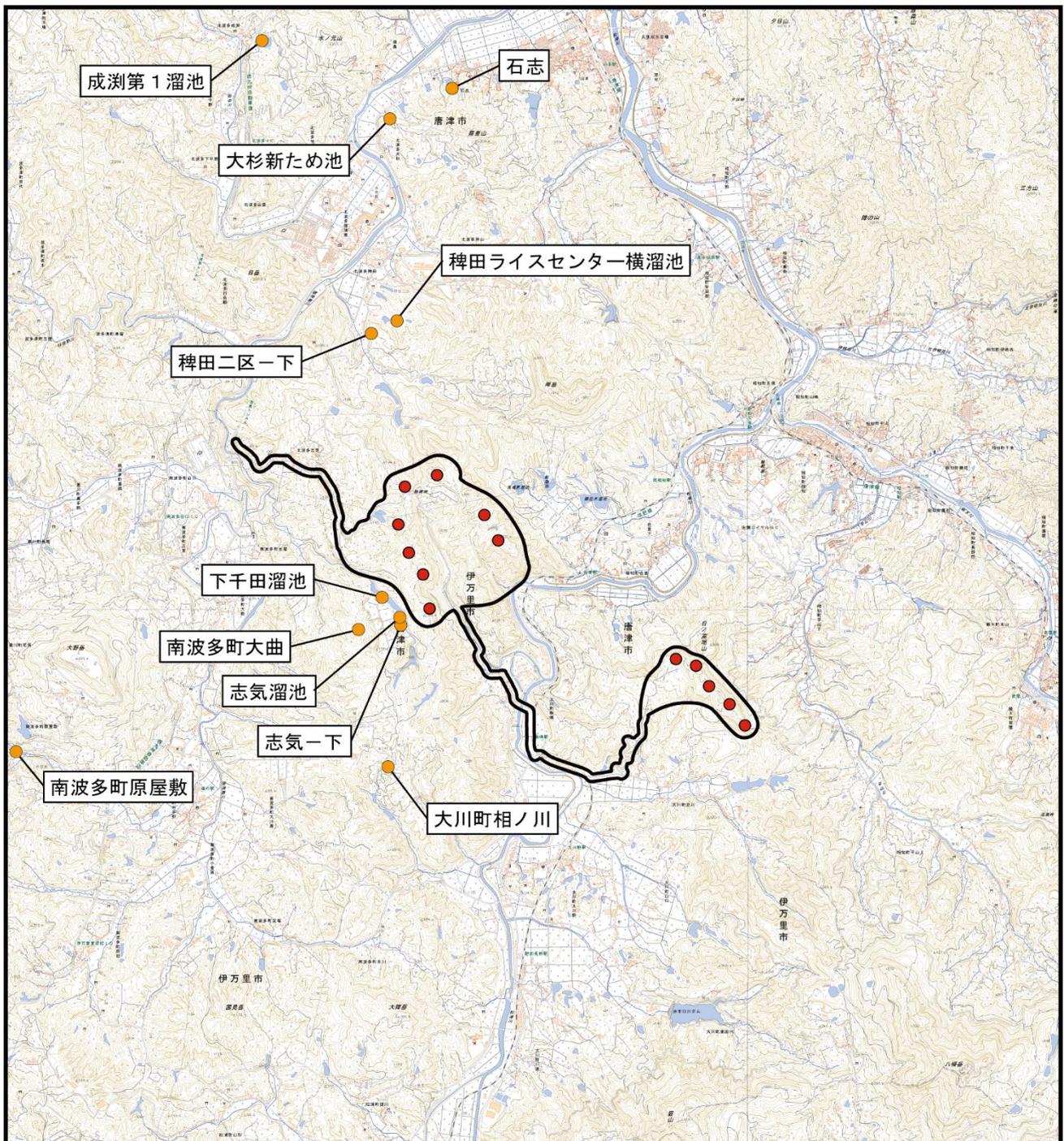
猛禽類については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）によると、図 3.1-19 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲においてハチクマの渡り経路（春季及び秋季）が確認された。なお、ノスリ、サシバ、アカハラダカについては、図 3.1-20～図 3.1-22 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲では確認されなかった。

ツル類については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）によると、図 3.1-23 のとおり、対象事業実施区域は、大陸へ移動するツル類の渡りの経路に位置していることが確認された。

「センシティブティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）によると、図 3.1-24 のとおり、日中の渡りルートについては、ツル類は対象事業実施区域付近を渡りルートとして利用し、猛禽類は、図 3.1-25 のとおり、ハチクマ、サシバ、アカハラダカが対象事業実施区域の周囲を渡りルートしている。また、夜間の渡りにおいては、図 3.1-26 のとおり、対象事業実施区域付近を渡りルートとして利用していない。「センシティブティマップ 注意喚起メッシュ」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）によると、図 3.1-30 のとおり、対象事業実施区域の近くには、注意喚起メッシュのランク C が位置している。

また、「環境省報道発表資料ー希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果についてー」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）によると、イヌワシについては、図 3.1-27 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲は「生息確認」及び「生息推定」のメッシュに含まれていない。クマタカについては、図 3.1-28 のとおり、対象事業実施区域の周囲に「生息確認」のメッシュが分布している。

「環境省報道発表資料ーオオタカ保護指針策定調査の結果についてー」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）によると、オオタカについては、図 3.1-29 のとおり、対象事業実施区域の一部が「生息を確認したが、繁殖の可能性なし」のメッシュに含まれている。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  ガンカモ類調査地点

1:75,000



「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」(環境省 HP、閲覧：令和3年12月)

より作成

図 3.1-18 ガンカモ類の調査地点

表 3.1-24 ガンカモ類の渡来状況

(単位：個体)

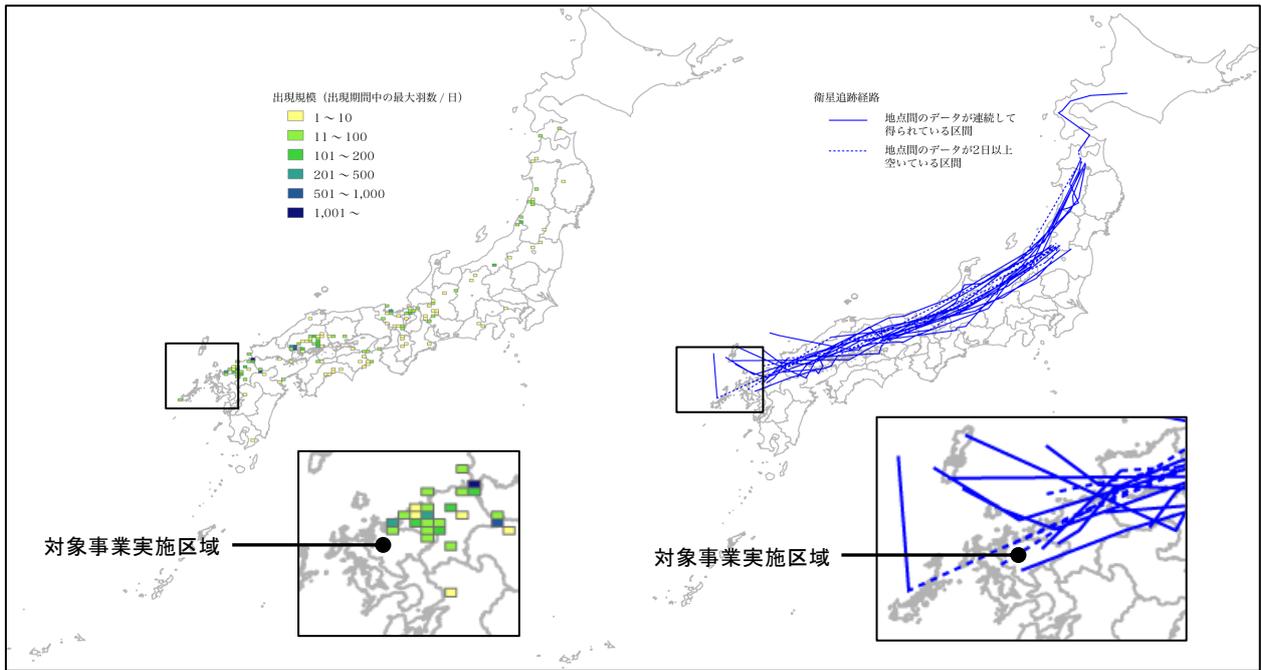
調査地点名 (対象事業実施区域までの距離)	調査年度	オシドリ	マガモ	カルガモ	コガモ	ヒドリガモ	ホシハジロ	キンクロハジロ
石志 (約 4.5km)	平成 22 年		6				15	
	平成 23 年		3	4			4	
	平成 24 年							
	平成 25 年	27	4				13	7
	平成 26 年							
	平成 27 年	18					8	
	平成 28 年			5			17	
	平成 29 年	8	8	16				
	平成 30 年	8	5	11				
	令和元年	24	4	8	13			
	令和 2 年		8					4
稗田二区一 (約 1.7km)	平成 22 年						30	3
	平成 23 年	38		2			42	
	平成 24 年	16					30	
	平成 25 年	14	8				23	16
	平成 26 年	18	26	6		9	32	
	平成 27 年	52					31	
	平成 28 年	14	8				16	22
	平成 29 年	36	21	19			19	16
	平成 30 年	27	32	49				
	令和元年	37	42	53	11			
	令和 2 年		14					11
下千田溜池 (約 0.2km)	平成 22 年	90						
	平成 23 年	120						
	平成 24 年	110						
	平成 25 年	113						
	平成 26 年	53	24					
	平成 27 年	120	6					
	平成 28 年	120						
	平成 29 年	80						
	平成 30 年	80						
	令和元年	110	12	6				
	令和 2 年							
志気溜池 (約 0.2km)	平成 22 年			4				
	平成 23 年	41		4				
	平成 24 年	32		6				
	平成 25 年	32						
	平成 26 年	36						
	平成 27 年							
	平成 28 年	30						
	平成 29 年		20	32				
	平成 30 年							

注：1. 調査は各年 1 月に行われている。

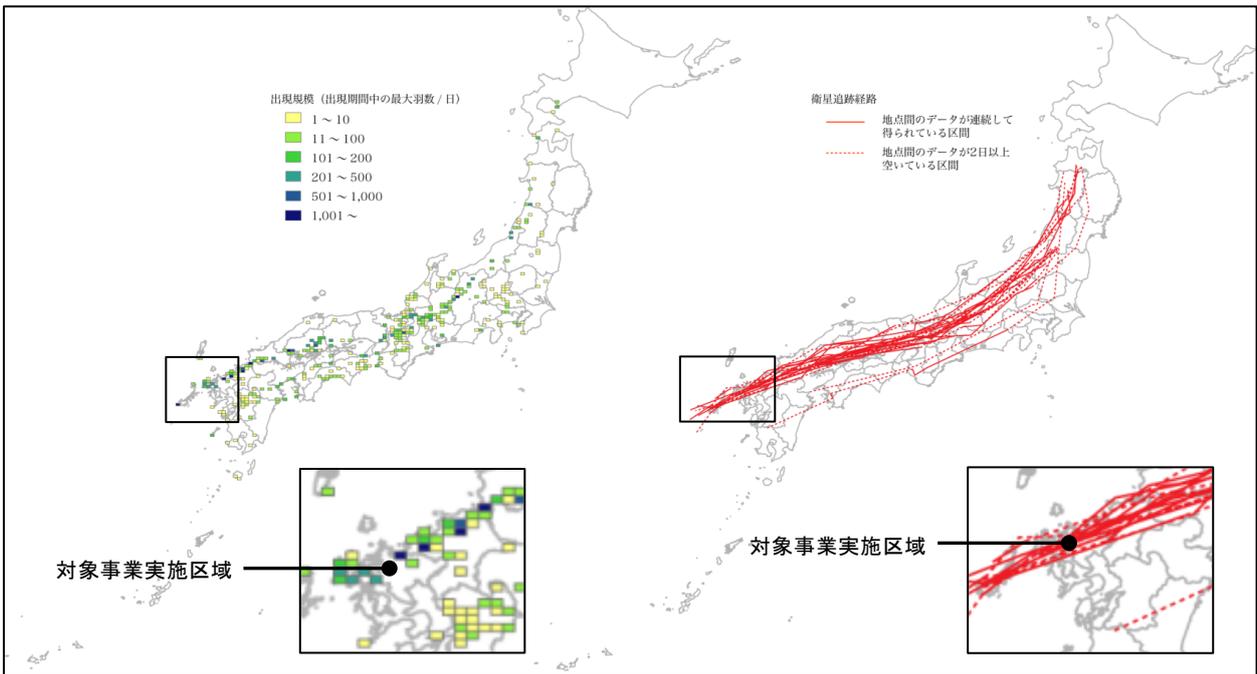
2. 調査対象種のうち、確認されていない種については割愛した。

3. 志気溜池は、平成 30 年以降調査を実施していない。

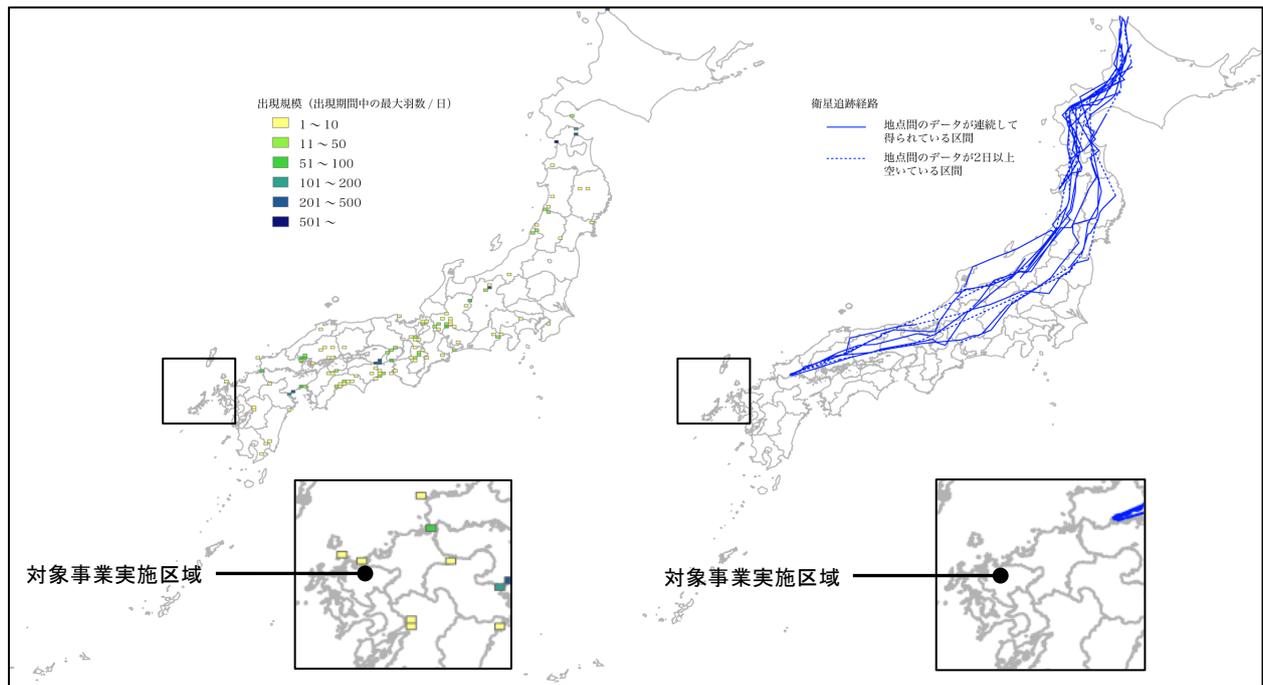
〔 「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月) より作成〕



〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成〕  
 図 3.1-19(1) ハチクマの渡り経路(春季)

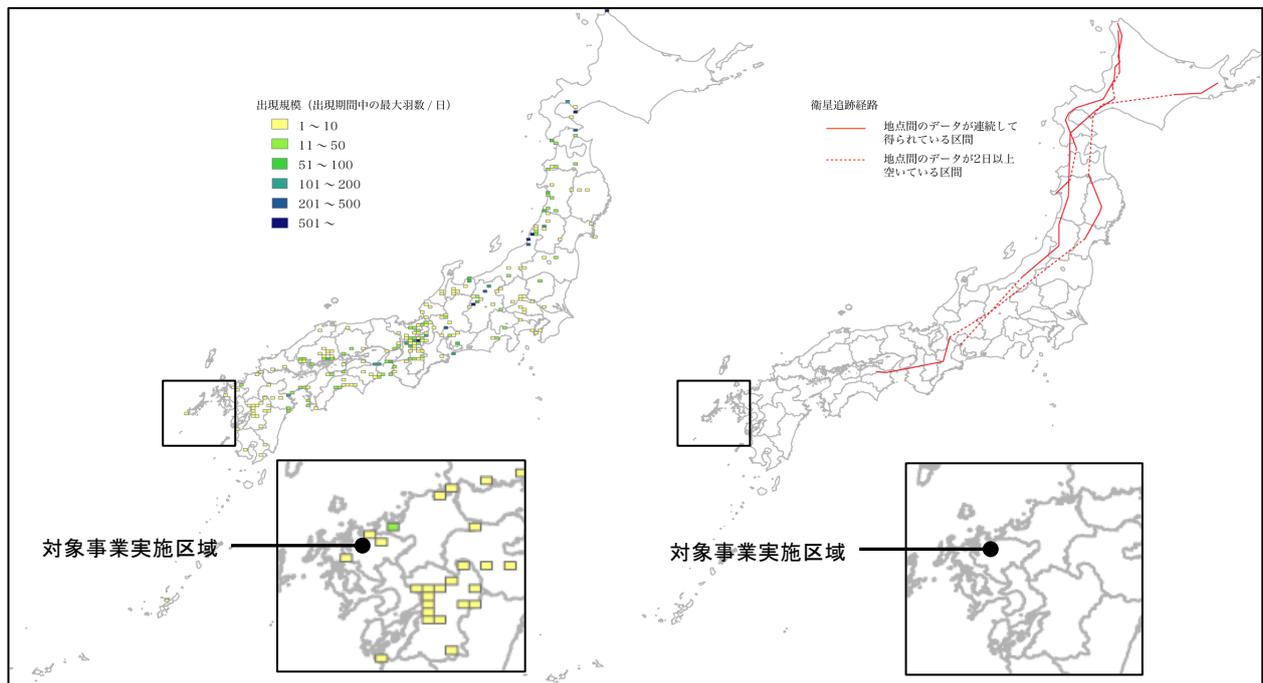


〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成〕  
 図 3.1-19(2) ハチクマの渡り経路(秋季)



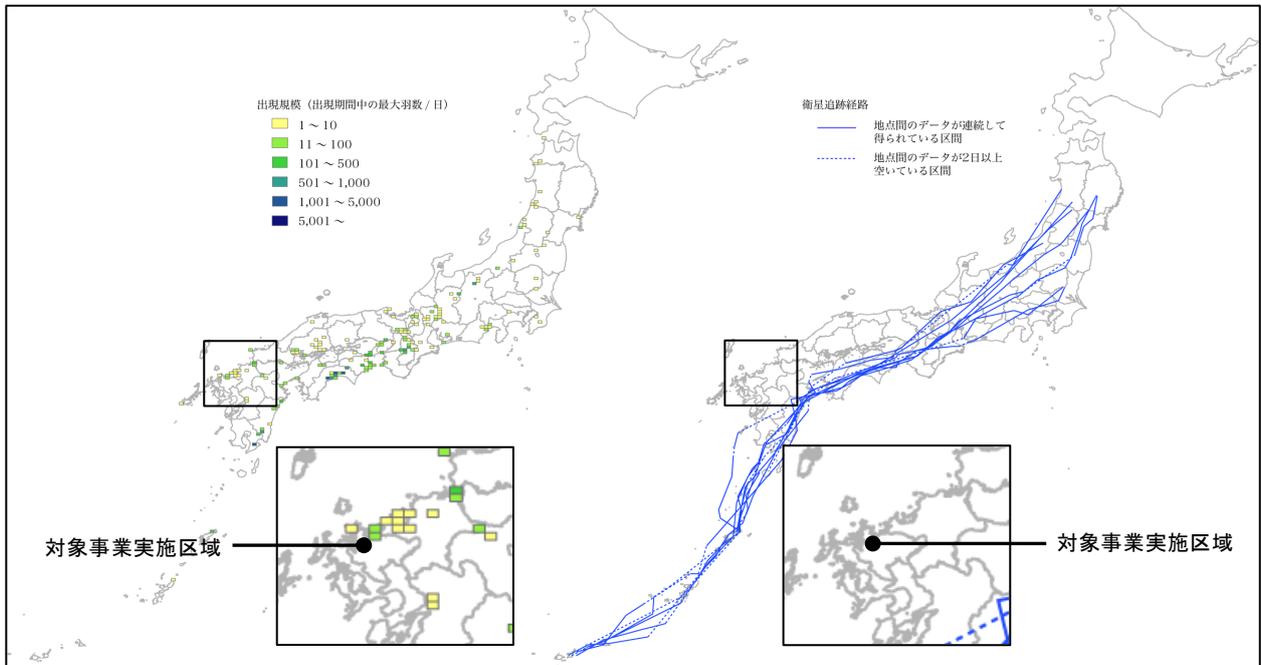
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-20(1) ノスリの渡り経路 (春季)



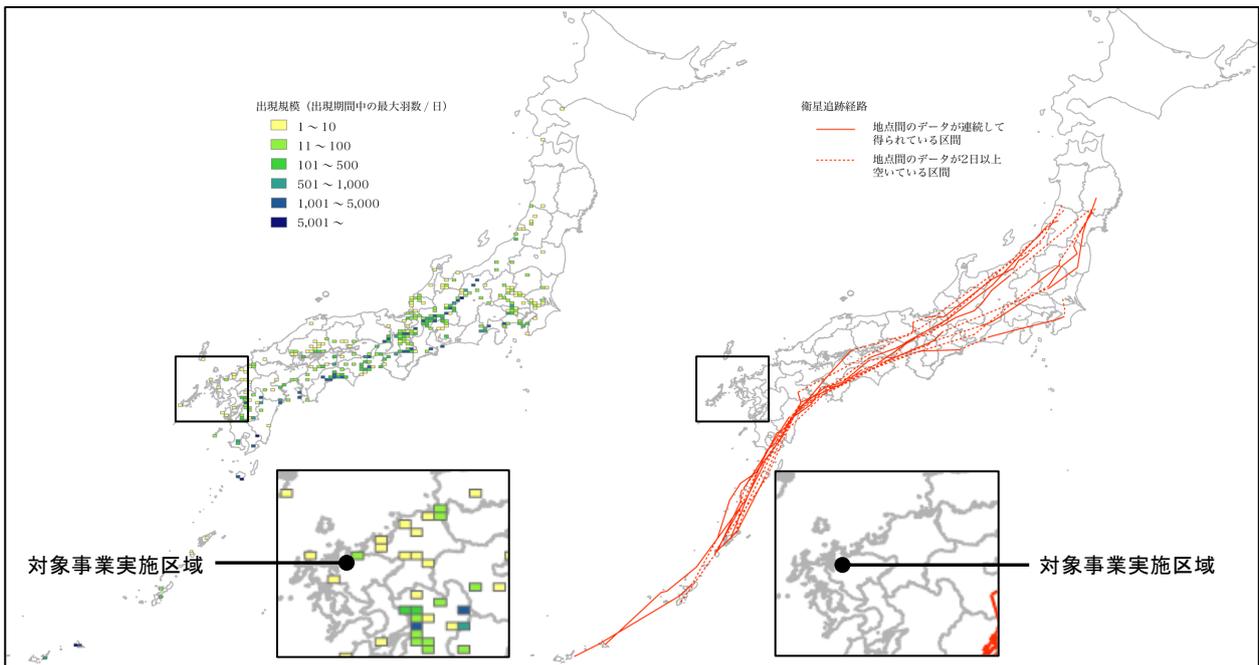
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-20(2) ノスリの渡り経路 (秋季)



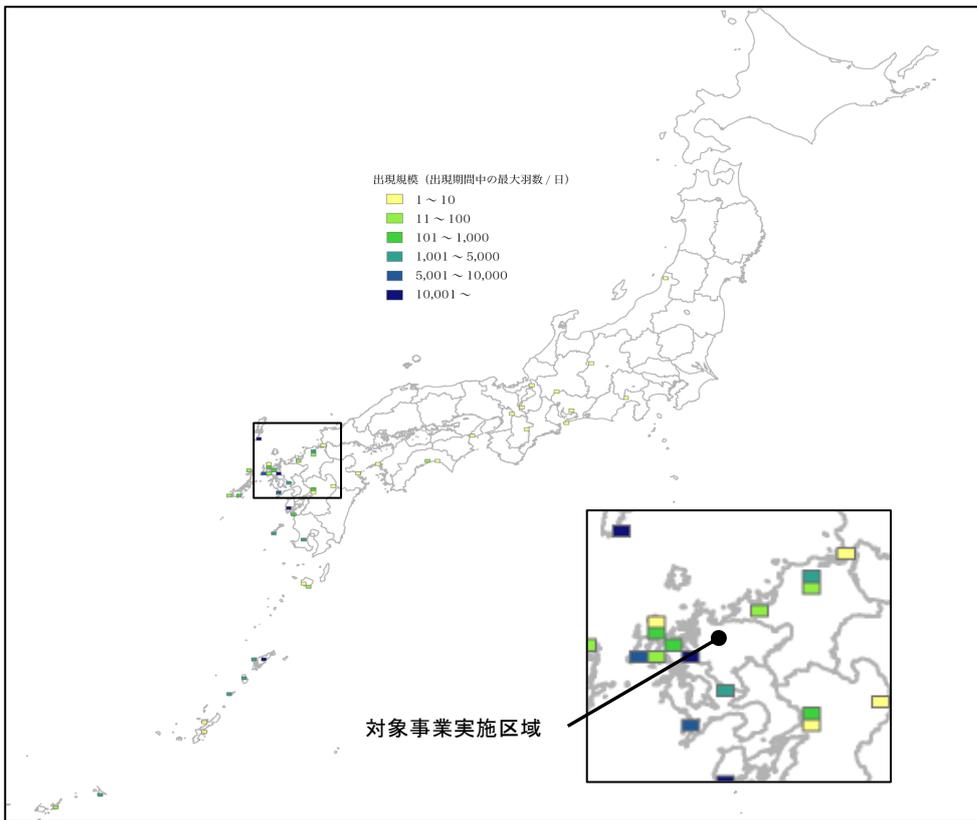
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-21 (1) サシバの渡り経路 (春季)



〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-21 (2) サシバの渡り経路 (秋季)



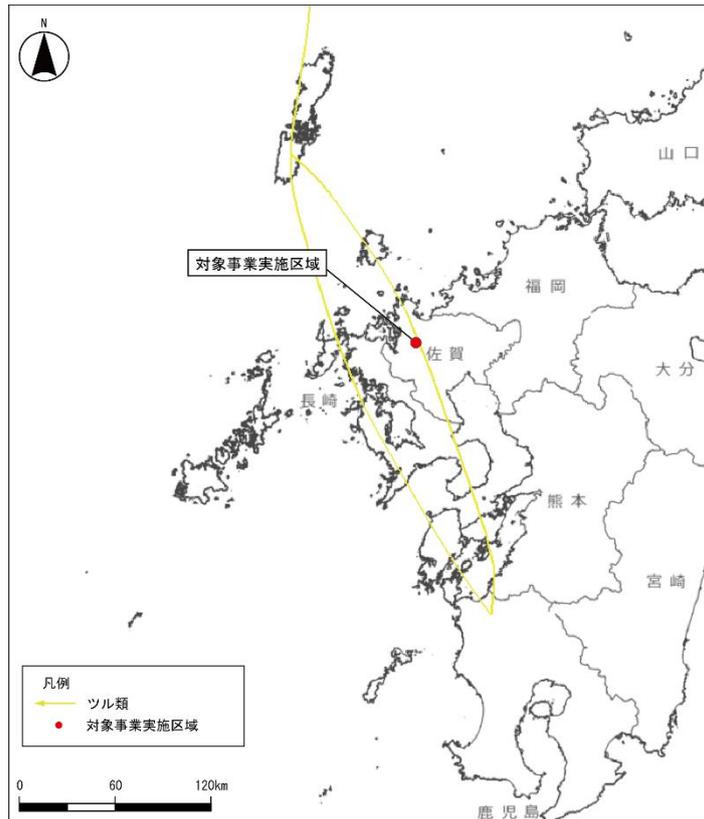
「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版) より作成

図 3.1-22 アカハラダカの出現数(秋季)

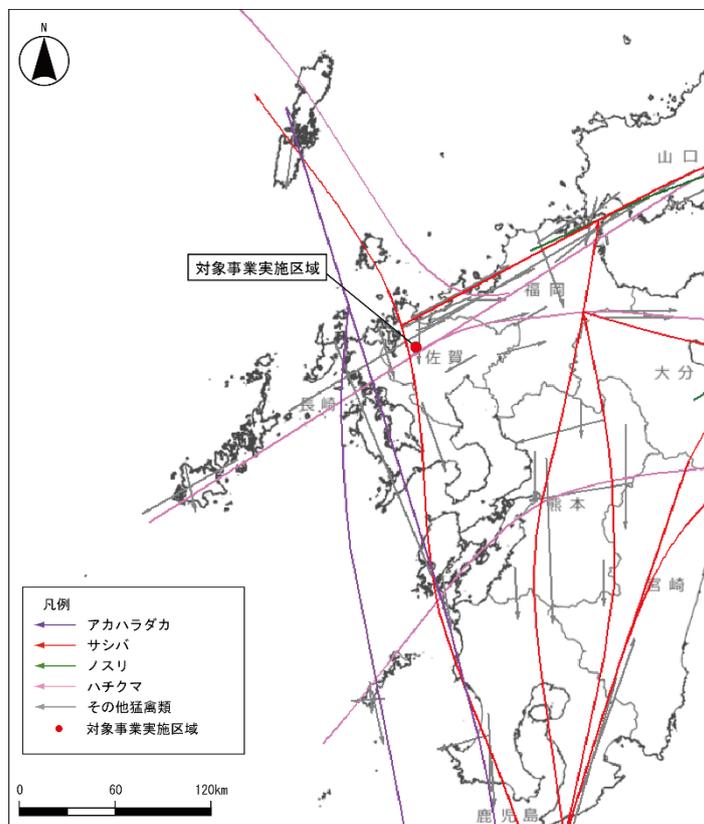


「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版) より作成

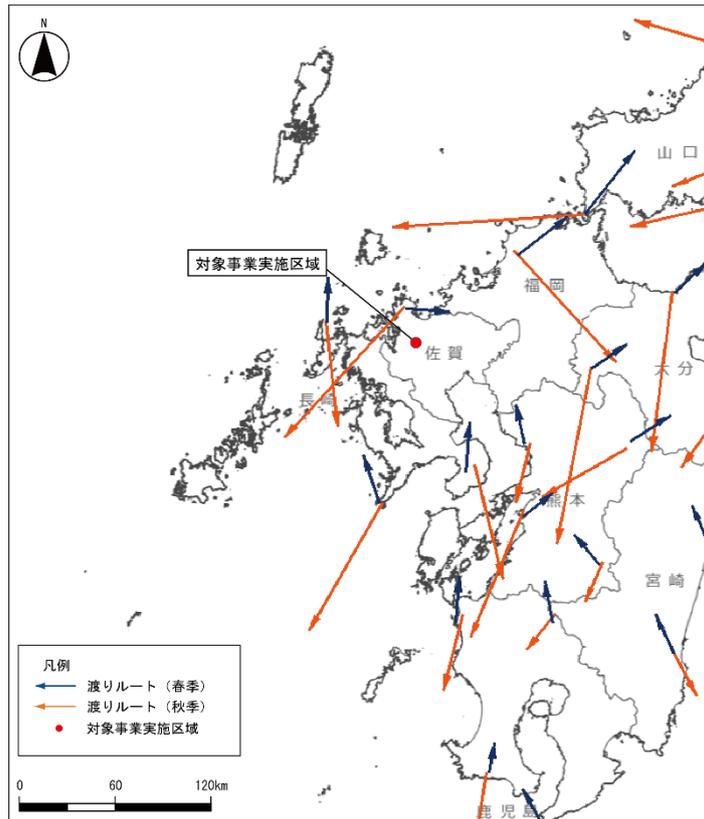
図 3.1-23 ツル類の渡り経路



「センシティブリティマップ 日中の渡りルート」(環境省 HP、  
 閲覧：令和3年12月)より作成  
 図 3.1-24 日中の渡りルート(猛禽類を除く)

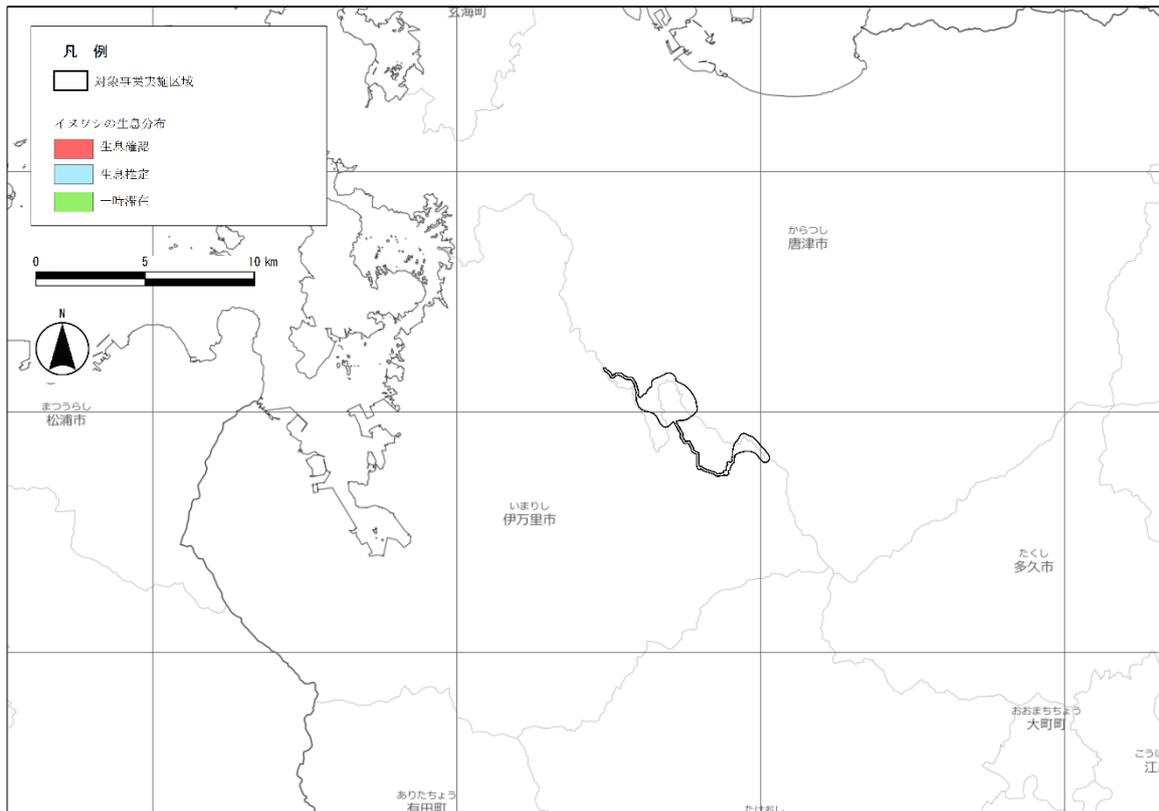


「センシティブリティマップ 日中の渡りルート」(環境省 HP、  
 閲覧：令和3年12月)より作成  
 図 3.1-25 日中の渡りルート(猛禽類)



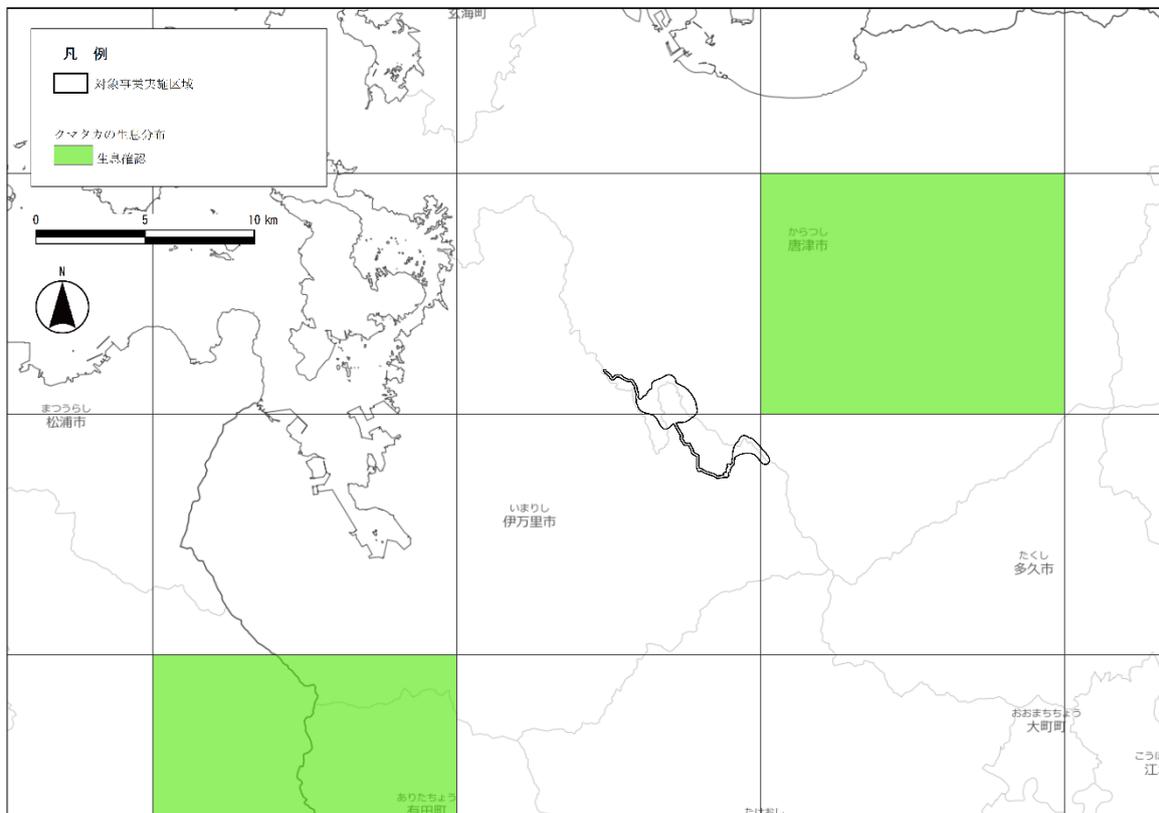
〔「センシティブリティマップ 夜間の渡りルート」(環境省 HP、  
 閲覧：令和3年12月)より作成〕

図 3.1-26 夜間の渡りルート (春季・秋季)



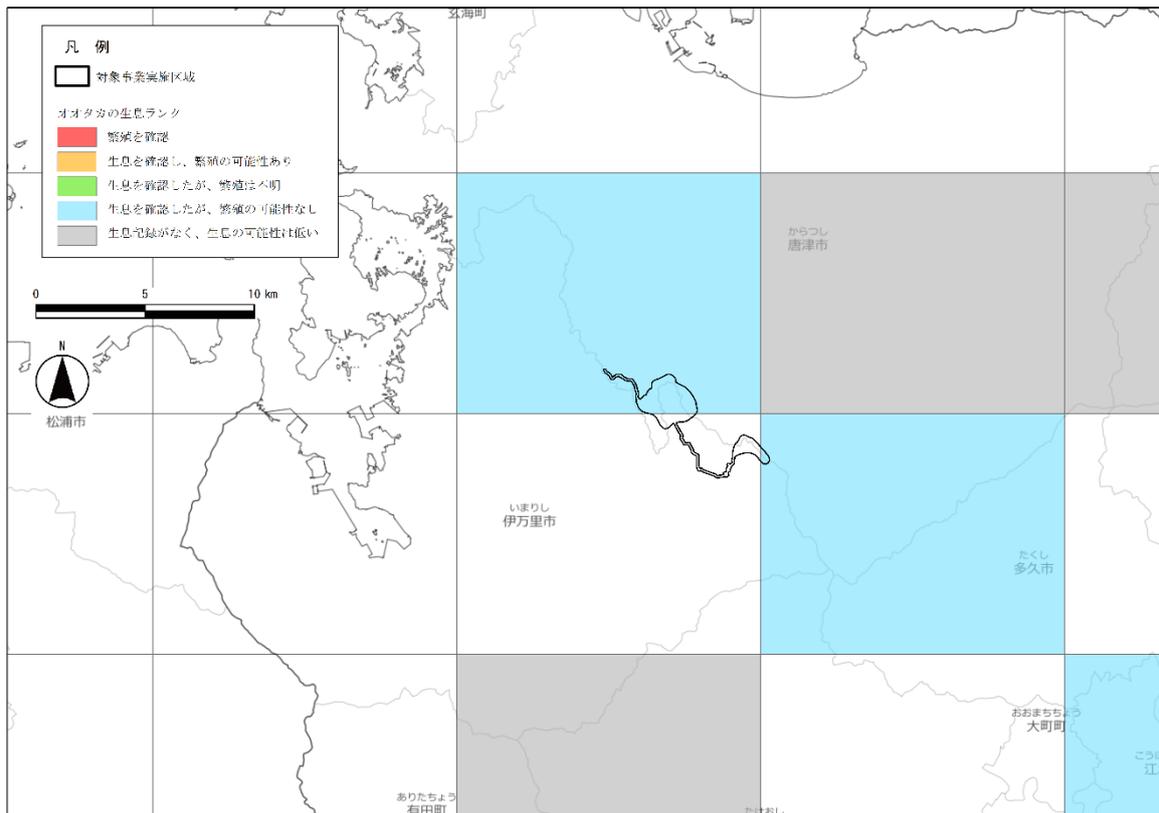
〔「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成〕

図 3.1-27 2次メッシュにおけるイヌワシの生息分布



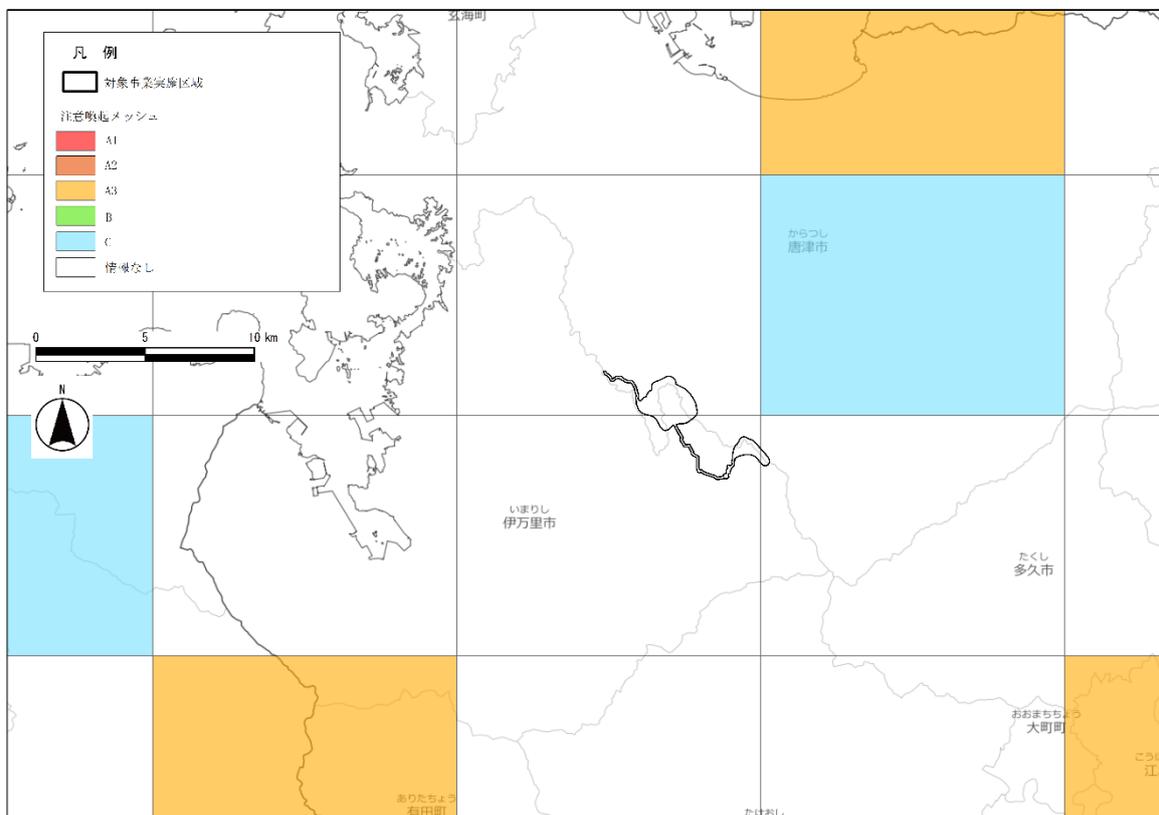
〔「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成〕

図 3.1-28 2次メッシュにおけるクマタカの生息分布



〔「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成〕

図 3.1-29 2 次メッシュにおけるオオタカの生息分布



〔「センシティブティマップ 注意喚起メッシュ」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成〕

図 3.1-30 センシティブティマップにおける注意喚起メッシュ図

参考資料：「地理情報システム（GIS）：センシティビティマップについて」

（「環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月））

◆注意喚起メッシュの作成方法

【重要種】

まずバードストライクとの関連性が高い種や生息地の改変に鋭敏な種を 10 種選定し、それぞれ程度の高い方から 3、2、1 とランク付けを行った。

重要種の選定は、はじめに環境省レッドリストから絶滅危惧種・野生絶滅種に記載されている 98 種を抽出した。次に、生息環境と陸域風力の設置場所との関係、バードストライクの事例の有無、風車との関連性 (McGuinness et al. 2015) 等から風力との関係が注目される重要種として 10 種を選定した。このうち、「個体数が極小」、「個体数が少なく減少傾向」、「生息地が局所的で生息地の減少の影響が大きくかつ生息環境が特殊」のいずれかに該当するイヌワシ、シマフクロウ、チュウヒ、オオヨシゴイ、サンカノゴイをランク 3 とし、それ以外の種については、国内でのバードストライクの事例が多いオジロワシをランク 2、事例が少ないもしくは関係が不明のクマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリをランク 1 とした。

最後に、重要種が分布している 10km メッシュにその重要種のランクを付け、10 種のメッシュを重ね合わせた。同一メッシュに複数の重要種が分布する場合には、最も大きいランクをそのメッシュに付けた。

【集団飛来地】

集団飛来地については、ガン類、ハクチョウ類、カモ類、シギ・チドリ類、カモメ類、ツル類（ナベヅル・マナヅル）、ウミネコの繁殖地、その他の水鳥類、海ワシ類及びその他の猛禽類を対象とした。水鳥類については、はじめにラムサール条約湿地に指定されている場所の個体数データ（モニタリングサイト 1000 調査）を基に、分類群ごとに個体数の基準を 3、2、1 とランク付けた（個体数の多いものはランクが高くなる）。

同様に、海ワシ類は「2016 年のオオワシ・オジロワシ調査結果について」（オジロワシ・オオワシ合同調査グループ、平成 28 年）の個体数データから、猛禽類は「平成 27 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書、風力発電施設立地適正化のための手引きに関する資料」（環境省自然環境局野生生物課、平成 28 年）の個体数データから、個体数の基準をランク付けた。

これらの基準を用いて、現地調査結果や文献による個体数データについて 10km メッシュごとにランクを付けた。

なお、集団飛来地のヒアリング調査結果の情報があるメッシュは一律ランク 1 を、集団飛来地に関連するラムサール条約湿地及び国指定鳥獣保護区は一律ランク 3 を付けている。

【重要種と集団飛来地の重ね合わせ】

最後に、メッシュごとに重要種と集団飛来地のランクを合計して、メッシュのランクを決定した（図 3.1-31）。メッシュのランクに応じて、注意喚起レベルを決定した（表 3.1-25）。

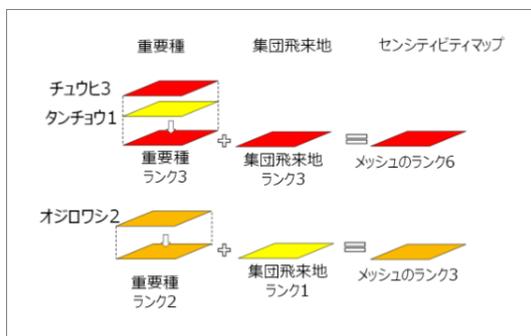


図 3.1-31 重要種と集団飛来地のメッシュの重ね合わせ(例)

表 3.1-25 メッシュのランクと注意喚起レベル

メッシュのランク	注意喚起レベル
6	A1
5	A2
3~4	A3
2	B
1	C
0	情報なし

## (2) 動物の重要な種

動物の重要な種は、「(1) 動物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、表 3.1-26 の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。その結果は表 3.1-27 のとおりであり、哺乳類 7 種、鳥類 61 種、爬虫類 4 種、両生類 8 種、昆虫類 50 種、魚類 27 種及び底生動物 7 種が確認されている。

表 3.1-26 動物の重要な種の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	
①	<p>「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正: 令和 3 年 4 月 23 日)、「佐賀県文化財保護条例」(昭和 51 年佐賀県条例第 22 号)、「唐津市文化財保護条例」(平成 17 年唐津市条例第 330 号) 及び「伊万里市文化財保護条例」(昭和 51 年伊万里市条例第 21 号) に基づく天然記念物</p>	<p>特天: 特別天然記念物 天: 天然記念物 佐天: 佐賀県指定天然記念物 唐天: 唐津市指定天然記念物 伊天: 伊万里市指定天然記念物</p>	<p>「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP)、「佐賀県の文化財紹介」(佐賀県 HP)、「記念物(天然記念物)」(唐津市 HP)、「伊万里市の文化財」(伊万里市 HP) ※いずれも令和 3 年 12 月に閲覧</p>
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号、最終改正: 令和元年 6 月 14 日) に基づく国内希少野生動植物種等</p>	<p>国内: 国内希少野生動植物種 特定: 特定国内希少野生動植物種 緊急: 緊急指定種</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正: 令和 4 年 1 月 4 日)</p>
③	<p>「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年) の掲載種</p>	<p>EX: 絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW: 野生絶滅…飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR+EN: 絶滅危惧 I 類…絶滅の危機に瀕している種。 CR: 絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN: 絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU: 絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種 NT: 準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD: 情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省 HP、閲覧: 令和 3 年 12 月)</p>
④	<p>「佐賀県レッドリスト 2003」(佐賀県、平成 16 年) の掲載種</p>	<p>絶滅: 絶滅種…県内ではすでに絶滅したと考えられる種 絶 I: 絶滅危惧 I 類種…現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの 絶 II: 絶滅危惧 II 類種…現在の状態をもたらしている圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」の категорияに移行することが確実と考えられるもの 準絶: 準絶滅危惧種…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧種」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの 情報不足: 情報不足種…評価するだけの情報が不足している種 地域: 絶滅の恐れがある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「佐賀県レッドリスト 2003」(佐賀県、平成 16 年)</p>
⑤	<p>「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」(平成 14 年佐賀県条例第 48 号) に基づく指定野生生物種</p>	<p>指定: 条例に指定されている希少動植物</p>	<p>「県条例による希少野生動植物の指定」(佐賀県 HP、閲覧: 令和 3 年 12 月)</p>

表 3.1-27(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	コウモリ（翼手）	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ				準絶	
2		ヒナコウモリ	ノレンコウモリ			VU* <sup>1</sup>		
3			ユビナガコウモリ					準絶
4	ネズミ（齧歯）	ネズミ	ハタネズミ				情報不足	
5			カヤネズミ					準絶
6	ネコ（食肉）	イタチ	イタチ				絶Ⅱ* <sup>2</sup>	
7	ウシ（偶蹄）	シカ	ニホンジカ				絶滅種	
合計	4目	5科	7種	0種	0種	1種	6種	0種

注：1. 種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和3年）に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-26 に対応する。

3. 表中の※については以下のとおりである。

※1：ホンドノレンコウモリで掲載 ※2：ニホンイタチで掲載

表 3.1-27(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類 1/2）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤		
1	キジ	キジ	ヤマドリ			NT* <sup>1</sup>	情報不足* <sup>2</sup>			
2	カモ	カモ	ヒシクイ	国天		VU				
3			オオヒシクイ			NT				
4			マガン	国天		NT				
5			コクガン	国天		VU				
6			ツクシガモ			VU	絶Ⅰ			
7			アカツクシガモ			DD				
8			オシドリ			DD	準絶			
9			トモエガモ			VU	準絶			
10			アカハジロ			DD	準絶			
11			ハト	ハト	カラスバト	国天		NT	準絶	
12	カツオドリ	ウ	ヒメウ			EN				
13	ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	絶Ⅰ			
14			ミゾゴイ			VU	絶Ⅱ			
15			ササゴイ				絶Ⅰ			
16			チュウサギ			NT				
17			クロサギ				絶Ⅱ			
18			カラシラサギ			NT	絶Ⅱ			
19			トキ	ヘラサギ			DD	準絶		
20				クロツラヘラサギ		国内	EN	絶Ⅰ		
21			ツル	ツル	マナヅル			VU	絶Ⅱ	指定
22					ナベヅル			VU	絶Ⅱ	指定
23	クイナ	クイナ					情報不足			
24			ヒクイナ			NT				
25	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	絶Ⅱ			
26	チドリ	チドリ	ケリ			DD	地域			
27			シロチドリ			VU				
28		セイタカシギ	セイタカシギ			VU				
29		シギ	オオジシギ			NT				
30			オオソリハシシギ			VU				
31			コシャクシギ			EN				
32			ダイシャクシギ				絶Ⅱ			
33			ホウロクシギ			VU	絶Ⅱ			
34			ツルシギ			VU	準絶			
35			アカアシシギ			VU	絶Ⅱ			

表 3.1-27(3) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類 2/2）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
36	チドリ	シギ	タカブシギ			VU			
37			ハマシギ			NT			
38		タマシギ	タマシギ			VU	情報不足		
39		カモメ	ズグロカモメ			VU	絶Ⅱ		
40			オオセグロカモメ			NT			
41			コアジサシ			VU	絶Ⅱ		
42		ウミスズメ	ウミスズメ			CR	絶Ⅱ		
43	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	絶Ⅰ		
44		タカ	ハチクマ			NT	絶Ⅱ		
45			オジロワシ	国天	国内	VU			
46			オオワシ	国天	国内	VU			
47			チュウヒ		国内	EN	絶Ⅱ		
48			ツミ				絶Ⅱ		
49			ハイタカ			NT	準絶		
50			オオタカ			NT	絶Ⅱ		
51			サシバ			VU	絶Ⅱ		
52			フクロウ	フクロウ	オオコノハズク				絶Ⅱ
53	フクロウ							準絶	
54	アオバズク						準絶		
55	コミミズク						準絶		
56	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				絶Ⅱ		
57			ヤマセミ				絶Ⅰ		
58	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	絶Ⅰ		
59	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	絶Ⅱ		
60		カササギヒタキ	サンコウチョウ				絶Ⅱ		
61		ヒタキ	コサメビタキ				絶Ⅱ		
合計	13 目	23 科	61 種	6 種	5 種	48 種	43 種	2 種	

注：1. 種名及び配列は「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会、平成24年）に準拠した。  
 2. 選定基準は、表 3.1-26 に対応する。  
 3. 表中の※については以下のとおりである。  
 ※1：アカヤマドリで掲載 ※2：ヤマドリ（アカヤマドリ）で掲載

表 3.1-27(4) 文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ			NT	情報不足※1	
2		スッポン	ニホンスッポン			DD	情報不足※2	
3		タカチホヘビ	タカチホヘビ				情報不足	
4	有鱗	ナミヘビ	ジムグリ				情報不足	
合計	2 目	4 科	4 種	0 種	0 種	2 種	4 種	0 種

注：1. 種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和3年）に準拠した。  
 2. 選定基準は、表 3.1-26 に対応する。  
 3. 表中の※については以下のとおりである。  
 ※1：イシガメで掲載 ※2：スッポンで掲載

表 3.1-27(5) 文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	有尾	サンショウウオ	カスミサンショウウオ			VU	準絶	
2			ブチサンショウウオ			EN	準絶	
3		イモリ	アカハライモリ			NT		
4	無尾	アカガエル	ニホンヒキガエル				情報不足	
5			タゴガエル				情報不足	
6			ヤマアカガエル				絶II	
7			トノサマガエル			NT	情報不足	
8			カジカガエル				準絶	
合計	2目	4科	8種	0種	0種	4種	7種	0種

注：1. 種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和3年）に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-26 に対応する。

表 3.1-27(6) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類 1/2）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
1	トンボ（蜻蛉）	アオイトトンボ	コバナアオイトトンボ			EN	絶I		
2		イトトンボ	ベニイトトンボ				NT		
3			モートンイトトンボ				NT	絶II	
4			ムスジイトトンボ					準絶	
5			モノサシトンボ	グンバイトトンボ			NT	準絶	
6		ヤンマ	サラサヤンマ					準絶	
7		サナエトンボ	アオサナエ					準絶	
8			ホンサナエ					準絶	
9			タベサナエ				NT		
10			フタスジサナエ				NT		
11			オグマサナエ				NT		
12			ムカシヤンマ	ムカシヤンマ					準絶
13			エゾトンボ	キヒロヤマトンボ			NT	絶II	
14		トンボ		ベッコウトンボ		国内	CR	絶I	
15				ハッチョウトンボ					絶II
16				ミヤマアカネ					準絶
17	カメムシ（半翅）	セミ	エゾゼミ					準絶	
18			ハルゼミ					準絶	
19		ツチカメムシ	ベニツチカメムシ					準絶	
20		アメンボ	シオアメンボ				VU	絶II	
21			シロウミアメンボ				VU	絶II	
22		コオイムシ		コオイムシ				NT	
23	タガメ					特定	VU	絶I	
24	チョウ（鱗翅）	セセリチョウ	ミヤマチャバネセセリ					準絶	
25			オオチャバネセセリ					準絶	
26		シジミチョウ		ミズイロオナガシジミ					準絶
27				キリシマミドリシジミ本州以南亜種					準絶 <sup>※1</sup>
28				タイワンツバメシジミ本土亜種				EN <sup>※2</sup>	絶I <sup>※3</sup>
29				アカシジミ					準絶
30				クロシジミ				EN	準絶
31				クロツバメシジミ				NT <sup>※4</sup>	準絶
32				シルビアシジミ				EN	準絶
33		タテハチョウ		ウラギンスジヒョウモン				VU	準絶
34				オオウラギンヒョウモン				CR	絶I
35				ヤマキマダラヒカゲ本土亜種					準絶 <sup>※5</sup>
36				ヒオドシチョウ					準絶
37				ウラナミジャノメ本土亜種				VU <sup>※6</sup>	絶II <sup>※7</sup>

表 3.1-27(7) 文献その他の資料による動物の重要な種 (昆虫類 2/2)

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
38	チョウ (鱗翅)	シロチョウ	ツマグロキチョウ			EN		
39	コウチュウ (鞘翅)	オサムシ	セアカオサムシ			NT		
40		ゲンゴロウ	チンメルマンセスジゲンゴロウ				絶II	
41		ミズスマシ	ミズスマシ			VU		
42		コガシラミズムシ	キイロコガシラミズムシ			VU	準絶	
43		ガムシ	ガムシ			NT		
44		クワガタムシ	オオクワガタ			VU	絶II	
45		カミキリムシ	ベーツヒラタカミキリ				準絶	
46			トラフカミキリ				準絶	
47	ハチ (膜翅)	スズメバチ	ヤマトアシナガバチ			DD		
48		クモバチ	フタモンクモバチ			NT <sup>※8</sup>		
49			アオスジクモバチ			DD <sup>※9</sup>		
50		ミツバチ	ナミルリモンハナバチ			DD <sup>※10</sup>		
合計	5 目	26 科	50 種	0 種	2 種	30 種	37 種	0 種

注：1. 種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和3年)に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-26 に対応する。

3. 表中の※については以下のとおりである。

※1：キリシマミドリシジミで掲載 ※2：タイワンツバメシジミ日本本土亜種で掲載

※3：タイワンツバメシジミで掲載 ※4：クロツバメシジミ中国地方・四国・九州内陸亜種で掲載

※5：ヤマキマダラヒカゲで掲載 ※6：ウラナミジャノメ日本本土亜種で掲載

※7：ウラナミジャノメで掲載 ※8：フタモンベッコウで掲載 ※9：アオスジベッコウで掲載

※10：ルリモンハナバチで掲載

表 3.1-27(8) 文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤		
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種			VU	準絶			
2			カワヤツメ			VU	絶Ⅱ			
3	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	絶Ⅱ			
4	コイ	コイ	ゲンゴロウブナ			EN				
5			ヤリタナゴ			NT				
6			アブラボテ			NT	地域 <sup>※1</sup>			
7			カネヒラ				準絶			
8			タナゴ			EN				
9			ハス			VU				
10			ヒナモロコ			CR	絶Ⅰ			
11			カワヒガイ			NT	準絶			
12			ゼゼラ			VU				
13			ツチフキ			EN	準絶			
14				ドジョウ	ドジョウ			NT	絶Ⅱ	
15					ヤマトシマドジョウ			VU	絶Ⅱ	
16			ナマズ	ギギ	アリアケギバチ			VU	絶Ⅱ	
17		サケ	サケ	サケ				地域 <sup>※2</sup>		
18	サクラマス（ヤマメ）					NT				
19	トゲウオ	トゲウオ	ニホンイトヨ				絶Ⅰ			
20	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	準絶			
21		サヨリ	クルマサヨリ			NT	絶Ⅱ			
22	スズキ	ケツギョ	オヤニラミ			EN	絶Ⅱ			
23		カジカ	カジカ			NT <sup>※3</sup>	絶Ⅰ <sup>※4</sup>			
24		ハゼ	シロウオ			VU	準絶			
25			トビハゼ			NT	準絶			
26			カワヨシノボリ				準絶			
27		オオヨシノボリ				準絶				
合計	8 目	12 科	27 種	0 種	0 種	22 種	21 種	0 種		

注：1. 種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和3年）に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-26 に対応する。

3. 表中の※については以下のとおりである。

※1：玄界灘側のアブラボテで掲載 ※2：松浦川のサケで掲載 ※3：「カジカ大卵型」で掲載

※4：中卵型、大卵型で掲載

表 3.1-27(9) 文献その他の資料による動物の重要な種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU		
2			オオタニシ			NT		
3	汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ			NT		
4		ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			DD		
5	イシガイ	イシガイ	トンガリササノハガイ			VU <sup>※1</sup>		
6	マルスダレガイ	シジミ	ヤマトシジミ			NT		
7			マシジミ			VU		
合計	4 目	5 科	7 種	0 種	0 種	7 種	0 種	0 種

注：1. 種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和3年）に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-26 に対応する。

3. 表中の※については以下のとおりである。

※1：ササノハガイで掲載

### (3) 動物の注目すべき生息地

注目すべき生息地については、表 3.1-28 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

対象事業実施区域及びその周囲の動物に係る天然記念物は、伊万里市南波多町の「大野岳タイワンツバメシジミ繁殖地」が平成 29 年 8 月 1 日に市指定の天然記念物に指定されている。

鳥獣保護区は、下千田溜池、稗田、岸岳、八幡岳が対象事業実施区域の周囲において指定されている。また、生物多様性保全上重要な里地里山は、唐津市及び伊万里市の里山草原、蕨野の棚田が対象事業実施区域の周囲において指定されている。

表 3.1-28(1) 注目すべき生息地の選定基準

No.	選定基準	文献その他資料	
①	<p>「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日)、「佐賀県文化財保護条例」(昭和 51 年佐賀県条例第 22 号)、「唐津市文化財保護条例」(平成 17 年唐津市条例第 330 号)及び「伊万里市文化財保護条例」(昭和 51 年伊万里市条例第 21 号)に基づく天然記念物</p>	<p>特天：特別天然記念物 天：天然記念物 佐天：佐賀県指定天然記念物 唐天：唐津市指定天然記念物 伊天：伊万里市指定天然記念物</p>	<p>「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP)、「佐賀県の文化財紹介」(佐賀県 HP)、「記念物(天然記念物)」(唐津市 HP)、「伊万里市の文化財」(伊万里市 HP) ※いずれも令和 3 年 12 月に閲覧</p>
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 28 日)に基づく生息地等保護区等</p>	<p>生息：生息地等保護区</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 28 日)</p>
③	<p>「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)(昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日)に基づく湿地</p>	<p>基準 1：特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地 基準 2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準 3：生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準 4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準 5：定期的に 2 万羽以上の水鳥を支える湿地 基準 6：水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群で、個体数の 1% 以上を定期的に支えている湿地 基準 7：固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地 基準 8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準 9：湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の 1 パーセントを定期的に支えている湿地</p>	<p>「日本のラムサール条約湿地—豊かな自然・多様な湿地の保全と賢明な利用—」(環境省、平成 25 年)</p>
④	<p>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日)に基づく鳥獣保護区</p>	<p>国指定鳥獣保護区 特：特別保護地区 特指：特別保護指定区域 都道府県指定鳥獣保護区</p>	<p>佐賀県鳥獣保護区等位置図(佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月)</p>
⑤	<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月)に基づく湿地</p>	<p>基準 1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準 2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準 3：多様な生物相を有している場合 基準 4：特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合 基準 5：生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合</p>	<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月)</p>

表 3.1-28(2) 注目すべき生息地の選定基準

No.	選定基準	文献その他資料
⑥	「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月)に基づく里地里山	「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月)
⑦	「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 3 年 12 月)に基づく生息区分	「IMPORTANT BIRD AREAS IN JAPAN 翼が結ぶ重要生息地ネットワーク」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 3 年 12 月)
⑧	「生物多様性保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 3 年 12 月)に基づく区分	「Key Biodiversity Area 生物多様性保全の鍵になる重要な地域」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 3 年 12 月)
⑨	「風力発電立地検討のためのセンシティブイマップ」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月)に基づくレベル区分	「風力発電立地検討のためのセンシティブイマップ」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月)

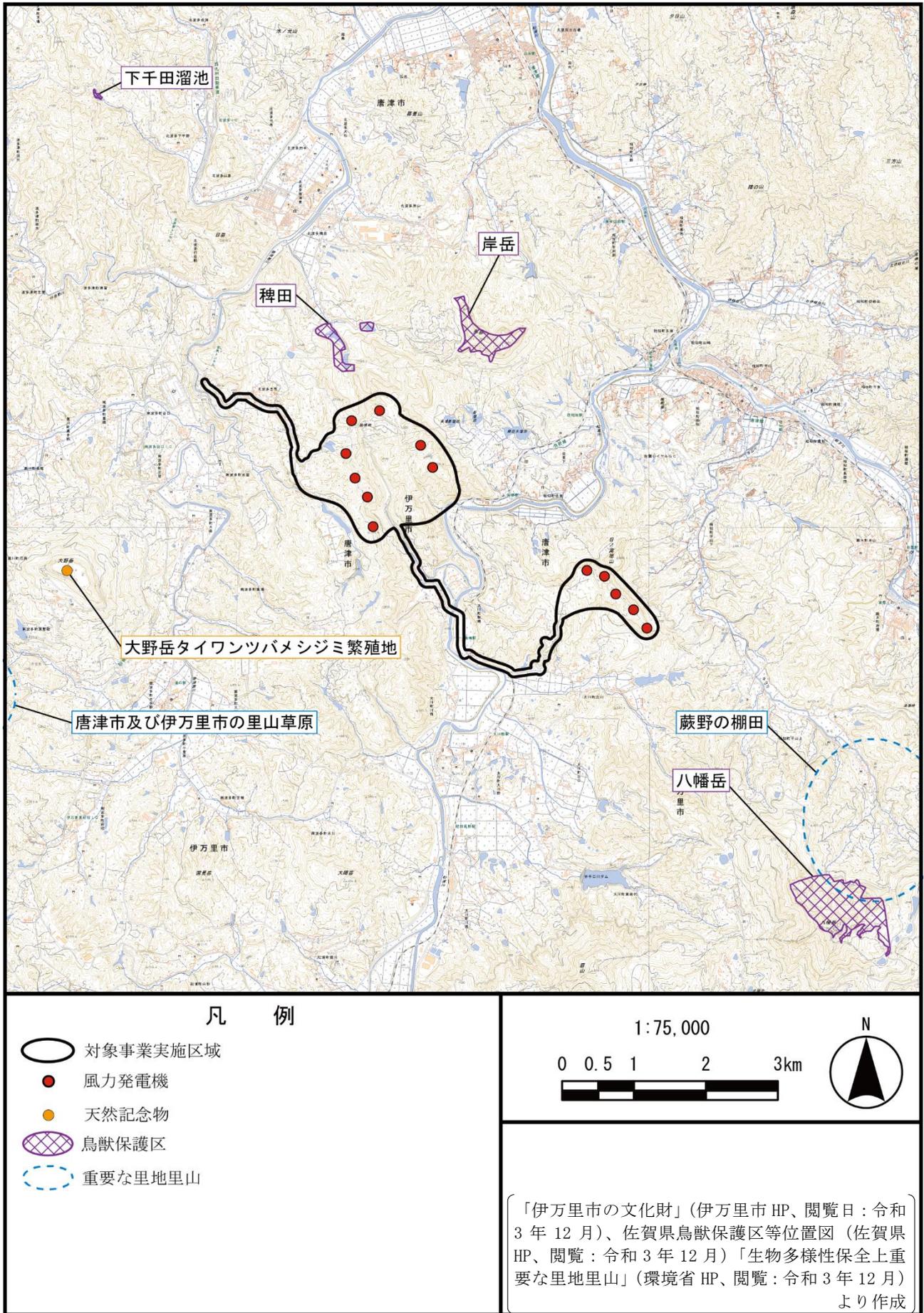


図 3.1-32 注目すべき生息地

## 2. 植物の生育及び植生の状況

植物相及び植生の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料（「佐賀県レッドリスト 2020（植物編）」（佐賀県、令和 2 年）、対象事業実施区域を含む旧市町村の各市町村史等）により整理した。また、「自然環境保全基礎調査」については、対象事業実施区域が含まれる 2 次メッシュとして「徳須恵」、「相知」、「伊万里」及び「多久」を対象とした。調査範囲は図 3.1-17 のとおりである。

### (1) 植物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲における確認種を抽出した文献その他の資料による調査範囲は表 3.1-29、植物相の概要は表 3.1-30 のとおりであり、維管束植物（シダ植物及び種子植物）1,306 種が確認されている。

表 3.1-29 植物相に係る文献その他の資料

No.	文献その他の資料	確認種数	主な確認種
1	「佐賀県レッドリスト 2020（植物編）」（佐賀県、令和 2 年）	134 種	表 3.1-30 に示すとおりである。
2	「唐津の自然」（「唐津の自然」作成実行委員会、平成 25 年）	234 種	
3	「北波多の自然」（唐津市、平成 23 年）	460 種	
4	「相知町史」（相知町、昭和 53 年）	157 種	
5	「北波多村史」（北波多村、平成 20 年）	886 種	
6	「伊万里市史」（伊万里市、平成 18 年）	436 種	

表 3.1-30 植物相の概要

分類		主な確認種	
シダ植物		マツバラシ、イワヒバ、オオハイホラゴケ、タチシノブ、トラノオシダ、コタニワタリ、オオカグマ、ベニシダ、クマワラビ、ナガサキシダ、イブキシダ、サトメシダ、フクレギシダ、ヒュウガシダ、イワデンド、イワオモダカ等 (182種)	
種子植物	裸子植物	イチヨウ、モミ、アカマツ、クロマツ、スギ、コウヤマキ、ラクウシヨウ、ヒノキ、サワラ、ネズ、アスナロ、イヌマキ、ラカンマキ、ナギ、イヌガヤ、キヤラボク、カヤ等 (25種)	
	被子植物	基部被子植物	ジュンサイ、コウホネ、サイジョウコウホネ、ベニオグラコウホネ、ヒメコウホネ、ヒツジグサ、サネカズラ、シキミ (8種)
		モクレン類	ユリノキ、タムシバ、オガタマノキ、カゴノキ、バリバリノキ、クスノキ、ニッケイ、ヤブニッケイ、アオモジ、カナクギノキ、ヤマコウバシ、ダンコウバイ、ケクロモジ、タブノキ、イヌガシ、シロダモ、ドクダミ等 (28種)
		センリョウ目	フタリシズカ、センリョウ (2種)
		単子葉類	エビモ、キチジョウソウ、コナギ、カモガヤ、ショウブ、ヒナラン、コケイラン、ガンゼキラン、ヒトツボクロ等 (278種)
		マツモ目	マツモ (1種)
		基部真正双子葉類	ヒメウズ、サラシナショウマ、センニンソウ、セリバオウレン、オキナグサ、ウマノアシガタ、タガラシ、キツネノボタン、アキカラマツ、ムベ、アオツツラフジ、ムラサキケマン、タケニグサ、ヤマモガシ、ヤマビワ等 (33種)
	真正双子葉類	バラ上群	イスノキ、ベンケイソウ、ウンゼンマンネングサ、ヒメレンゲ、クサアジサイ、イワボタン、ウツギ、ウメバチソウ、タコノアシ、ユキノシタ、イワガラミ、アリノトウグサ等 (321種)
キク上群		ボロボロノキ、カナビキソウ、ミズヒキ、シンミズヒキ、サクラタデ、ヤナギタデ、シロバナサクラタデ、イヌタデ、ヤノネグサ、アキノウナギツカミ、ヌカボタデ、ミゾソバ、ミチヤナギ、イタドリ、スイバ、マダイオウ等 (428種)	
合計		1,306種	

注：種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和3年)及び「新維管束植物分類表」(米倉浩司、北隆館、平成31年)に準拠した。

〔「佐賀県レッドリスト2020 (植物編)」(佐賀県、令和2年)  
 「唐津の自然」(「唐津の自然」作成実行委員会、平成25年)  
 「北波多の自然」(唐津市、平成23年)  
 「相知町史」(相知町、昭和53年)  
 「北波多村史」(北波多村、平成20年)  
 「伊万里市史」(伊万里市、平成18年)〕  
 より作成

## (2) 植生の概要

対象事業実施区域及びその周囲の現存植生図は図 3. 1-33、凡例は表 3. 1-32 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、一部にブナクラス域自然植生及びヤブツバキクラス域自然植生が分布している。

ブナクラス域の自然植生は、岩角地・風衝地に分布する低木群落のイブキシモツケーイワヒバ群落で、対象事業実施区域内に 1 か所分布しているが、分布域は小さい。

ヤブツバキクラスの自然植生は、イチイガシ群落、ヤブコウジースダジイ群集、ミミズバイースダジイ群集、ケヤキ群落 (VI) 等、6 タイプが分布し、このうち対象事業実施区域内には分布はみられない。

対象事業実施区域内に広範囲に分布する植生は、スギ・ヒノキ・サワラ植林及びシイ・カシ二次林であり、対象事業実施区域内をパッチ状に分布している。その他に分布域の比較的広い植生は、果樹園、アカメガシワーカラスザンショウ群落、クズ群落等である。また、対象事業実施区域内の管理用道路計画地には、水田雑草群落が分布しており、その周囲に竹林やヤナギ高木群落 (VI) 等が分布している。

対象事業実施区域内の植生自然度は、シイ・カシ二次林の植生自然度 8、スギ・ヒノキ・サワラ植林の植生自然度 6 が占め、その他には、アカメガシワーカラスザンショウ群落の自然度 7、クズ群落の自然度 5、果樹園の自然度 3 が局所的に分布している。

表 3. 1-31 植生自然度の概要

植生自然度	植生区分
10	イブキシモツケーイワヒバ群落、ヨシクラス、ツルヨシ群集、オギ群集、ヒルムシロクラス
9	イチイガシ群落、ヤブコウジースダジイ群集、ミミズバイースダジイ群集、ケヤキ群落 (VI)、ムクノキーエノキ群集、ヤナギ高木群落 (VI)
8	シイ・カシ二次林、アカガシ二次林、タブノキーヤブニッケイ二次林、ハクサンボクーマテバシイ群落
7	コナラ群落 (VII)、アカシデーイヌシデ群落 (VII)、アカメガシワーカラスザンショウ群落、ムクノキ群落、アカマツ群落 (VII)
6	メダケ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クロマツ植林、クヌギ植林
5	クズ群落、ネザサーススキ群集、チガヤーススキ群落
4	伐採跡地群落 (VII)、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落、放棄水田雑草群落
3	竹林、果樹園、茶畑、常緑果樹園、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	畑雑草群落、水田雑草群落、緑の多い住宅地
1	市街地、工場地帯、造成地

注：開放水域、自然裸地は含めない



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機

1:75,000

0 0.5 1 2 3km

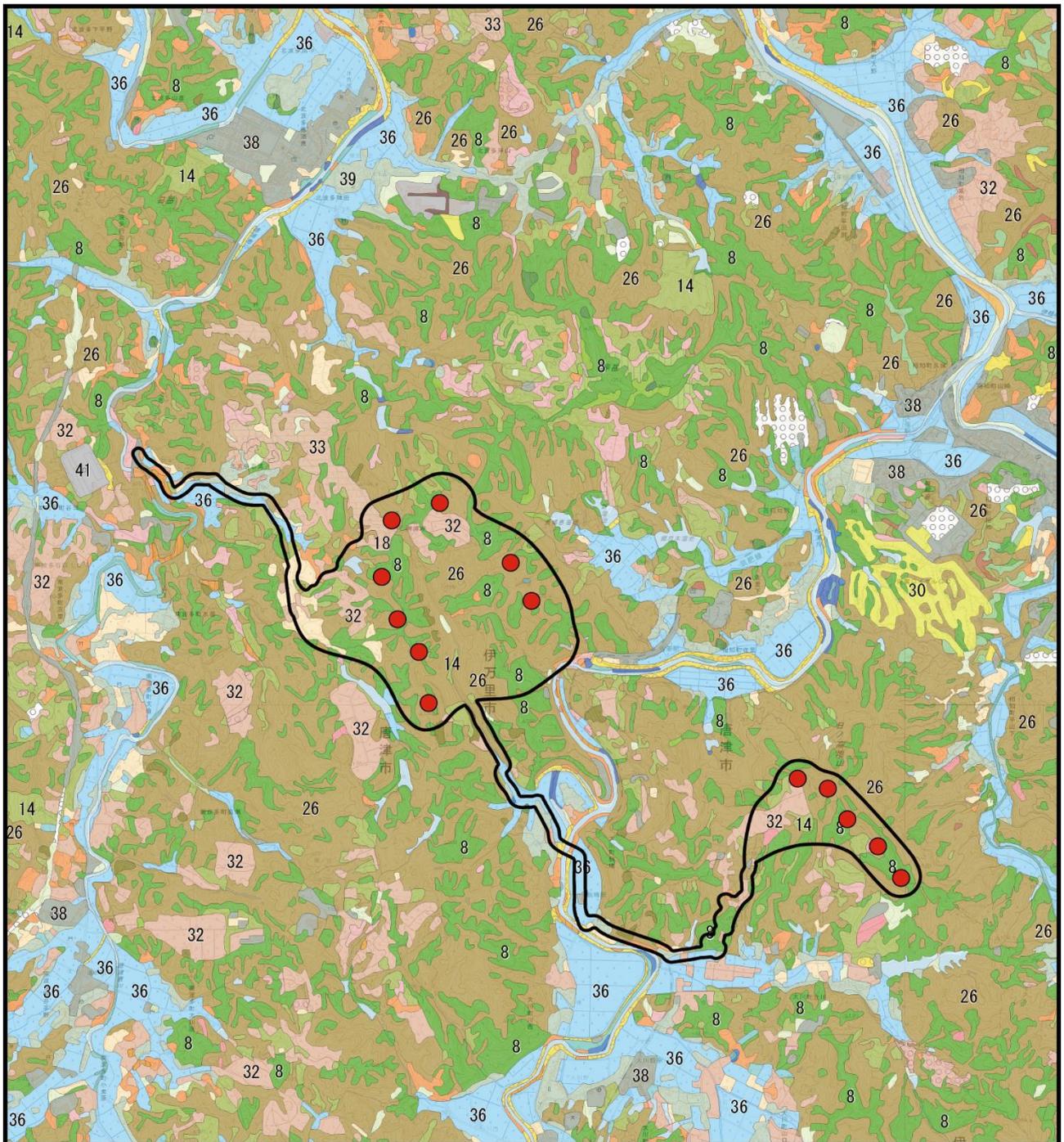


※植生図の凡例は表 3.1-32 のとおり。

「自然環境保全基礎調査 植生調査（植生自然度調査）第 6 回（1999～2012）、第 7 回（2013～）  
1/25,000 植生図 「徳須恵」「相知」「伊万里」「多久」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）

より作成

図 3.1-33(1) 文献その他の資料調査による現存植生図



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機



※植生図の凡例は表 3.1-32 のとおり。

「自然環境保全基礎調査 植生調査（植生自然度調査）第 6 回（1999～2012）、第 7 回（2013～）1/25,000 植生図 「徳須恵」「相知」「伊万里」「多久」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成

図 3.1-33(2) 文献その他の資料調査による現存植生図（拡大）

表 3.1-32(1) 現存植生図凡例

植生区分	図中 No.	群落名	統一凡例 No.	植生自然度
ブナクラス域自然植生	 1	イブキシモツケーイワヒバ群落	191001	10
ヤブツバキクラス域自然植生	 2	イチイガシ群落	270600	9
	 3	ヤブコウジースダジイ群落	271201	9
	 4	ミミズバイースダジイ群落	271205	9
	 5	ケヤキ群落 (VI)	300100	9
	 6	ムクノキーエノキ群落	300201	9
	 7	ヤナギ高木群落 (VI)	320100	9
	ヤブツバキクラス域代償植生	 8	シイ・カシ二次林	400100
 9		アカガシ二次林	400102	8
 10		タブノキーヤブニッケイ二次林	400200	8
 11		ハクサンボクーマテバシイ群落	400401	8
 12		コナラ群落 (VII)	410100	7
 13		アカシデーイヌシデ群落 (VII)	410400	7
 14		アカメガシワーカーラスザンショウ群落	410700	7
 15		ムクノキ群落	411300	7
 16		アカマツ群落 (VII)	420100	7
 17		メダケ群落	430200	6
 18		クズ群落	440200	5
 19		ネザサーススキ群落	450102	5
 20		チガヤーススキ群落	450103	5
 21		伐採跡地群落 (VII)	460000	4
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	 22	ヨシクラス	470400	10
	 23	ツルヨシ群落	470501	10
	 24	オギ群落	470502	10
	 25	ヒルムシロクラス	470600	10
植林地、耕作地植生	 26	スギ・ヒノキ・サワラ植林	540100	6
	 27	クロマツ植林	540300	6
	 28	クヌギ植林	541202	6
	 29	竹林	550000	3
	 30	ゴルフ場・芝地	560100	4
	 31	路傍・空地雑草群落	570100	4
	 32	果樹園	570200	3
	 33	茶畑	570201	3
	 34	常緑果樹園	570202	3
	 35	畑雑草群落	570300	2
	 36	水田雑草群落	570400	2
	 37	放棄水田雑草群落	570500	4

表 3.1-32(2) 現存植生図凡例

植生区分	図中 No.	群落名	統一凡例 No.	植生自然度
その他	 38	市街地	580100	1
	 39	緑の多い住宅地	580101	2
	 40	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	580200	3
	 41	工場地帯	580300	1
	 42	造成地	580400	1
	 43	開放水域	580600	99
	 44	自然裸地	580700	99

注：1. 図中 No. は図 3.1-33 の現存植生図内の番号に対応する。

2. 統一凡例 No. とは、「自然環境保全基礎調査 植生調査（植生自然度調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）の 1/25,000 現存植生図に示される 6 桁の統一凡例番号（凡例コード）である。

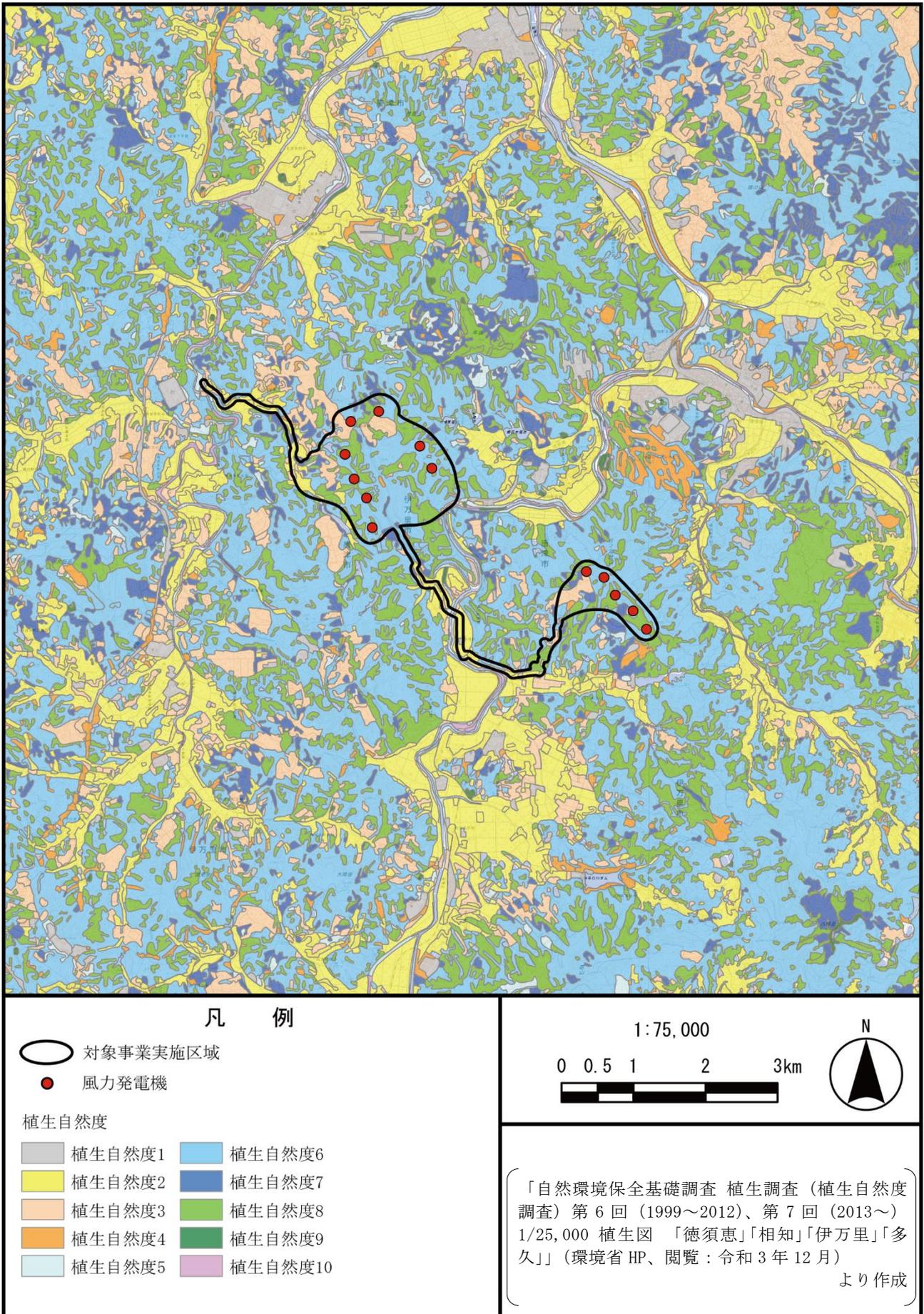


図 3.1-34(1) 文献その他の資料調査による現存植生図（植生自然度）

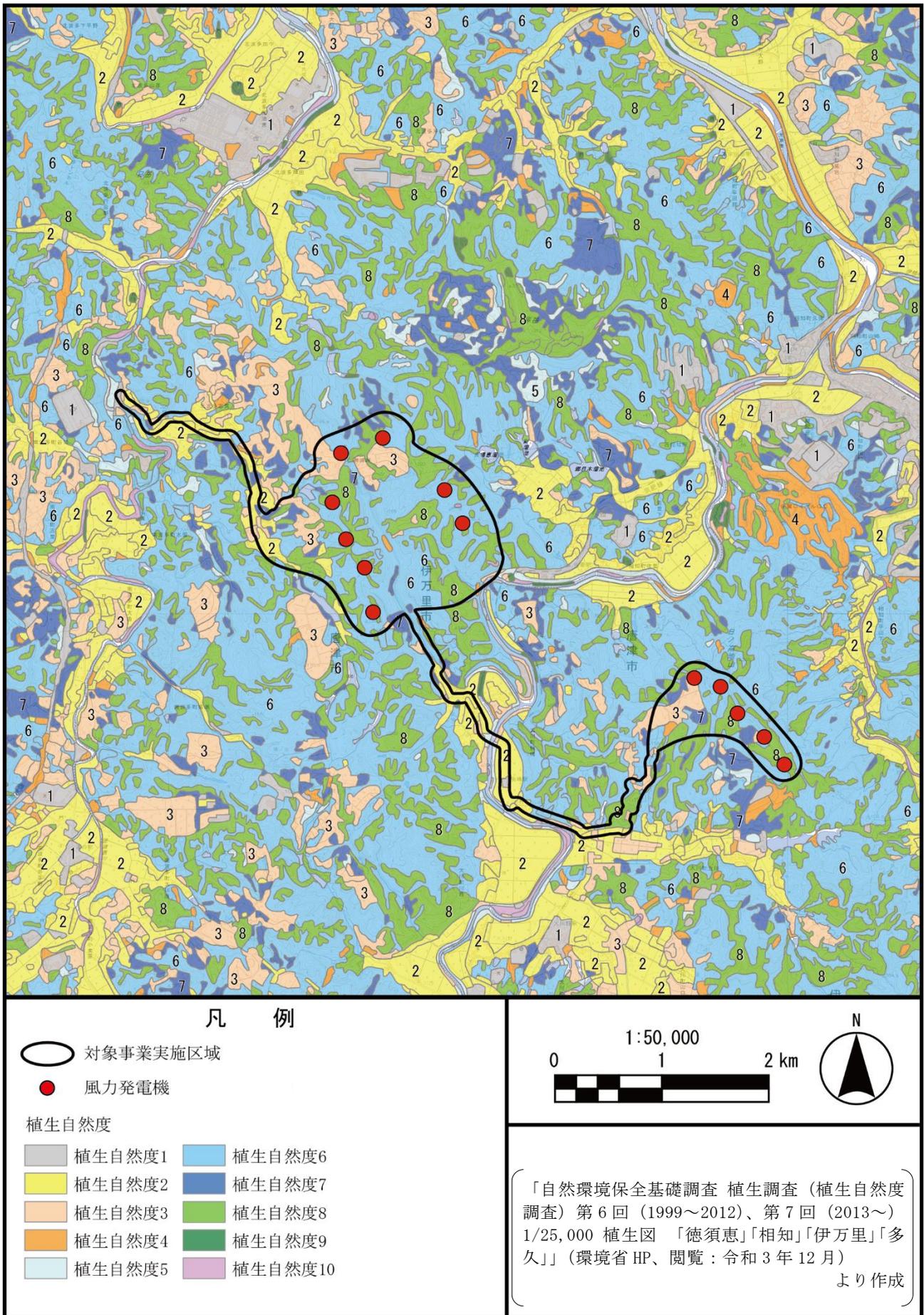


図 3.1-34(2) 文献その他の資料調査による現存植生図（拡大：植生自然度）

### (3) 植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は表 3. 1-33 のとおりである。

文献その他の資料により確認された植物の重要な種は表 3. 1-34 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲では、マツバラン、デンジソウ、ミズオオバコ、キンラン等の 213 種の重要な植物種が確認されている。

表 3. 1-33(1) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正: 令和 3 年 4 月 23 日)、「佐賀県文化財保護条例」(昭和 51 年佐賀県条例第 22 号)、「唐津市文化財保護条例」(平成 17 年唐津市条例第 330 号) 及び「伊万里市文化財保護条例」(昭和 51 年伊万里市条例第 21 号) に基づく天然記念物	特天: 特別天然記念物 天: 天然記念物 佐天: 佐賀県指定天然記念物 唐天: 唐津市指定天然記念物 伊天: 伊万里市指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP)、「佐賀県の文化財紹介」(佐賀県 HP)、「記念物(天然記念物)」(唐津市 HP)、「伊万里市の文化財」(伊万里市 HP) ※いずれも令和 3 年 12 月に閲覧	○	○
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号、最終改正: 令和元年 6 月 14 日) に基づく国内希少野生動植物種等	国内: 国内希少野生動植物種 特定: 特定国内希少野生動植物種 緊急: 緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正: 令和 2 年 12 月 16 日)	○	—
③	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年) の掲載種	EX: 絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW: 野生絶滅…飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR+EN: 絶滅危惧種 I 類…絶滅の危機に瀕している種。 CR: 絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN: 絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU: 絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種 NT: 準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD: 情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省 HP、閲覧: 令和 3 年 12 月)	○	—

表 3.1-33(2) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準	文献その他の資料	重要な種	重要な群落
④ 「佐賀県レッドリスト 2020 (植物編)」(佐賀県、令和2年)の掲載種	絶滅：絶滅種…県内ではすでに絶滅したと考えられる種 絶Ⅰ：絶滅危惧Ⅰ類種…現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの 絶Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類種…現在の状態をもたらしている圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」の категорияに移行することが確実と考えられるもの 準絶：準絶滅危惧種…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧種」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの 情報不足：情報不足種…評価するだけの情報が不足している種	「佐賀県レッドリスト 2020 (植物編)」(佐賀県、令和2年)	○ —
⑤ 「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」(平成14年佐賀県条例第48号)に基づく指定野生生物種	指定：条例に指定されている希少動植物	「県条例による希少野生動植物の指定」(佐賀県HP、閲覧：令和3年12月)	○ —
⑥ 「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図」(環境庁、昭和56年)、「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書 全国版」(環境庁、昭和63年)、「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成12年)に掲載されている特定植物群落	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布など分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地などの特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採などの手が入っていないもの G：乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他、学術上重要な植物群落	「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図」(環境庁、昭和56年)、「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書 全国版」(環境庁、昭和63年)、「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成12年)(環境省HP、閲覧：令和3年12月)	— ○
⑦ 「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成8年)に掲載の植物群落	4：緊急に対策必要 3：対策必要 2：破壊の危惧 1：要注意	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成8年)	— ○
⑧ 「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省、平成28年)に掲載の植生自然度10及び植生自然度9の植生	植生自然度10：自然草原等(高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区) 植生自然度9：自然林(エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区)	「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省、平成28年)	— ○

表 3.1-34(1) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	シダ植物	マツバラン	マツバラン			NT	準絶	
2		ミズニラ	シナミズニラ			VU	準絶	
3		ウラジロ	カネコシダ			VU	絶II	
4		コケシノブ	オオハイホラゴケ				絶II	
5		コバノイシカグマ	オドリコカグマ				準絶	
6			オウレンシダ				準絶	
7		ホングウシダ	ホングウシダ				絶I	
8		ミズワラビ	エビガラシダ			VU	絶I	
9			カラクサシダ				絶II	
10		シシラン	タキミシダ			EN	絶II	
11		イノモトソウ	ヤクシマハチジョウシダ			VU	絶II	
12			ヒメウラジロ			VU	絶I	
13		チャセンシダ	カミガモシダ				絶II	
14			コタニワタリ				絶II	
15		オシダ	オトコシダ				絶I	
16			イズヤブソテツ				絶II	
17			ミヤジマシダ				絶II	
18			ツクシヤブソテツ				絶II	
19			サクラジマイノデ		国内	CR	絶I	
20			オオキヨスミシダ					絶I <sup>*1</sup>
21		ヒメシダ	アミシダ				絶I	
22			ヒメミゾシダ			NT	絶I	
23			ヒメハシゴシダ				絶II	
24			テツホンダ				絶II	
25		メシダ	フクレギシダ		国内	CR	絶I	
26			コクモウクジャク				絶II	
27			ヒュウガシダ				絶II	
28			ニセコクモウクジャク				絶I	
29			イヌイワデンド			NT	絶I	
30			コガネシダ				絶I	
31			イワデンド				絶I	
32			スジヒトツバ	スジヒトツバ				準絶
33		ウラボシ	ヒトツバイワヒトデ				絶I	
34			ヒメサジラン				絶滅	
35			イワオモダカ				絶II	
36		デンジソウ	デンジソウ			VU	絶I	
37	裸子植物	マツ	ヒメコマツ				絶滅 <sup>*2</sup>	
38		ヒノキ	ハイビャクシン				絶I	指定
39	被子植物 基部被子植物	スイレン	コウホネ				絶II	
40			サイジョウコウホネ				絶II	
41			ベニオグラコウホネ				絶II	
42			ヒメコウホネ			VU		
43	被子植物 モクレン類	クスノキ	ニッケイ			NT		
44			ダンコウバイ				絶I	
45		ウマノスズクサ	タイリンアオイ				準絶	
46			ツクシアオイ			VU	準絶	
47			ウンゼンカンアオイ			VU		
48	被子植物 単子葉類	オモダカ	アギナシ			NT	絶I	
49		トチカガミ	ウミヒルモ			NT	準絶	
50			ミズオオバコ			VU	準絶	
51		ホロムイソウ	シバナ			NT	絶II	
52		ヒルムシロ	センニンモ				準絶	
53			ツツイトモ			VU	絶I	

表 3.1-34(2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
54	被子植物 単子葉類	ヒルムシロ	カワツルモ			NT	絶Ⅰ	
55		アマモ	コアマモ				準絶	
56		イバラモ	サガミトリゲモ			VU	絶Ⅰ <sup>※3</sup>	
57			トリゲモ			VU		
58			オオトリゲモ					絶Ⅱ
59		サトイモ	キリシマテンナンショウ				絶Ⅱ <sup>※4</sup>	
60		ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ				絶Ⅱ	
61		ユリ	チゴユリ				絶Ⅰ	指定
62			ホソバナコバイモ			NT	準絶	
63			カンザシギボウシ					準絶
64	ノヒメユリ				EN	絶Ⅱ <sup>※5</sup>		
65	アヤメ	ノハナショウブ				絶Ⅰ	指定	
66		アヤメ				絶Ⅰ		
67	ヒガンバナ	キツネノカミソリ				絶Ⅱ		
68	ラン	ヒナラン			EN	絶Ⅱ	指定	
69		キリシマエビネ			EN	絶Ⅰ		
70		エビネ			NT	準絶		
71		ナツエビネ			VU	絶Ⅰ		
72		キエビネ			EN	準絶	指定	
73		ギンラン					絶Ⅰ	
74		キンラン			VU	準絶		
75		カンラン			EN	絶Ⅱ	指定	
76		セッコク					絶Ⅱ	
77		タシロラン			NT	絶Ⅱ		
78		ダイサギソウ			EN	絶Ⅰ		
79		ムヨウラン					絶Ⅱ	
80		ササバラン			EN	準絶		
81		ボウラン			NT	準絶		
82		フウラン			VU	絶Ⅰ	指定	
83		ムカゴサイシン			EN	絶Ⅰ		
84		ウチョウラン			VU	絶Ⅰ		
85		クロカミラン			CR	絶Ⅰ	指定	
86		コケイラン					絶Ⅱ	
87		ガンゼキラン			VU	絶Ⅰ		
88		ツレサギソウ					絶Ⅰ	
89		トキソウ			NT	絶Ⅰ	指定	
90		ヤマトキソウ					絶Ⅱ	
91		ムカデラン			VU	絶Ⅱ		
92		ヒトツボクロ					絶Ⅰ	
93		ナギラン			VU	絶Ⅰ		
94		ミズトンボ			VU	準絶		
95		ムカゴソウ			EN	絶Ⅱ		
96		ニラバラン					絶Ⅰ	
97		サギソウ			NT	絶Ⅱ		
98	ハシナガヤマサギソウ					絶Ⅰ		
99	ホシクサ	ツクシクロイヌノヒゲ			VU	絶Ⅱ		
100		クロホシクサ			VU	絶Ⅰ		
101	ショウガ	アオノクマタケラン				絶Ⅱ		
102	イネ	ツクシガヤ			VU	絶Ⅱ		
103		キダチノネズミガヤ				絶Ⅰ		
104		イヌアワ				準絶		
105		コササキビ				準絶		
106	ミクリ	ヤマトミクリ			NT	準絶		

表 3.1-34(3) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
107	被子植物 単子葉類	ミクリ	ナガエミクリ			NT	準絶	
108			ヒメミクリ			VU	絶Ⅱ	
109		ガマ	コガマ				準絶	
110		カヤツリグサ	タガネソウ				準絶	
111			イヌクログワイ				絶Ⅱ <sup>**6</sup>	
112			チャボイ			VU	絶Ⅰ	
113			ヒメカンガレイ			VU	絶Ⅱ	
114			ウキヤガラ				準絶	
115			ヤマテキリスゲ				絶Ⅱ	
116			タニガワスゲ				絶Ⅰ	
117			ピロードテンツキ				絶Ⅰ	
118		ハタベカンガレイ			VU	絶Ⅰ		
119	ミズアオイ	シズイ				絶Ⅱ <sup>**7</sup>		
120	被子植物 基部真正双子葉類	キンボウゲ	オキナグサ			VU	絶Ⅰ	指定
121			ヒレフリカラマツ			EN	絶Ⅰ	指定
122			タンナトリカブト				準絶	
123	被子植物 真正双子葉類 バラ上群	ベンケイソウ	ベンケイソウ				絶Ⅰ	
124			アオベンケイ				準絶	
125			ウンゼンマンネングサ			VU		
126		ユキノシタ	イワボタン				絶Ⅱ <sup>**8</sup>	
127			ツクシネコノメソウ				準絶	
128			ウメパチソウ				絶Ⅱ	
129			タコノアシ			NT		
130			ウチワダイモンジソウ				絶Ⅱ	
131			ナメラダイモンジソウ				準絶	
132		アリノトウグサ	フサモ				準絶	
133		マメ	チョウセンニワフジ			CR	絶Ⅱ	
134			イヌハギ			VU	絶Ⅰ	
135			シバナム			DD	絶Ⅰ	
136		ニレ	コバノチョウセンエノキ			CR <sup>**9</sup>		
137		クワ	アコウ				準絶	
138		イラクサ	ヤナギイチゴ				準絶	
139		バラ	コジキイチゴ				絶Ⅱ	
140			ズミ				絶Ⅰ	指定
141		ブナ	カシワ				絶Ⅱ	
142		ヤナギ	イヌコリヤナギ				情報不足	
143		オトギリソウ	ツクヌキオトギリ			EN	絶Ⅱ	
144		トウダイグサ	ナツトウダイ				絶Ⅱ	
145			タカトウダイ				絶Ⅱ	
146		スマレ	ナガバノスマレサイシン				絶Ⅰ	
147		カタバミ	ミヤマカタバミ				絶Ⅱ	
148		ミソハギ	ミズマツバ			VU		
149	ノボタン	ヒメノボタン			VU	絶滅		
150	アブラナ	ワサビ				絶Ⅱ		
151		スズシロソウ				絶Ⅱ		
152	被子植物 真正双子葉類 キク上群	タデ	ヒメタデ			VU	準絶	
153			サイコクヌカボ			VU	準絶	
154			ヌカボタデ			VU	絶Ⅱ	
155			シマヒメタデ				絶Ⅱ	
156			ナガバノウナギツカミ			NT	絶Ⅰ	
157		ナデシコ	ヒメケフシグロ				準絶	
158			ゲンカイミミナグサ			NT	準絶	
159		アカザ	マツナ				絶Ⅰ	

表 3.1-34(4) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
160	被子植物 真正双子葉類 キク上群	アカザ	シチメンソウ			VU	絶Ⅱ		
161			ハママツナ				準絶		
162		イソマツ	ハマサジ			NT	絶Ⅱ		
163		ツバキ	ナツツバキ				絶Ⅱ		
164		ツツジ	ツクシシャクナゲ				準絶		
165			ミヤマキリシマ				絶Ⅱ		
166		キキョウ	ツルギキョウ			VU	準絶		
167			サワギキョウ				絶Ⅱ		
168			キキョウ			VU	絶Ⅱ		
169		ミツガシワ	ミツガシワ				絶Ⅱ		
170		キク	ヒメシオン				絶Ⅰ		
171			ウラギク			NT	準絶		
172			ヤナギアザミ				準絶		
173			アワコガネギク			NT <sup>*10</sup>			
174			ヤマニガナ				絶Ⅰ		
175			オオダイトウヒレン				準絶		
176			ヒメヒゴタイ			VU	絶滅		
177			オナモミ			VU	絶Ⅰ		
178			ウコギ	トチバニンジン				準絶	
179			セリ	ツクシトウキ			VU		
180		スイカズラ	ヤマヒョウタンボク				絶Ⅰ		
181			マツムシソウ				絶Ⅱ		
182		ムラサキ	オオルリソウ				情報不足		
183			ホタルカズラ				絶Ⅰ		
184		リンドウ	イヌセンブリ			VU	絶Ⅰ		
185			ムラサキセンブリ			NT	絶Ⅱ		
186		ガガイモ	スズサイコ			NT	絶Ⅱ		
187			トキワカモメヅル				絶Ⅰ		
188		アカネ	ヒロハコンロンカ				準絶		
189			ギョクシンカ				絶Ⅰ		
190		モクセイ	ナタオレノキ				絶Ⅰ <sup>*11</sup>		
191		クマツヅラ	コムラサキ				準絶		
192	シソ	キセワタ			VU	絶Ⅰ			
193		ミヅコウジュ			NT				
194		ミヤマナミキ				絶Ⅱ			
195		ヒメキラソウ				絶Ⅱ			
196		ヤマジソ			NT	準絶			
197		ナミキソウ				絶Ⅰ			
198		エゾニガクサ			EN	絶滅			
199		ゴマノハグサ	ツクシゴメグサ			EN	絶Ⅰ		
200			ヤマウツボ				絶Ⅱ		
201			ゴマノハグサ			VU	準絶		
202	ヒナノウスツボ					絶Ⅱ			
203	カワヂシャ				NT				
204	キュウシュウコゴメグサ					絶Ⅰ			
205	ゴマ	ヒシモドキ			EN	準絶			
206	タヌキモ	ノタヌキモ			VU	絶Ⅱ			
207		タヌキモ			NT	絶Ⅰ			
208		ミミカキグサ				準絶			
209		イヌタヌキモ			NT				
210		ホザキノミミカキグサ				絶Ⅱ			
211		ヒメタヌキモ			NT	絶Ⅰ			

表 3.1-34(5) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
212	被子植物	オオバコ	ウンラン				絶滅	
213	真正双子葉類 キク上群		エゾオオバコ				絶 I	
合計	8 分類	81 科	213 種	0 種	2 種	97 種	200 種	12 種

注：1. 種名については「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和3年）に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-33 に対応する。各選定基準の原記載は次のとおりである。

※1：オオキヨズミシダで掲載 ※2：ヒメコマツ（ゴヨウマツ）で掲載

※3：サガミトリゲモ（ヒロハトリゲモ）で掲載

※4：キシマテンナンショウ（ヒメテンナンショウ）で掲載 ※5：ノヒメユリ（スゲユリ）で掲載

※6：イヌクログワイ（シログワイ）で掲載 ※7：シズイ（テガヌマイ）で掲載

※8：イワボタン（ミヤマネコノメソウ）で掲載 ※9：サキシマエノキで掲載 ※10：キクタニギクで掲載

※11：シマモクセイ（ナタオレノキ）で掲載

対象事業実施区域及びその周囲で確認された重要な植物群落については、表 3.1-35 のとおり、「岸岳のツクバネウツギ群落」及び「八幡岳の自然木」が存在する。重要な植物群落の位置は図 3.1-35 のとおりであり、「岸岳のツクバネウツギ群落」が対象事業実施区域の周囲に分布している。また、重要な植物群落（植生自然度）については、表 3.1-36 のとおり、植生自然度 10 のイブシモツケイワヒバ群落を対象事業実施区域内に局所的に分布し、植生自然度 9 のヤナギ高木群落（VI）が対象事業実施区域内及び周囲に分布している。

表 3.1-35 重要な植物群落

No.	町村	群落名	選定基準		
			①	⑥	⑦
1	北波多村	岸岳のツクバネウツギ群落	—	C	2
2	相知町	八幡岳の自然木	—	A	2

注：1. 選定基準は表 3.1-33 のとおりである。

2. 「—」は該当していないことを示す。

〔「植物群落レッドデータブック」（NACS-J, WWF Japan、平成 8 年）  
「第 2 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書（全国版）」（環境庁、昭和 56 年）  
より作成〕

表 3.1-36 重要な植物群落（植生自然度）

選定基準	植生区分	1/2.5 万植生図 統一凡例
⑧		
植生自然度 10	自然草原（高山ハイデ、風衝草原、自然草原等）、岩壁植生等	イブキシモツケイワヒバ群落、ヨシクラス、ツルヨシ群集、オギ群集、ヒルムシロクラス
植生自然度 9	自然林（エゾマツートドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林）	イチイガシ群落、ヤブコウジースダジイ群集、ミミズバイースダジイ群集、ケヤキ群落（VI）、ムクノキエノキ群集、ヤナギ高木群落（VI）

注：選定基準は表 3.1-33 のとおりである。

〔「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（環境省、平成 28 年）  
より作成〕

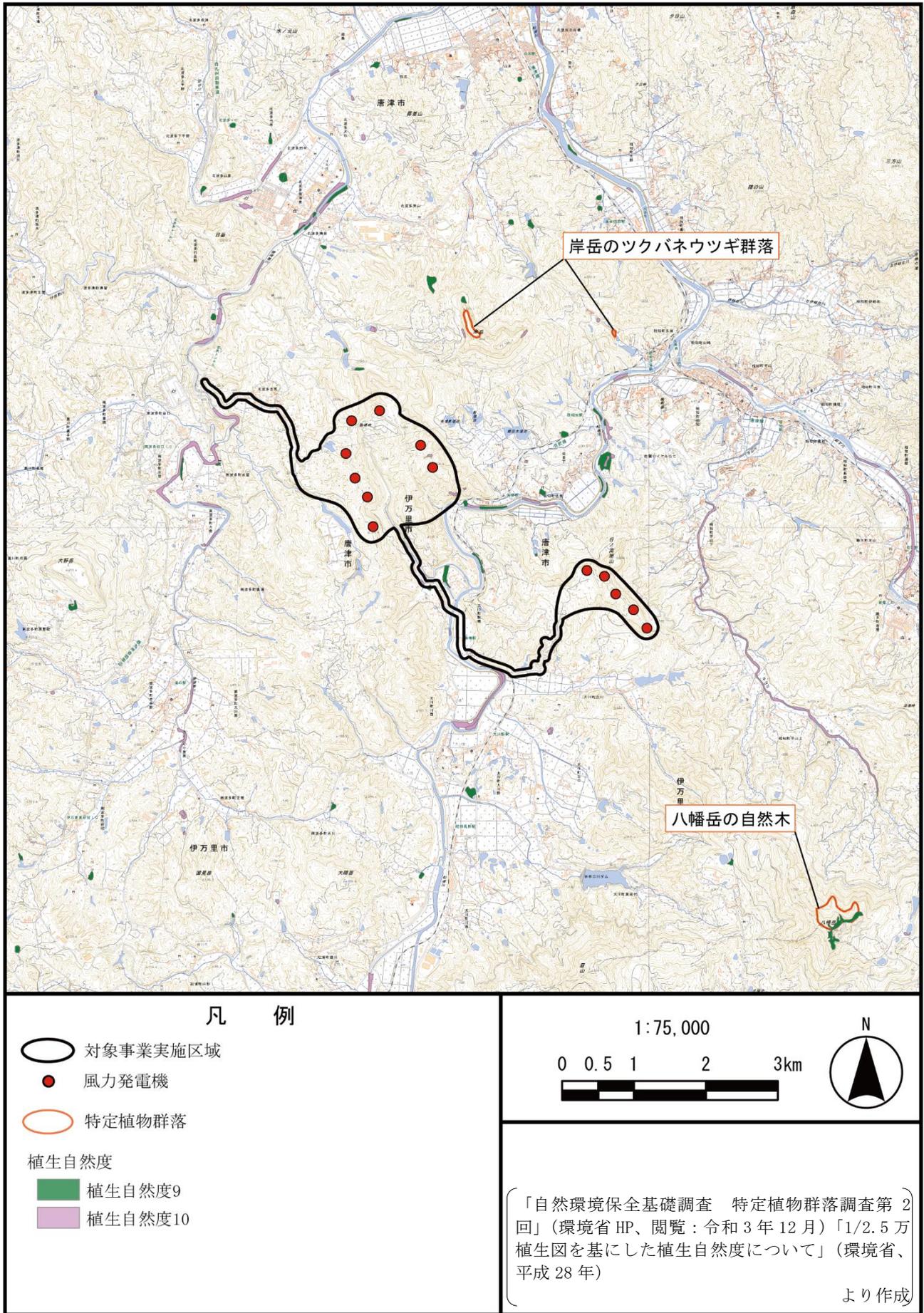


図 3.1-35 重要な植物群落の分布位置図

(4)巨樹・巨木林・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲の植物に係る天然記念物は表 3.1-37、巨樹・巨木林は表 3.1-38 のとおりである。また、それぞれの分布位置は図 3.1-36 のとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、市指定の天然記念物、「志気の大シャクナゲ」が分布している。

また、「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査 第 4 回（1988～1993）、第 6 回（1999～2005）」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）によると、対象事業実施区域の周囲には、樹林が 2 か所、単木が 22 か所、計 24 か所に巨樹・巨木林が分布している。そのうち、クスノキ 1 本、スダジイ 1 本、スギ 1 本の巨樹が対象事業実施区域付近に分布している。

表 3.1-37 天然記念物（植物関係）

No.	市	指定	名称	指定年月日	所在の場所
1	唐津市	市	志気の大シャクナゲ	昭和 63 年 6 月 1 日	北波多志気

注：表中の No. は、図 3.1-36 に対応する。

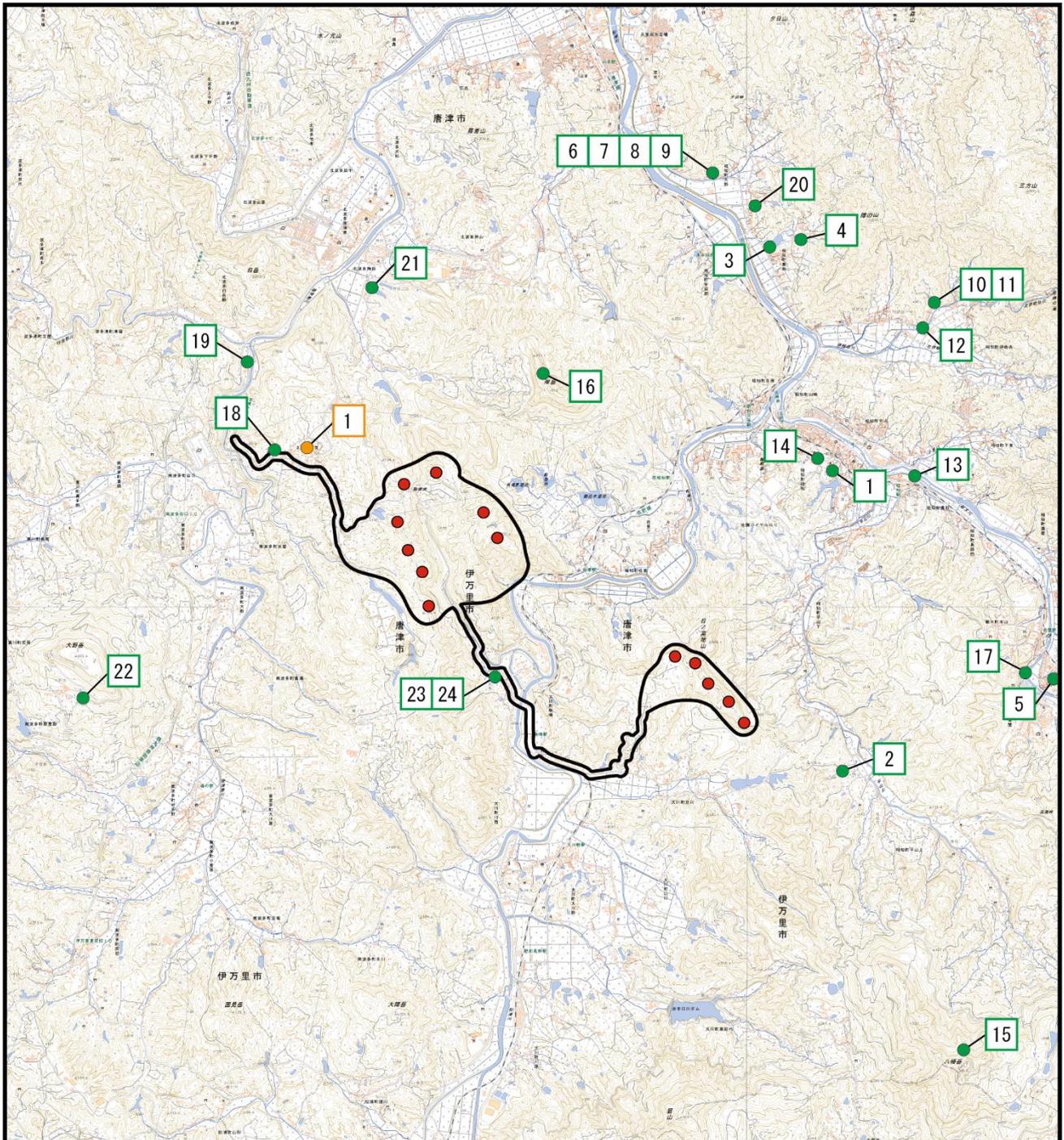
「佐賀県 HP 天然記念物 5」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）  
 「唐津市の各種統計（教育・文化）」（唐津市 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）  
 より作成

表 3.1-38 巨樹・巨木林

No.	市	区分	名称	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)
1	唐津市	単木		イチヨウ	340	20
2		単木		ケヤキ	300	17
3		単木		クスノキ	300	21
4		単木	大杉	スギ	369	30
5		単木		イチヨウ	330	20
6		単木		クスノキ	340	30
7		単木		イチヨウ	313	35
8		単木		イチイガシ	300	30
9		単木		イチイガシ	310	26
10		単木		クスノキ	320	15
11		単木		クスノキ	330	15
12		単木		クスノキ	330	25
13		単木		ムクノキ	367	15
14		単木		イチヨウ	220	18
15		単木		ケヤキ	326	15
16		単木	岸岳	スダジイ	432	18
17		単木	町切	イチヨウ	347	20
18		単木	志気	クスノキ	332	25
19		単木	行合野	クスノキ	356	18
20		樹林	伊岐佐	クスノキ	329	15
21		樹林	稗田	クスノキ	521	15
22	伊万里市	単木		シイノキ	250	15
23		単木		スダジイ	350	20
24		単木		スギ	300	40

注：表中の No. は、図 3.1-36 に対応する。

「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査 第 4 回（1988～1993）、第 6 回（1999～2005）」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）  
 より作成



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  天然記念物
-  巨樹・巨木林

1:75,000



注：図中のNo. は、表 3.1-37 及び表 3.1-38 に対応する。

「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査 第4回（1988～1993）、第6回（1999～2005）」（環境省HP、閲覧：令和3年12月）、「あそぼーさが」（一般社団法人佐賀県観光連盟HP、閲覧：令和3年12月）より作成

図 3.1-36 巨樹・巨木林・天然記念物の位置

### 3. 生態系の状況

#### (1) 環境類型区分

対象事業実施区域及びその周囲の環境類型区分の概要は表 3. 1-39、その分布状況は図 3. 1-37 のとおりである。

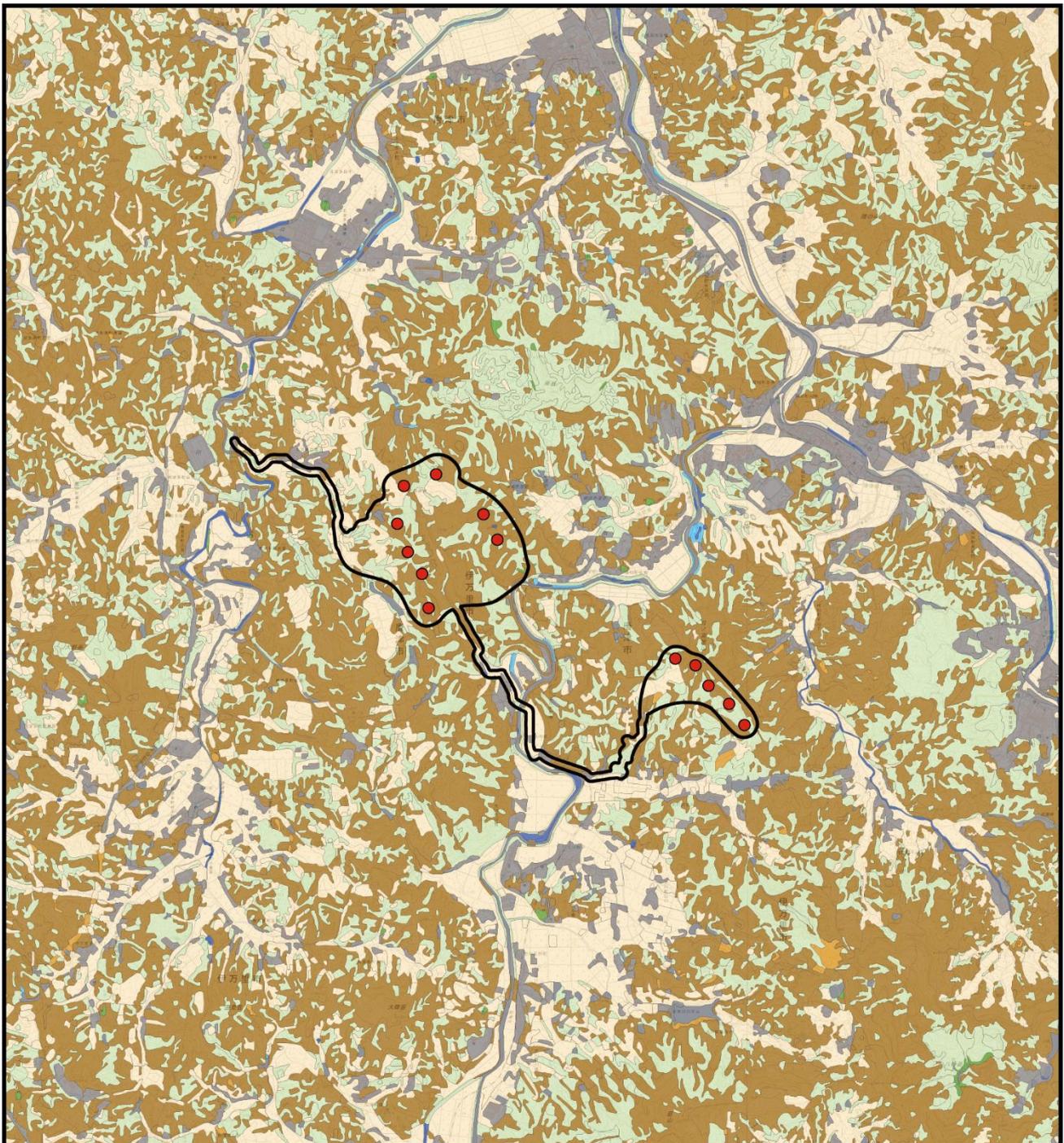
対象事業実施区域及びその周囲の地形は主に山地及び丘陵地、谷底平野からなり、植生区分との対応関係により、自然林、二次林、草原・伐採跡地等、植林地、湿原・湿生林等、耕作地等及び市街地等の 7 つの環境類型区分に分類される。山地及び丘陵地の大部分は二次林及び植林地、谷底平野の大部分は水田雑草群落や果樹園からなる耕作地等である。自然林、湿原・湿生林等の分布はわずかに点在する程度である。

対象事業実施区域の環境類型区分は主に二次林、植林地、耕作地等となっている。

表 3.1-39 環境類型区分の概要

図中 No.	類型区分	主な地形	植生区分
1	自然林	山地 及び 丘陵地	イブキシモツケイワヒバ群落 イチイガシ群落 ヤブコウジースダジイ群集 ミミズバイースダジイ群集 ケヤキ群落 (VI) ムクノキエノキ群集 ヤナギ高木群落 (VI)
2	二次林		シイ・カシ二次林 アカガシ二次林 タブノキヤブニッケイ二次林 ハクサンボクマテバシイ群落 コナラ群落 (VII) アカシデーイヌシデ群落 (VII) アカメガシワーカラスザンショウ群落 ムクノキ群落 アカマツ群落 (VII)
3	草原・ 伐採跡地等		メダケ群落 クズ群落 ネザサーススキ群集 チガヤーススキ群落 伐採跡地群落 (VII)
4	植林地		スギ・ヒノキ・サワラ植林 クロマツ植林 クヌギ植林 竹林
5	湿原・湿生林等	谷底平野	ヨシクラス ツルヨシ群集 オギ群集 ヒルムシロクラス
6	耕作地等		ゴルフ場・芝地 路傍・空地雑草群落 果樹園 茶畑 常緑果樹園 畑雑草群落 水田雑草群落 放棄水田雑草群落
7	市街地等		市街地 緑の多い住宅地 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 工場地帯 造成地 開放水域 自然裸地

注：植生区分は現存植生図凡例（表 3.1-32 参照）による。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機

環境類型区分

- |   |   |
|---|---|
|  1. 自然林    |  5. 湿原・湿生林 |
|  2. 二次林    |  6. 河川     |
|  3. 草原・低木林 |  7. 耕作地等   |
|  4. 植林地    |  8. 市街地等   |

1:75,000



「自然環境保全基礎調査 植生調査（植生自然度調査）第6回（1999～2012）、第7回（2013～）1/25,000 植生図 「伊万里」「多久」「徳須恵」「相知」」（環境省 HP、閲覧：令和3年12月）より作成

図 3.1-37(1) 環境類型区分

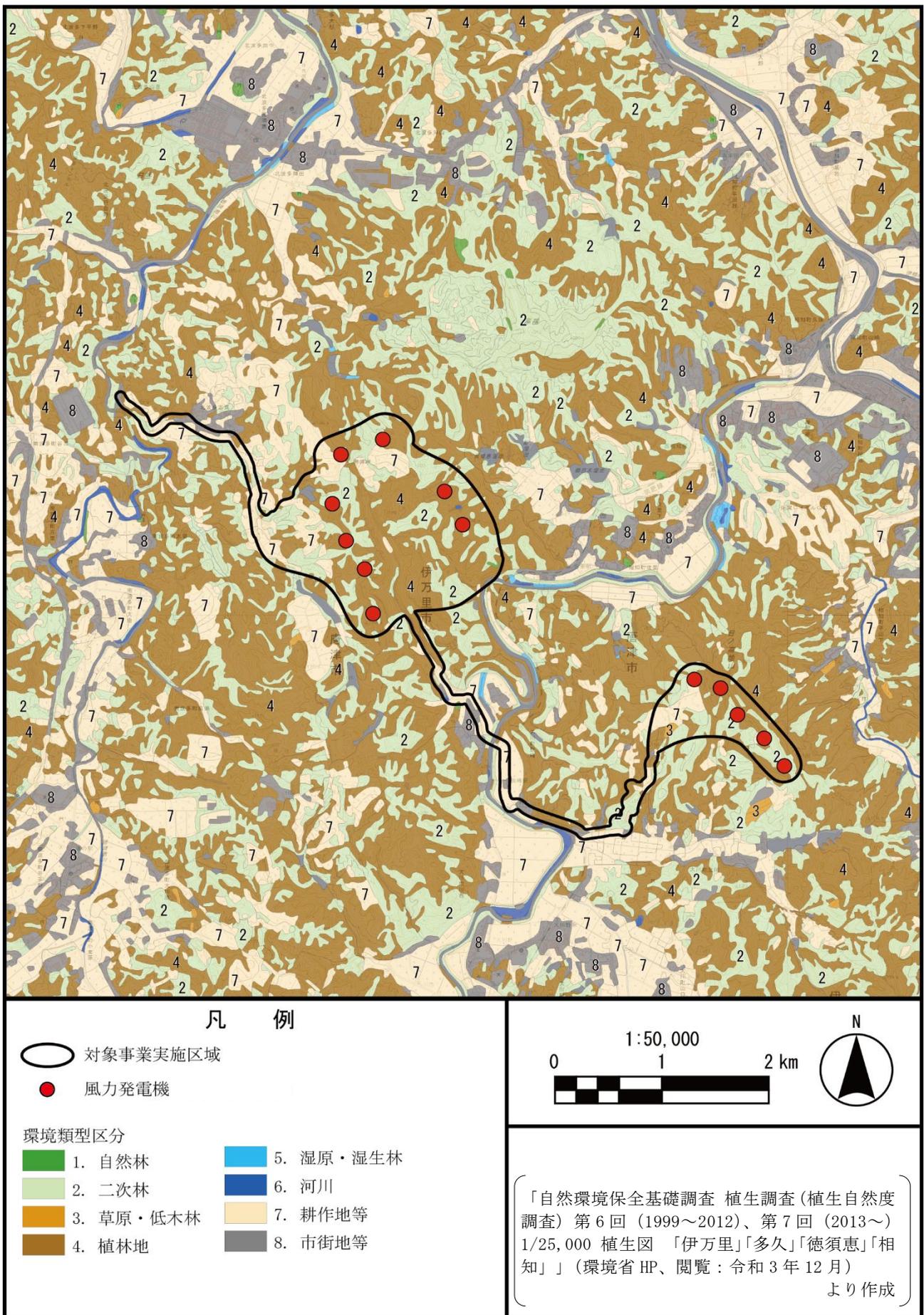


図 3.1-37(2) 環境類型区分 (拡大)

## (2) 生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するために、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周囲の環境及び生物種より、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な生物種等を選定し、図 3. 1-38 の食物連鎖の概要として整理した。

対象事業実施区域及びその周囲は、山腹にスギ・ヒノキ植林の針葉樹林、尾根筋を中心にシイ・カシ二次林が広がっており、ヤナギ高木林等の広葉樹林、クズ群落や畑地等の乾性草地、水田等の湿性草地等が点在している。対象事業実施区域も同様にスギ植林及びシイ・カシ二次林が主な環境となっており、部分的にアカメガシワ・カラスザンショウ群落や果樹園が見られる。これらのことから対象事業実施区域及びその周囲の生態系は、陸域である樹林地環境、草地環境及び水域であるため池を基盤として成立しているものと考えられる。

陸域の生態系では、スギ植林、竹林、果樹園及びシイ・カシ二次林に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはバッタ類やチョウ類等の草食性の昆虫類や、ノウサギ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはカマキリ類やオサムシ類やトンボ類等の肉食性昆虫類等が存在する。また、第三次消費者としてはカラ類やカケス等の鳥類、カエル類等の両生類が、第四次消費者としては、テン等の哺乳類やヘビ類等の爬虫類が存在すると考えられる。さらに、これらを餌とする消費者として、キツネ等の哺乳類やオオタカやフクロウ等の猛禽類やキツネ等の中型哺乳類が存在する。

水域の生態系では、植物性プランクトンを生産者として、第一次消費者としてはカゲロウ類等の草食性の昆虫類やカワニナ類の貝類が存在する。また、第二次消費者として、昆虫類などを捕食するイシガメ等の爬虫類やトンボ類等の昆虫類やタカハヤ等の魚類が存在すると考えられる。さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、昆虫類のタガメや魚類のサクラマス（ヤマメ）が存在する。

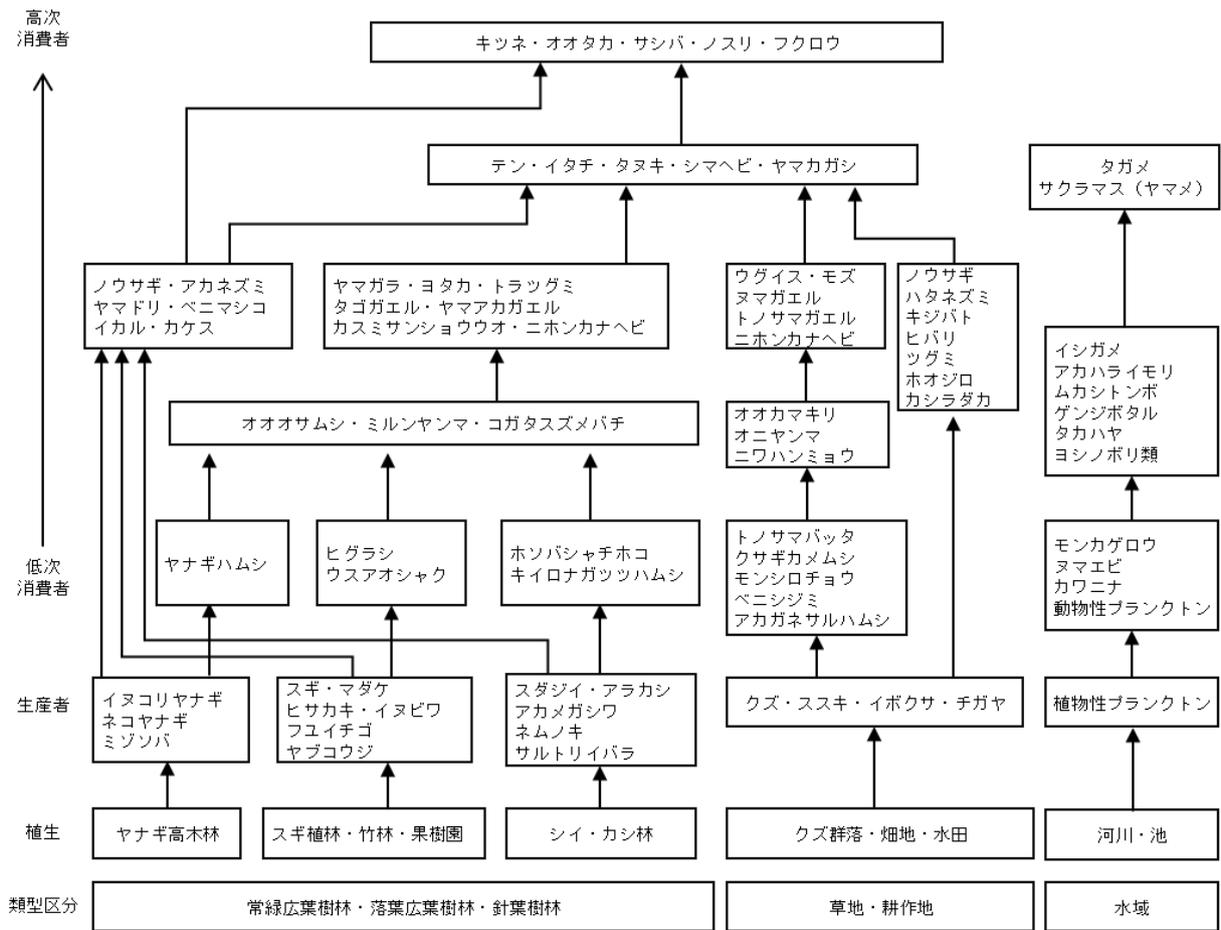


図 3.1-38 対象事業実施区域及びその周囲の食物連鎖の概要

### (3) 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周囲の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場の抽出を行った。抽出された重要な自然環境のまとまりの場は表 3.1-40、その分布状況は図 3.1-39 のとおりである。

表 3.1-40 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
自然植生	植生自然度 10	環境省植生図におけるイブキシモツケーイワヒバ群落、ヨシクラス等に該当する植生である。
	植生自然度 9	環境省植生図における、イチイガシ群落、ヤブコウジースダジイ群集、ミミズバイースダジイ群集等に該当する植生である。
自然公園	天山県立自然公園 八幡岳県立自然公園	自然公園法及びそれに基づく都道府県の条例の規定に基づき、その都道府県を代表する優れた風景地について指定された自然公園の一種である。対象事業実施区域の周囲には、天山県立自然公園及び八幡岳県立自然公園がある。
自然公園特別地域	天山県立自然公園 八幡岳県立自然公園	自然公園内の景観や動植物の生息・生育環境を保全するため、一定の開発行為が制限されている地域である。
重要な里地里山	唐津市及び伊万里市の里山草原、蕨野の棚田	地域の多様な生物相・生態系を形成している環境である。
保安林		水源涵養林や土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境である。
鳥獣保護区	下千田溜池、岸岳、稗田、八幡岳	鳥獣の保護を図るため、保護の必要があると認められる地域である。
巨樹・巨木林		自然環境保全基礎調査において定められた原則幹回りが 3m 以上の巨木及び巨木林である。
天然記念物		学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）が指定されている。
特定植物群落	岸岳のツクバネウツギ群落、 八幡岳の自然木	自然環境保全基礎調査において定められた特定植物群落選定基準の「A：原生林もしくはそれに近い自然林」、「B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群」、「C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布など分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群」、「D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地などの特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの」、「E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの」、「F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採などの手が入っていないもの」、「G：乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群」、「H：その他、学術上重要な植物群落」に該当する植物群落である。

「自然環境保全基礎調査 植生調査（植生自然度調査）第 6 回（1999～2012）、第 7 回（2013～）1/25,000 植生図「伊万里」「多久」「徳須恵」「相知」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）、「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査 第 4 回（1988～1993）、第 6 回（1999～2005）」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）、「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査第 2 回」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）、「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（環境省、平成 28 年）、「佐賀県鳥獣保護区等位置図」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）、「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）、「国土数値情報」（国土交通省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）、「佐賀県 HP 天然記念物 5」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）、「唐津市の各種統計（教育・文化）」（唐津市 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）

より作成

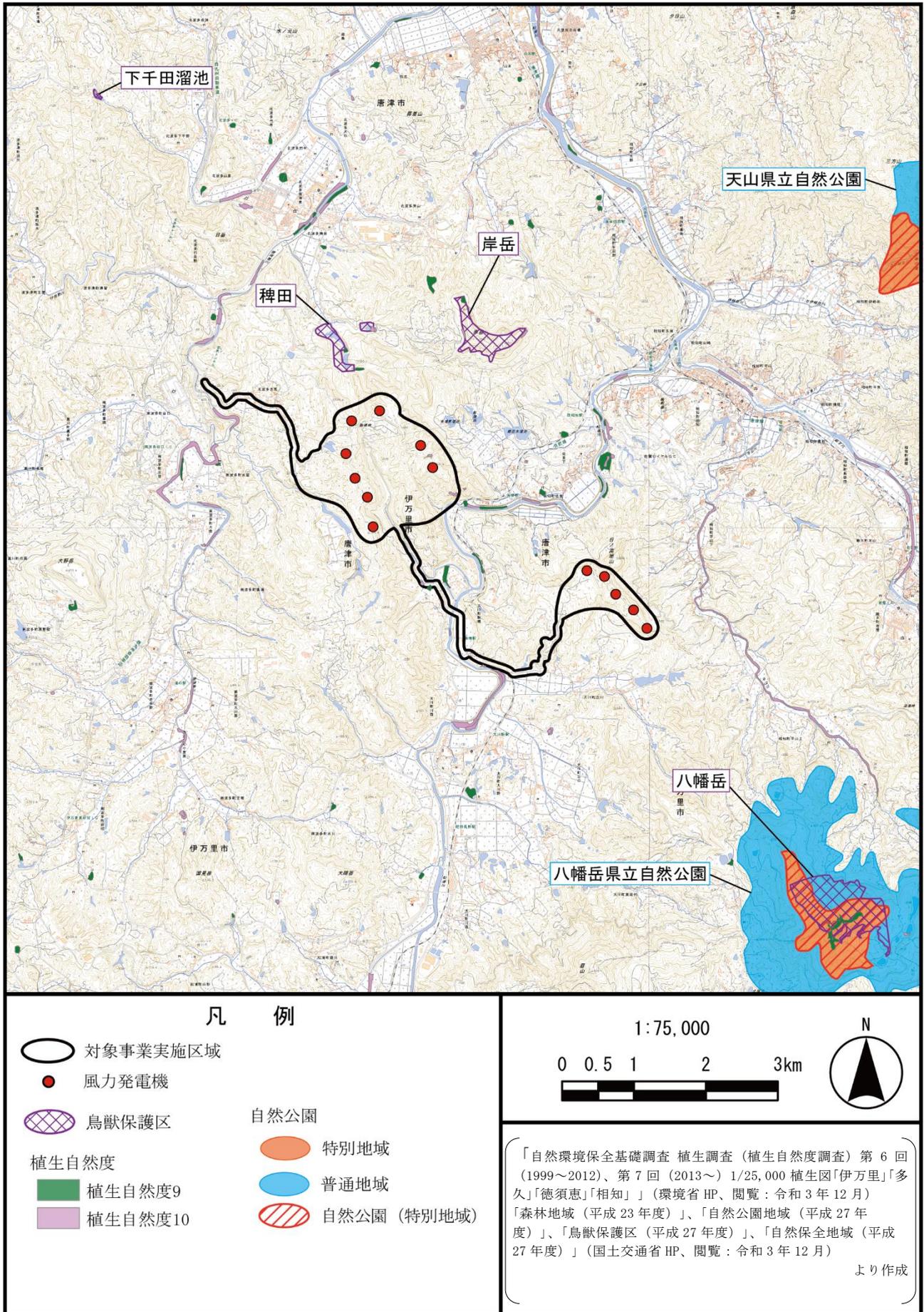


図 3.1-39(1) 重要な自然環境のまとまりの場

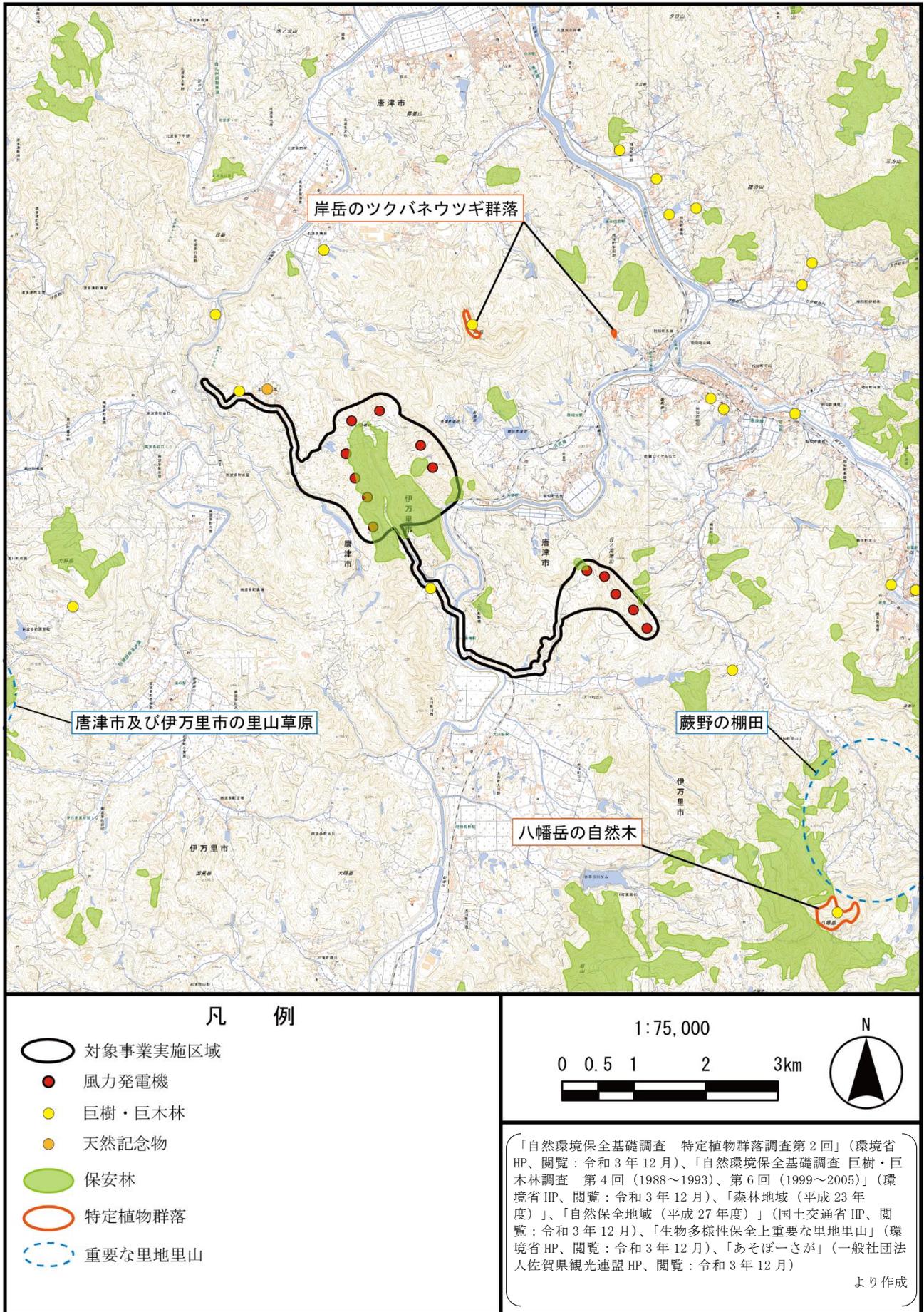


図 3.1-39(2) 重要な自然環境のまとまりの場

### 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

#### 1. 景観の状況

対象事業実施区域は佐賀県北西部に位置しており、北部には岸岳、対象事業実施区域の周囲には八幡岳、眉山、大陣岳、大野岳等の山々がある。また、西側の伊万里湾は海岸線が複雑なリアス式海岸となっており、伊万里市各所にある展望台からその特徴を見ることができる。

佐賀県は県の景観作りに関する施策の基本となる事項を位置付ける「佐賀県美しい景観づくり条例」(平成 20 年佐賀県条例第 24 号)を策定しており、唐津市は景観行政団体となっている。

#### (1) 主要な眺望点の分布及び概要

対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点は、表 3.1-41 及び図 3.1-40 のとおりである。

表 3.1-41 主要な眺望点

番号	眺望点	眺望点の概要
①	鏡山	玄海国定公園にある標高 284m の山で、山頂へは 4 つの遊歩道があり、登山口からおよそ 40 分で登頂できる。山頂は広々とした公園になっており、周囲 400m の池や鏡山白玉神社、展望台などがある。展望台からは、唐津の大パノラマが一望できる。
②	高尾山公園展望台	玄海国定公園にある標高 79m の自然公園。波多津町の北方に位置し、山頂にある展望台からは、いろは島を眼下に伊万里湾を眺望できる。
③	岸岳城跡	北波多の東端、相知町との境界にそびえる岸岳に位置する城跡。山頂部の尾根上に築かれた山城で、城跡の北端には物見台がある。
④	作礼山	天山県立自然公園の西にある標高 887m の山で、3 つの池を山頂に持つ。天山とともに登山やハイキングのスポットとなっている。
⑤	大野岳	標高 424m の山で、山頂からは、伊万里湾、唐津湾、八幡岳を一望できる。
⑥	大平山公園	玄海国定公園にあり、標高 331m の大平山山頂にある展望デッキからは伊万里湾が眺望でき、晴れた日には壱岐や対馬を望むことができる。
⑦	道の駅伊万里「ふるさと村」	一般国道 202 号沿いにあり、焼き物、フルーツをはじめとした伊万里の魅力を味わうことができる施設。地域資源活用工房、体験館、レストラン、物産館等がある。なし狩りやぶどう狩りなども楽しめる。
⑧	蕨野の棚田	平成 11 年 7 月 26 日、「日本の棚田百選」に選ばれた棚田。八幡岳の標高 150～420m までの斜面に約 40 ヘクタール、1,050 枚の田が広がっており、八幡岳頂上に続く道路沿いに、棚田を見下ろす大平展望所も設けられている。唐津市景観計画の中で、景観計画区域の重点区域としての指定を受けている。
⑨	八幡岳	標高 764m。北は玄界灘、南は佐賀平野・有明海、西南には黒髪山、遠く太良岳・雲仙の山並みまで眺望できる。一帯は八幡岳県立自然公園に指定され、九州自然歩道・キャンプ場も整備され、気軽にハイキングが楽しめる。

「唐津市 唐津の魅力データ集」（唐津市 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）

「旅 karatsu」（唐津観光協会 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）

「伊万里市 自然」（伊万里市 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）

「伊万里市観光協会 観光スポット」（伊万里市観光協会 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）

「佐賀県の観光情報ポータルサイト あそぼーさが」（佐賀県観光連盟 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）

「佐賀県 佐賀県の自然公園」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）

「全国観るなび 佐賀県」（日本観光振興協会 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）

より作成

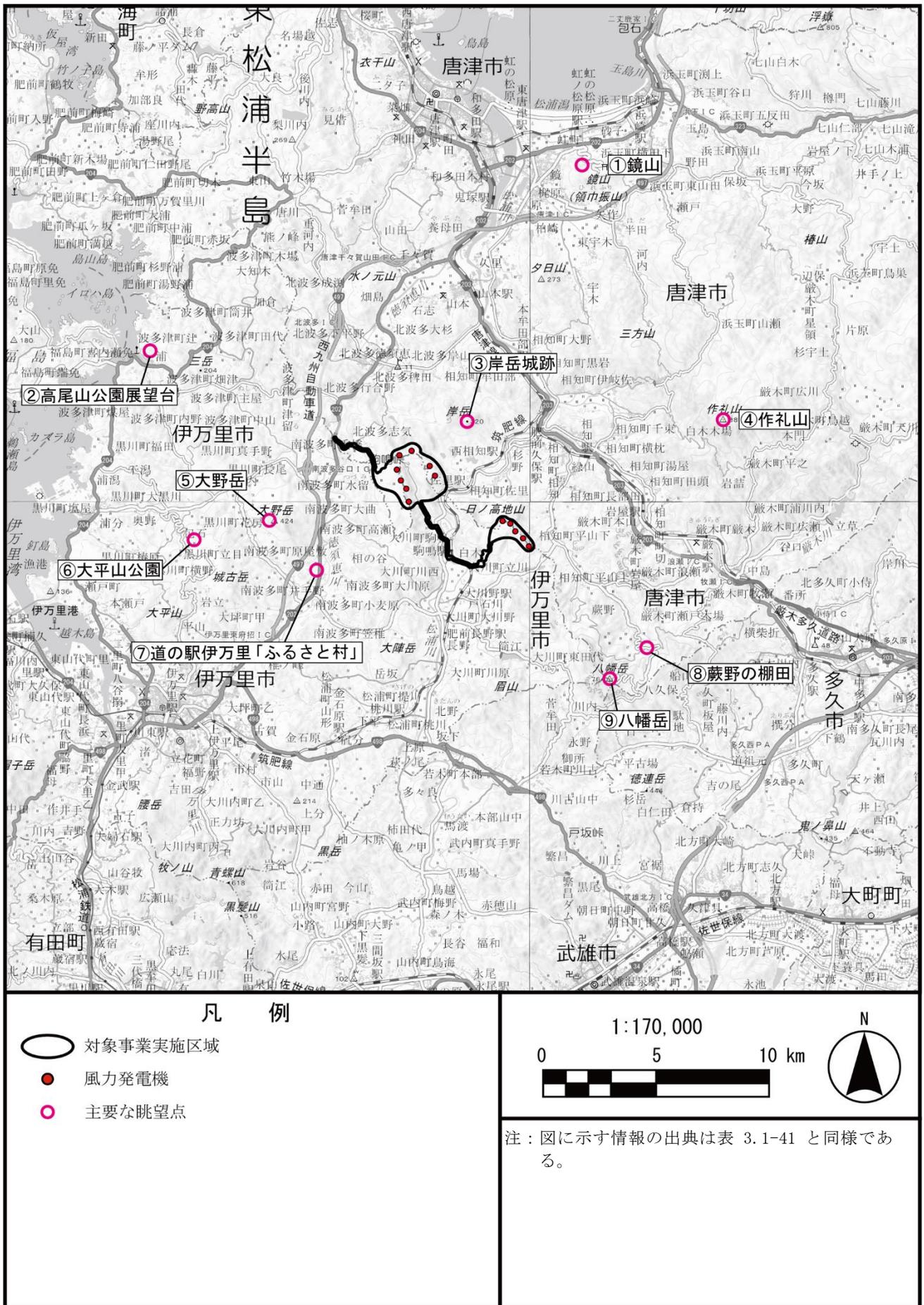


図 3.1-40 主要な眺望点の状況

(2) 景観資源

「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)による自然景観資源は、表3.1-42及び図3.1-41のとおりである。

表 3.1-42(1) 自然景観資源

区 分		名 称
非火山性高原	台地状	福島
	台地状を なさないもの	杉山高原
		鳥巣高原
非火山性孤峰		鏡山
		聖岳
		女山(船山)
		八幡山
		眉山
		徳連山
		柏岳
		蓬菜山
		高尾山
		霧差山
		岸岳
		野高岳
		三岳
		大野岳
		城古岳
		大陣岳
		今岳
		腰岳
		青螺山
		黒髪山
	黒岳	
特徴的な稜線		白岳
断崖・岩壁		鶴殿窟
		岩屋の断崖
		波打岩
		大川内山の断崖
		平石
		乳待坊
岩峰・岩柱		桜山
		雄岩・雌岩
		天童岩
岩脈		弁天島岩脈
峡谷・溪谷		滝川溪谷
		山瀬溪谷
		龍門峡

表 3.1-42(2) 自然景観資源

区 分	名 称
自由蛇行河川	六角川
穿入蛇行川	行合野川
滝	観音の滝
	猪堀の滝
	見帰の滝
	不動の滝
	玉敬の滝
	金華山 長寿の滝
	観音滝
	鼓ヶ滝
溺れ谷	満越海岸
	煤屋海岸
砂丘	虹の松原
甌穴群	寺島玉石甌穴
重要文化的景観	蕨野の棚田

〔「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)  
「文化的景観」(文化庁HP、閲覧：令和3年12月) より作成〕

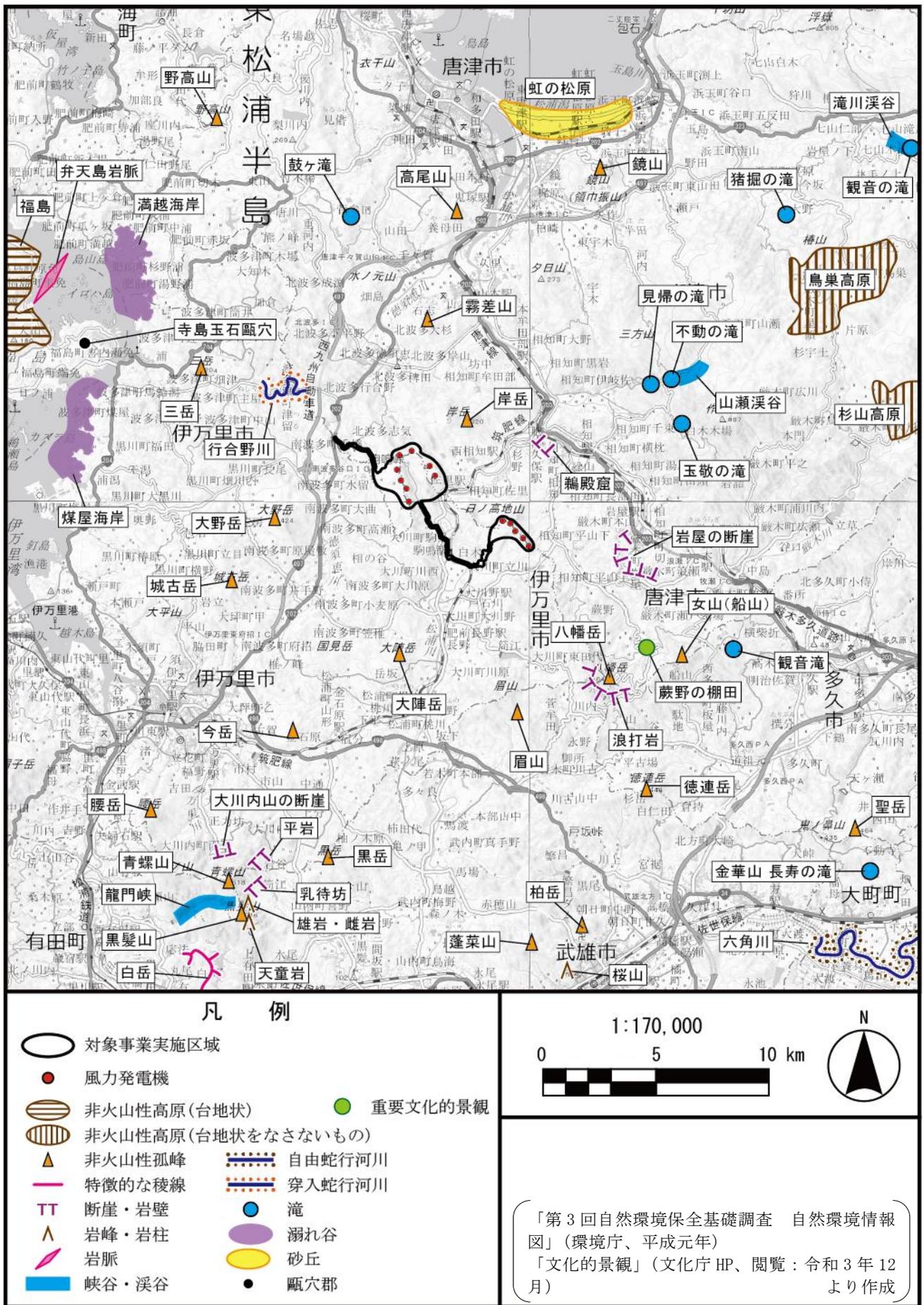


図 3.1-41 景観資源の状況

## 2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は表 3.1-43 及び図 3.1-42 のとおりである。

表 3.1-43 人と自然との触れ合いの活動の場

名称	想定する主な活動	概要
岸岳古窯跡 (古窯の森公園)	散策 自然観賞	唐津焼発祥の地で、現存する日本最古の割竹式登窯である。周辺は公園として整備されている。
岸岳城跡	登山 自然観賞	唐津市北波多と相知町との境界にそびえる岸岳に位置する城跡で、鎌倉時代初期の築城と推定されている。岸岳登山口には休憩所として「岸岳ふれあい館」が整備されている。
鬼子岳城跡 法安寺	散策 自然観賞	法安寺は花の寺として知られ、ツツジやアジサイの他、四季を通じて花を楽しむことができる。周辺には「佐賀県版ウォーキングマップ」の一つである「法安寺ウォーキングコース (6.5km)」がある。
四季の丘公園	散策 自然観賞	唐津市が管理している公園である。草スキー場等が整備されており、四季を通じて自然と触れ合うことができる。
志気の大シャクナゲ	自然観賞	寛政年間に植え付けられた大石南花(シャクナゲ)で、樹齢200年余、高さ約5m、根張り3~5mの株が3株ある。「さが名木100選」に選定されている。
アザメの瀬	自然観察	国土交通省による自然再生事業の対象で、夏休みには自然環境教室が開催されている。
見帰りの滝	自然観賞 散策	「日本の滝百選」の一つで、天山県立自然公園内に位置している。一帯は「見帰りの滝公園」として整備され、滝周辺約1kmにわたり約50種4万株のアジサイも楽しむことができる。
蕨野の棚田	自然観賞 散策	「八幡岳」の北側斜面に広がる棚田である。平成11年には「日本の棚田百選」、平成14年には「日本遊歩百選」、平成20年には「重要文化景観」、令和2年には「指定棚田地域」に選定されている。
八幡岳	登山 自然観賞	標高764mで、山頂からは北に玄界灘、南に佐賀平野・有明海、西南に黒髪山、遠く太良岳・雲仙の山並みを楽しむことができる。一帯は八幡岳県立自然公園に指定され、眼下には「蕨野の棚田」が広がっている。
九州自然歩道	散策 自然観賞	九州自然歩道は九州を一周する自然探勝歩道で、総延長は約2,900km。そのうち佐賀県内のコースは延長122kmあり、5つの県立自然公園を結んでいる。
大野岳	登山 自然観賞	標高424mで、山頂からは伊万里湾、唐津湾、八幡岳を一望することができる。「大野岳自然公園」として、かぶと虫の頭とツノを表現したかぶと虫の丘や森林浴ができるくぬぎ林等が整備されている。

「唐津市」(唐津市役所 HP、閲覧:令和3年12月)  
「旅 Karatsu」(唐津観光協会 HP、閲覧:令和3年12月)  
「伊万里市」(伊万里市役所 HP、閲覧:令和3年12月)  
「伊万里市観光協会」(伊万里市観光協会 HP、閲覧:令和3年12月)  
「佐賀県」(佐賀県庁 HP、閲覧:令和3年12月)  
「あそぼーさが」(佐賀県観光連盟 HP、閲覧:令和3年12月)  
「九州旅ネット」(九州観光推進機構 HP、閲覧:令和3年12月)  
「アザメの瀬自然再生事業」(国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所 HP、閲覧:令和3年12月)  
「NATS 自然大好きクラブ」(環境省自然環境局国立公園課 HP、閲覧:令和3年12月) より作成

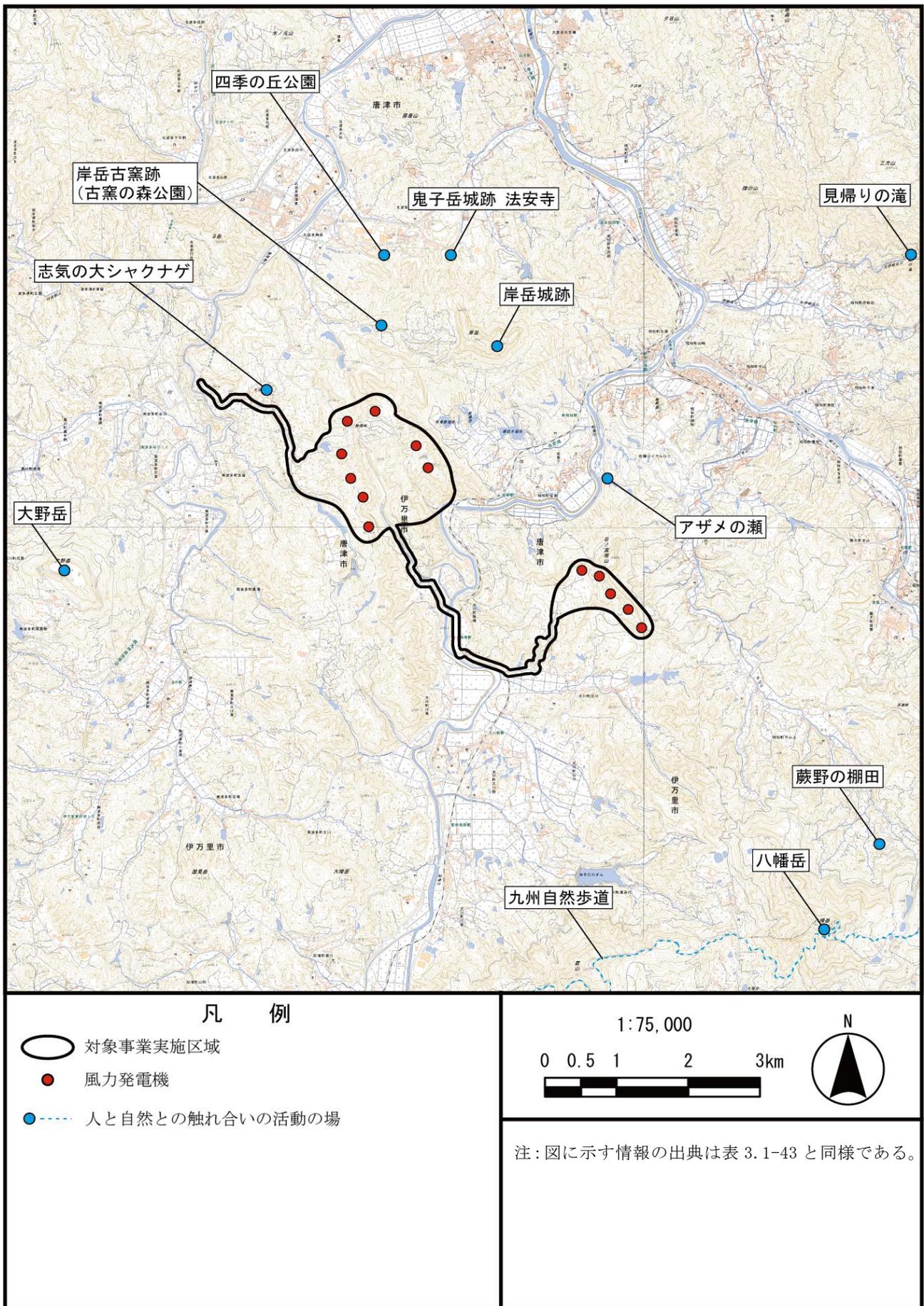


図 3.1-42 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

### 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

佐賀県では 26 か所にモニタリングポストを設置し、24 時間連続で空間放射線量率を測定している。対象事業実施区域及びその周囲における測定地点は、山本局、相知局及び松浦局であり、その位置は図 3.1-43 のとおりである。

令和 2 年度の空間放射線量率は表 3.1-44 のとおりであり、年平均は山本局で 81nGy/h、相知局で 76nGy/h、松浦局で 77nGy/h である。

表 3.1-44 モニタリングポストによる空間放射線量率測定結果

(単位：nGy/h)

測定期間		山本	相知	松浦
令和 2 年	4 月	81	76	77
	5 月	81	76	78
	6 月	83	77	79
	7 月	82	77	78
	8 月	81	75	77
	9 月	81	76	78
	10 月	81	75	78
	11 月	81	75	77
	12 月	82	76	77
令和 3 年	1 月	80	75	76
	2 月	81	76	76
	3 月	80	76	76
年平均		81	76	77

〔「玄海原子力発電所の運転状況及び周辺環境調査結果（年報）（令和 2 年度）」  
（佐賀県、令和 3 年）より作成〕

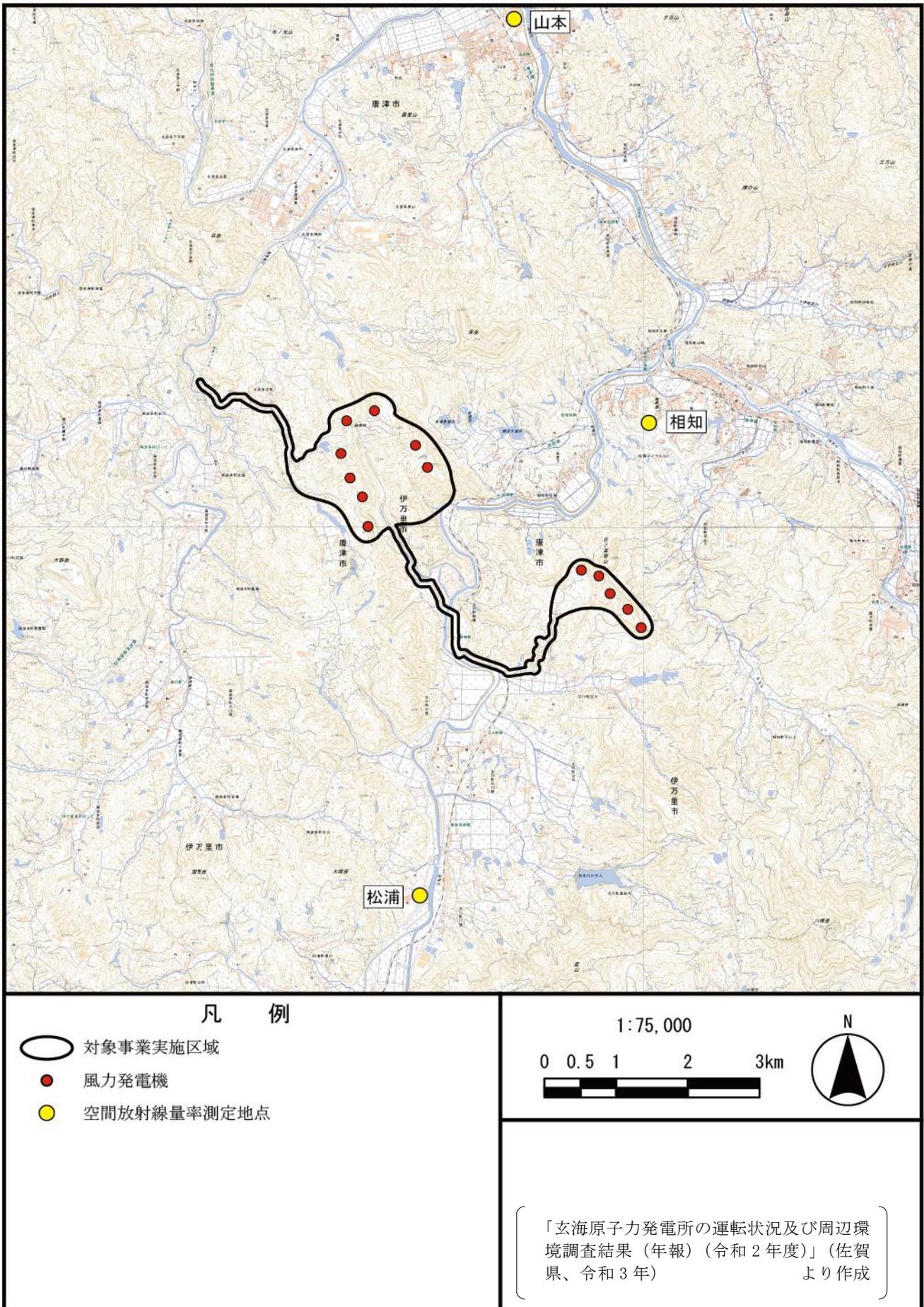


図 3.1-43 空間放射線量率測定地点

## 3.2 社会的状況

### 3.2.1 人口及び産業の状況

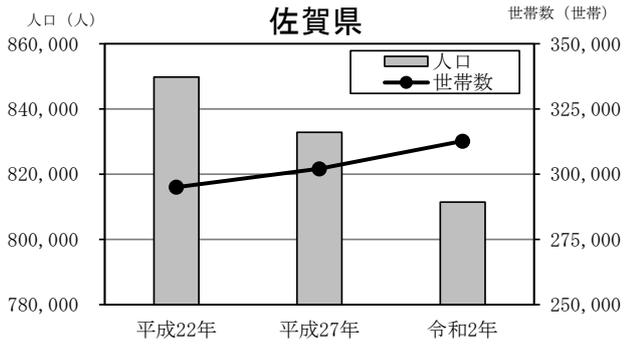
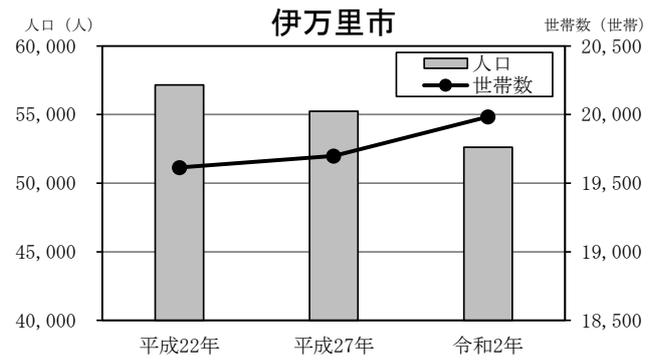
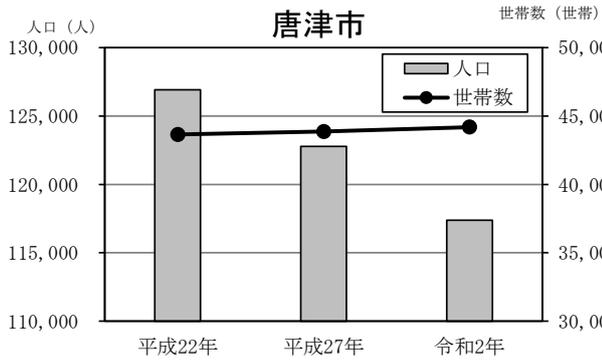
#### 1. 人口の状況

唐津市、伊万里市及び佐賀県の人口及び世帯数の推移は表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移

区 分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総 数	男	女	
唐津市	平成 22 年	126,926	59,221	67,705	43,651
	平成 27 年	122,785	57,547	65,238	43,872
	令和 2 年	117,373	55,015	62,358	44,192
伊万里市	平成 22 年	57,161	27,265	29,896	19,614
	平成 27 年	55,238	26,395	28,843	19,698
	令和 2 年	52,629	25,445	27,184	19,984
佐賀県	平成 22 年	849,788	400,136	449,652	295,038
	平成 27 年	832,832	393,073	439,759	302,109
	令和 2 年	811,442	384,451	426,991	312,680

〔「平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕



〔平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移

## 2. 産業の状況

唐津市、伊万里市及び佐賀県の産業別就業者数は表 3.2-2 のとおりである。平成 27 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、唐津市及び伊万里市ともに第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（平成 27 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、斜字：％）

産 業	唐津市	伊万里市	佐賀県
第一次産業	7,008 (11.9)	2,582 (9.2)	34,634 (8.4)
農 業	6,081	2,495	30,728
林 業	87	32	453
漁 業	840	55	3,453
第二次産業	13,477 (22.9)	8,891 (31.8)	96,255 (23.5)
鉱業、採石業、砂利採取業	69	9	150
建設業	6,069	2,518	33,866
製造業	7,339	6,364	62,239
第三次産業	37,208 (63.2)	16,304 (58.4)	266,782 (65.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	633	148	2,434
情報通信業	357	141	4,055
運輸業、郵便業	2,275	1,099	18,424
卸売、小売業	8,431	3,582	59,385
金融、保険業	834	418	8,338
不動産業、物品賃貸業	492	202	4,029
学術研究、専門・技術サービス業	1,236	516	8,614
宿泊業、飲食サービス業	3,403	1,334	21,105
生活関連サービス業、娯楽業	2,175	1,014	14,809
教育、学習支援業	2,621	1,193	19,791
医療、福祉	8,758	4,309	61,381
複合サービス事業	844	424	5,283
サービス業（他に分類されないもの）	3,241	1,123	21,851
公務（他に分類されるものを除く）	1,908	801	17,283
分類不能の産業	1,139 (1.9)	143 (0.5)	12,566 (3.1)
総 数	58,832	27,920	410,237

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔平成 27 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

## (1) 農 業

唐津市、伊万里市及び佐賀県の販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は表 3.2-3 のとおりである。

平成 27 年における販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は、唐津市及び伊万里市ともに稲が最も多くなっている。

表 3.2-3 販売目的の農作物作付（栽培）経営体数（平成 27 年）

（単位：経営体）

種 類	唐津市	伊万里市	佐賀県
稲	2,259	1,790	10,491
麦 類	32	65	1,351
雑 穀	12	14	83
いも類	175	58	422
豆 類	45	105	1,689
工芸農作物	149	24	648
野菜類	1,344	595	6,838
花き類・花木	120	34	431
その他の作物	58	141	922

〔「2015 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成〕

## (2) 林 業

唐津市、伊万里市及び佐賀県の所有形態別林野面積は表 3.2-4 のとおりである。

平成 27 年における林野面積は、唐津市では 25,422ha、伊万里市では 14,034ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（平成 27 年）

（単位：ha）

区 分	林野面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他官庁	小 計	独立行政法人等	公有林	私有林
唐津市	25,422	2,257	2,255	2	23,165	1,079	2,589	19,497
伊万里市	14,034	1,678	1,677	1	12,356	100	635	11,621
佐賀県	110,507	15,271	15,206	65	95,236	3,674	13,131	78,431

〔「2015 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成〕

### (3) 水産業

唐津市、伊万里市及び佐賀県の漁業種類別漁獲量は表 3.2-5、魚種別漁獲量は表 3.2-6 のとおりである。

平成 30 年における漁獲量の総数は、唐津市では 3,021t、伊万里市では 166t となっている。

表 3.2-5 漁業種類別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

漁業種類			唐津市	伊万里市	佐賀県	
底びき網	遠洋底びき網		—	—	—	
	以西底びき網		—	—	—	
	沖合 底びき網	1 そうびき	—	—	—	
		2 そうびき	—	—	—	
小型底びき網		64	x	444		
船びき網			717	x	760	
まき網	大中小型 まき網	1 そうまき網	遠洋かつお・まぐろ	—	—	—
			近海かつお・まぐろ	—	—	—
		その他	—	—	—	
	2 そうまき網		—	—	—	
中・小型まき網			—	—	—	
刺網	さけ・ます流し網		—	—	—	
	かじき等流し網		—	—	—	
	その他の刺網		66	1	2,019	
敷網	さんま棒受網		—	—	—	
定置網	大型定置網		x	—	x	
	さけ定置網		—	—	—	
	小型定置網		x	—	760	
その他の網漁業			—	x	2,849	
はえ縄	まぐろ はえ縄	遠洋まぐろ	—	—	—	
		近海まぐろ	—	—	—	
		沿岸まぐろ	—	—	—	
	その他のはえ縄		196	81	x	
はえ縄以外 の釣	かつお 一本釣	遠洋かつお	—	—	—	
		近海かつお	—	—	—	
		沿岸かつお	—	—	—	
	いか釣	遠洋	—	—	—	
		近海	—	—	—	
		沿岸	428	—	434	
	ひき縄釣		x	x	70	
その他の釣		107	4	131		
採貝・採藻			334	1	355	
その他の漁業			99	x	118	
漁獲量合計			3,021	166	8,404	

注：1. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 30 年）」（農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成〕

表 3.2-6 魚種別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

種 類	唐津市	伊万里市	佐賀県	
魚 類	ま ぐ ろ 類	17	0	17
	か じ き 類	1	—	1
	か つ お 類	7	0	7
	さ め 類	4	—	4
	さ け ・ ま す 類	—	—	—
	こ の し ろ	x	x	483
	に し ん	—	—	—
	い わ し 類	518	56	574
	あ じ 類	452	15	468
	さ ば 類	90	2	92
	さ ん ま	x	—	x
	ぶ り 類	127	1	131
	ひ ら め ・ か れ い 類	20	0	25
	た ら 類	—	—	—
	ほ っ け	—	—	—
	き ち じ	—	—	—
	は た は た	—	—	—
	に ぎ す 類	—	—	—
	あ な ご 類	x	x	x
	た ち う お	x	x	16
	た い 類	216	1	224
	い さ き	46	1	50
	さ わ ら 類	127	2	130
	す ず き 類	24	1	44
	い か な ご	—	—	—
	あ ま だ い 類	9	—	10
ふ ぐ 類	15	0	16	
そ の 他 の 魚 類	346	82	480	
計	2,051	160	2,780	
え び 類	x	0	2,145	
か に 類	2	0	13	
お き あ み 類	—	—	—	
貝 類	245	0	641	
い か 類	507	1	516	
た こ 類	47	0	50	
う に 類	x	—	73	
海 産 ほ 乳 類	—	—	—	
その他の水産動物類	26	3	2,131	
海 藻 類	53	1	54	
漁 獲 量 合 計	3,021	166	8,404	

注：1. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「0」は単位に満たないもの（例：0.4t → 0t）を示す。

〔海面漁業生産統計調査（平成 30 年）〕（農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成

#### (4) 商 業

唐津市、伊万里市及び佐賀県の商業の状況は表 3.2-7 のとおりである。

平成 27 年の年間商品販売額は、唐津市では 181,223 百万円、伊万里市では 96,488 百万円となっている。

表 3.2-7 商業の状況

業 種	区 分	唐津市	伊万里市	佐賀県
卸売業	事業所数（事業所）	242	112	1,826
	従業者数（人）	1,496	784	14,497
	年間商品販売額（百万円）	71,474	44,918	853,670
小売業	事業所数（事業所）	1,066	438	6,809
	従業者数（人）	6,478	2,798	43,510
	年間商品販売額（百万円）	109,749	51,571	810,259
合 計	事業所数（事業所）	1,308	550	8,635
	従業者数（人）	7,974	3,582	58,007
	年間商品販売額（百万円）	181,223	96,488	1,663,929

注：1. 事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の数値である。

2. 各項目の金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳の値と合計が一致しないことがある。

〔「平成 28 年経済センサス - 活動調査」(経済産業省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月) より作成〕

#### (5) 工 業

唐津市、伊万里市及び佐賀県の工業の状況は表 3.2-8 のとおりである。

令和元年における製造品出荷額等は、唐津市では 15,727,037 万円、伊万里市では 37,422,250 万円となっている。

表 3.2-8 工業の状況

区 分	唐津市	伊万里市	佐賀県
事業所数（事業所）	150	127	1,303
従業者数（人）	6,139	7,706	61,907
製造品出荷額等（万円）	15,727,037	37,422,250	206,983,494

注：1. 従業者 4 人以上の事業所

2. 事業所数及び従業者数は令和 2 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和元年 1 年間の数値である。

〔「2020 年工業統計調査」(経済産業省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月) より作成〕

### 3.2.2 土地利用の状況

#### 1. 土地利用の状況

唐津市及び伊万里市の民有地における土地利用の状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-2 のとおりである。唐津市、伊万里市ともに山林の割合が高く、唐津市 51.2%、伊万里市 50.5%となっている。

表 3.2-9 民有地における地目別土地利用の状況（平成 30 年）

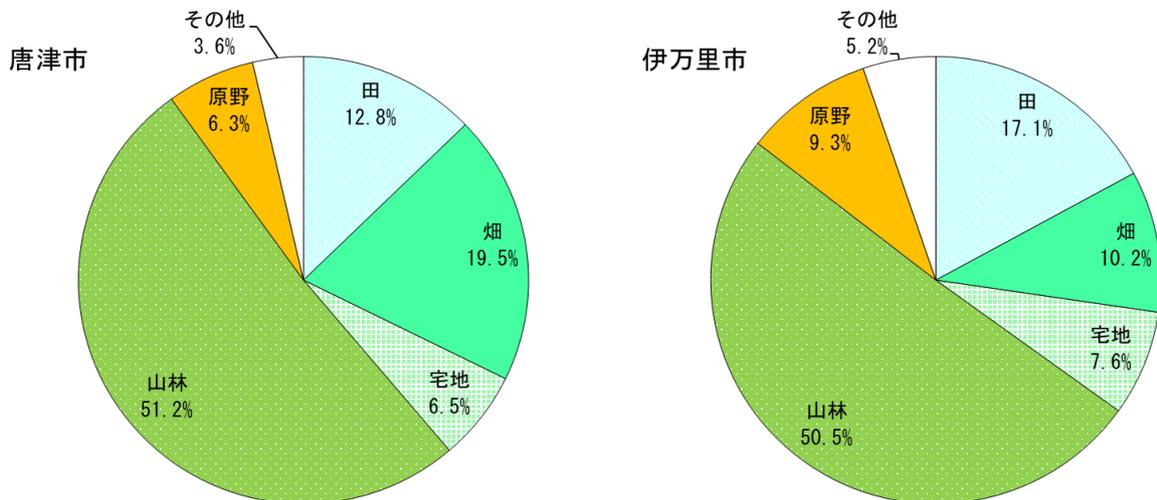
（単位：ha、（ ）内は％）

市	総数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
唐津市	32,977	4,213	6,429	2,146	16,899	2,092	1,199
	(100)	(12.8)	(19.5)	(6.5)	(51.2)	(6.3)	(3.6)
伊万里市	17,395	2,971	1,779	1,327	8,792	1,615	910
	(100)	(17.1)	(10.2)	(7.6)	(50.5)	(9.3)	(5.2)

注：1. 土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外の土地（官、公有地、公共用地、墳墓地、公共用水路、用悪水路、ため池、保安林、学校用地及び神社・寺院などの境内など）を除く。

2. 割合の合計は四捨五入の関係で 100%にならないことがある。

〔佐賀県統計年鑑 令和元年版（2019 年版）〕（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成]



〔佐賀県統計年鑑 令和元年版（2019 年版）〕（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成]

図 3.2-2 民有地における地目別土地利用の状況

## 2. 土地利用規制の状況

### (1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

#### ① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域には都市地域が分布している。

#### ② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域には農業地域が分布している。

#### ③ 森林地域

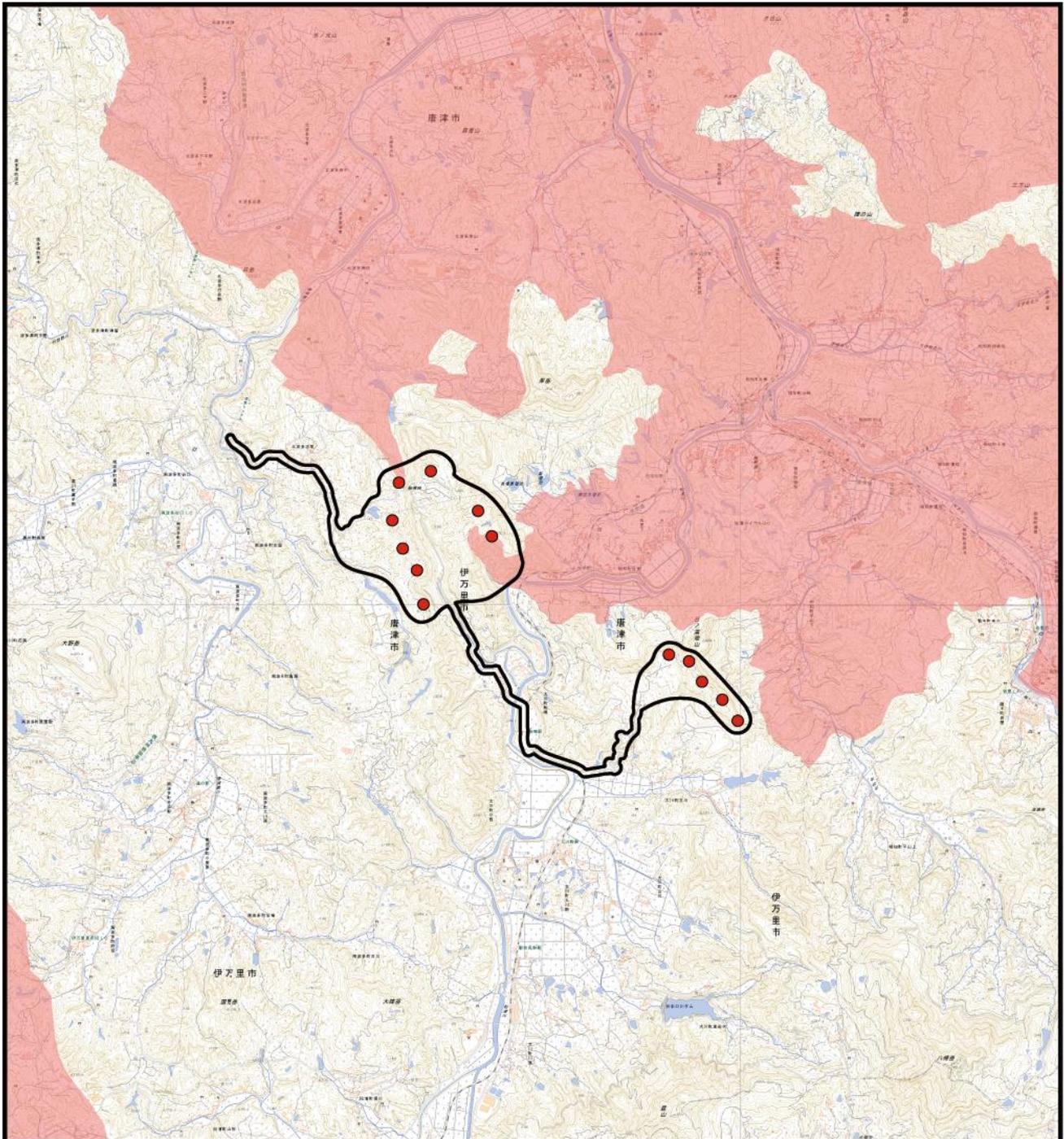
対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は図 3.2-5 のとおりであり、対象事業実施区域には森林地域が分布している。

### (2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域及び農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日）に基づき定められた農業振興地域及び農業振興地域整備計画における農用地区域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域には農業振興地域及び農用地区域が分布している。

### (3) 都市計画用途地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 3 年 5 月 10 日）の規定に基づく用途地域の指定はない。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  都市地域

1:75,000



〔「国土数値情報（都市地域データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成〕

図 3.2-3 土地利用基本計画図（都市地域）

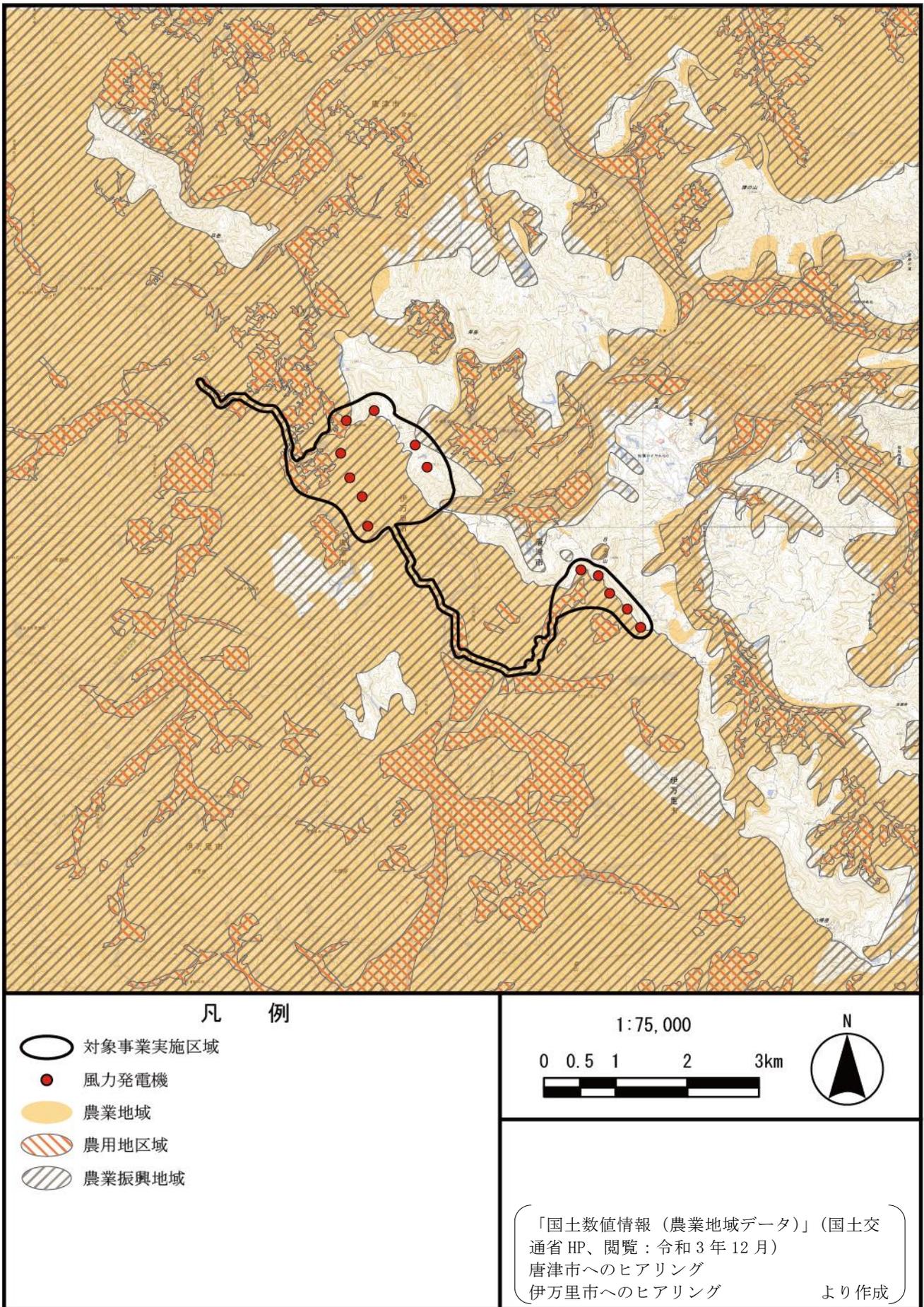
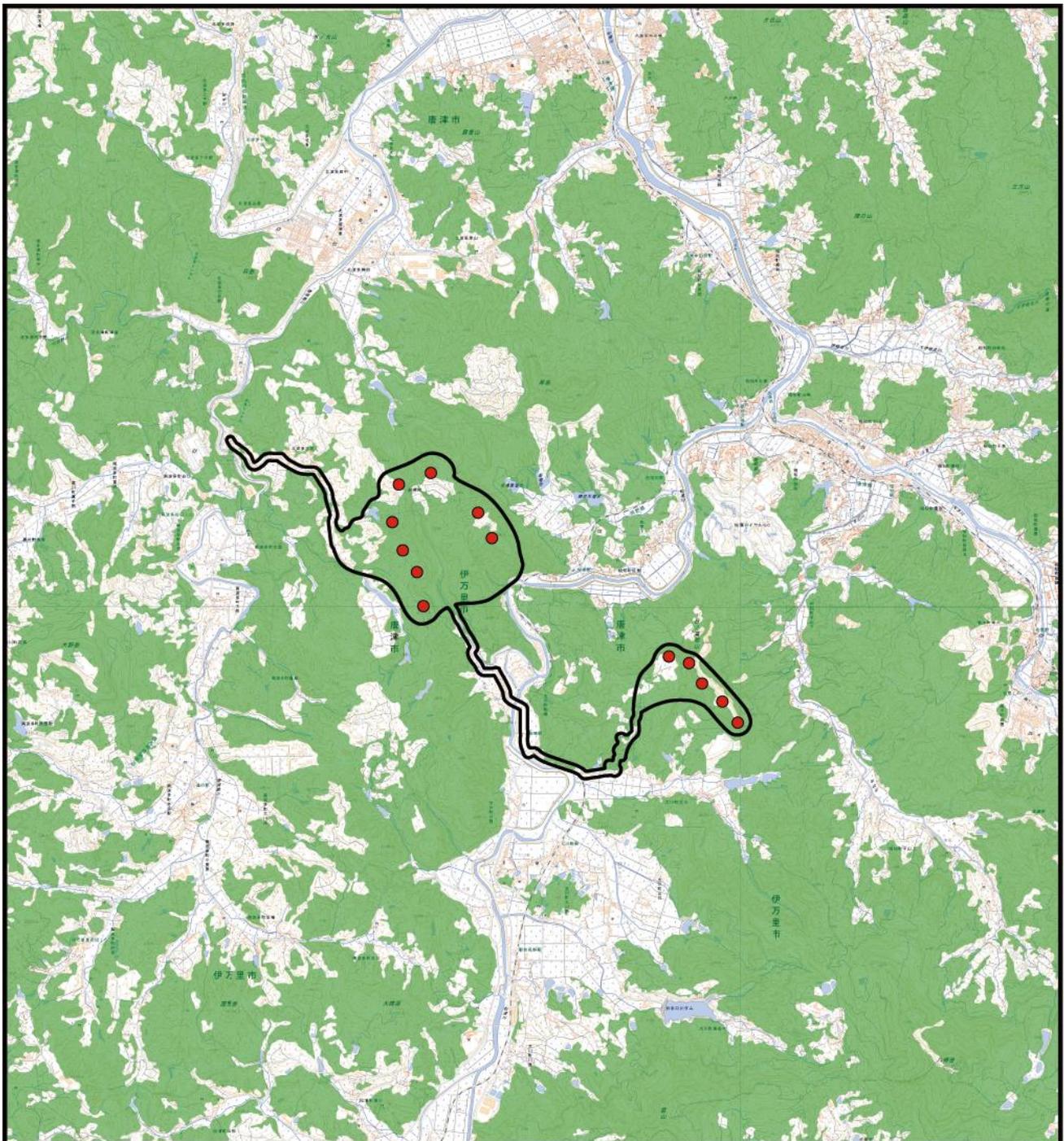


図 3.2-4 土地利用基本計画図（農業地域及び農用地区域等）



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  森林地域

1:75,000



〔「国土数値情報（森林地域データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成〕

図 3.2-5 土地利用基本計画図（森林地域）

### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 河川及び湖沼の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における上水道、簡易水道の取水状況は表 3.2-10 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲において、松浦川水系の松浦川及びその支流を水道用水として利用しており、取水地点は図 3.2-6 のとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周囲における農業用水は、松浦川、中三ツ木溜池及び郷目木溜池等を利用しており、取水地点は図 3.2-7 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の河川には、表 3.2-11 及び図 3.2-8 のとおり漁業権が設定されている。

表 3.2-10(1) 取水状況（上水道）（令和元年度）

事業主体名	年間取水量（千 m <sup>3</sup> ）							湧水	合計
	地表水			地下水					
	ダム	湖沼水	表流水（自流）	伏流水	浅井戸	深井戸			
唐津市	994	24	10,419	1,946	25	3	—	13,411	
伊万里市	1,070	—	4,807	—	—	139	—	6,016	

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「令和元年度 佐賀県の水道」（佐賀県、令和 2 年）より作成〕

表 3.2-10(2) 取水状況（簡易水道）（令和元年度）

市	事業数	計画給水人口（人）	現在給水人口（人）	実績年間取水量						
				表流水		地下水		湧水		計
				カ所	取水量（m <sup>3</sup> ）	カ所	取水量（m <sup>3</sup> ）	カ所	取水量（m <sup>3</sup> ）	
唐津市	2	1,000	407	—	—	2	29,861	—	—	29,861
伊万里市	6	3,546	1,850	3	99,218	—	—	5	158,842	258,060

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「令和元年度 佐賀県の水道」（佐賀県、令和 2 年）より作成〕

表 3.2-11 内水面漁業権の内容

免許番号	漁場の位置及び漁場の区域	漁業の名称	漁業の時期	漁業権者
内共第 5 号	唐津市相知町内の伊岐佐川及び左伊岐佐川の水域	あゆ	6 月 1 日～12 月 31 日	相知町伊岐佐漁業協同組合
		やまめ	2 月 1 日～9 月 30 日	
		こい、ふな、おいかわ、かわむつ、もくずがに	1 月 1 日～12 月 31 日	

〔佐賀県農林水産部へのヒアリング（実施：令和 3 年 12 月）より作成〕

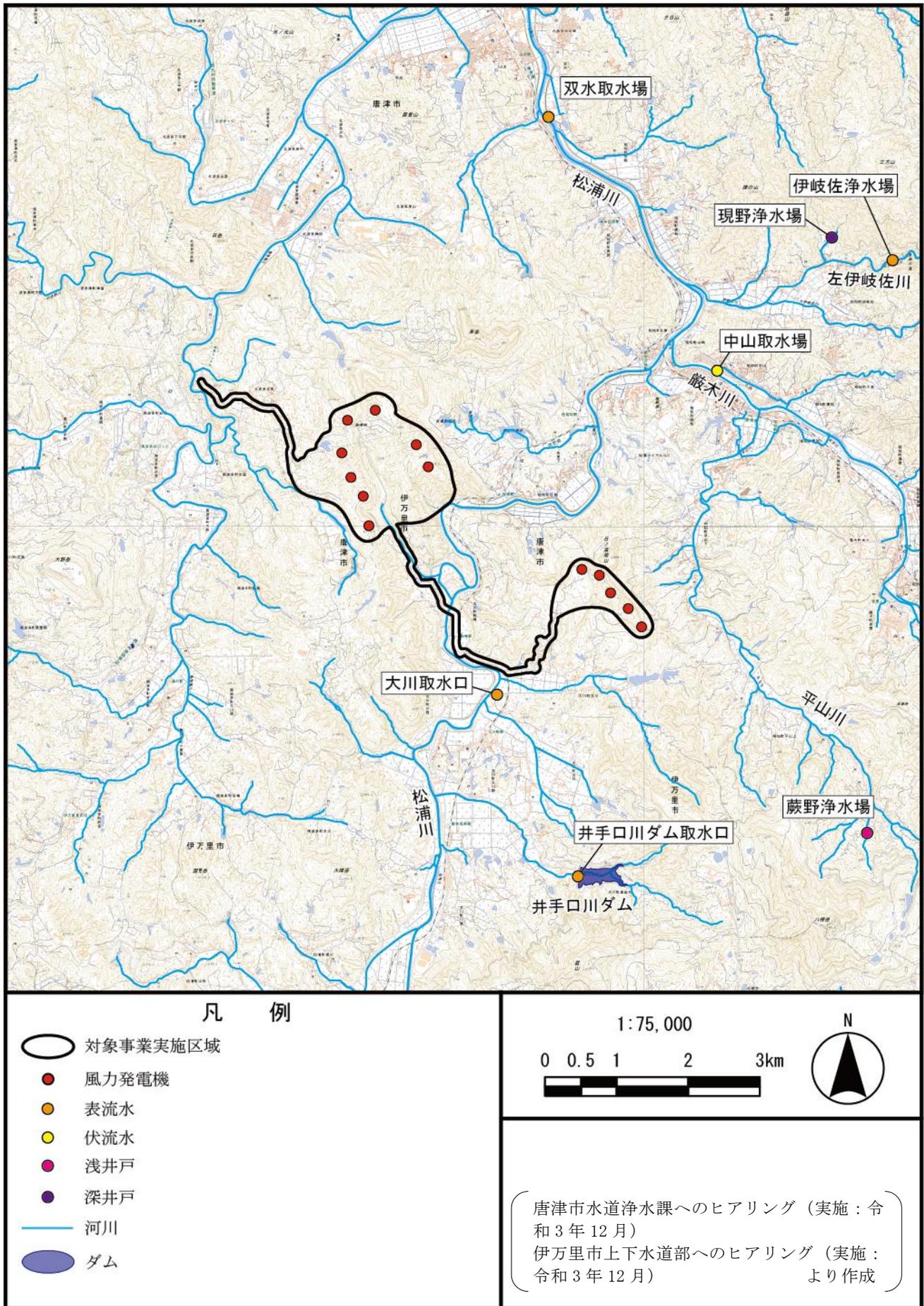
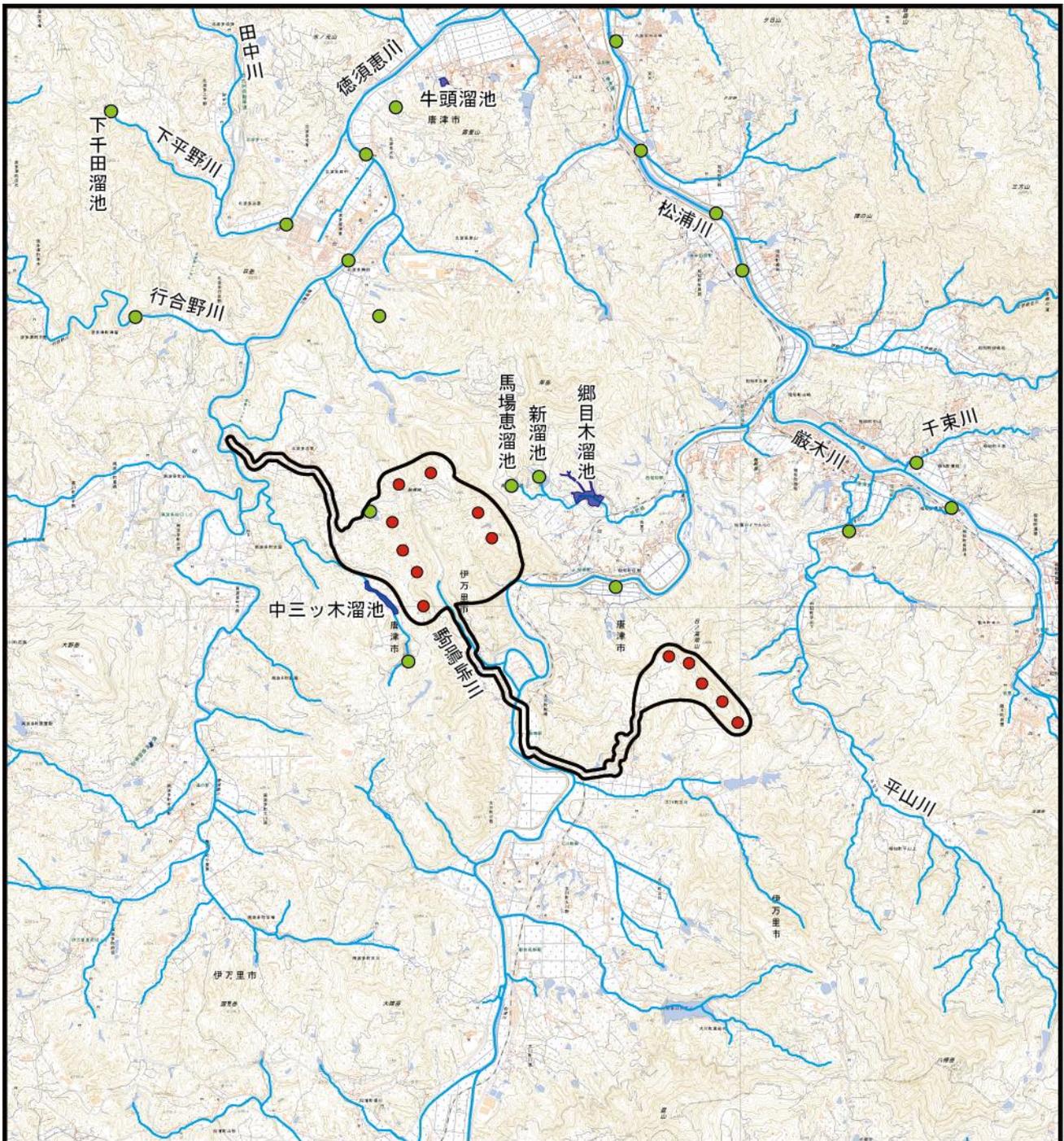


図 3.2-6 水道用水の取水地の位置



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  農業用水取水地点
-  河川
-  溜池等

1:75,000



「主要水系調査成果閲覧システム」(国土交通省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)  
 唐津市へのヒアリング  
 伊万里市へのヒアリング  
 より作成

図 3.2-7 農業用水の取水地の位置

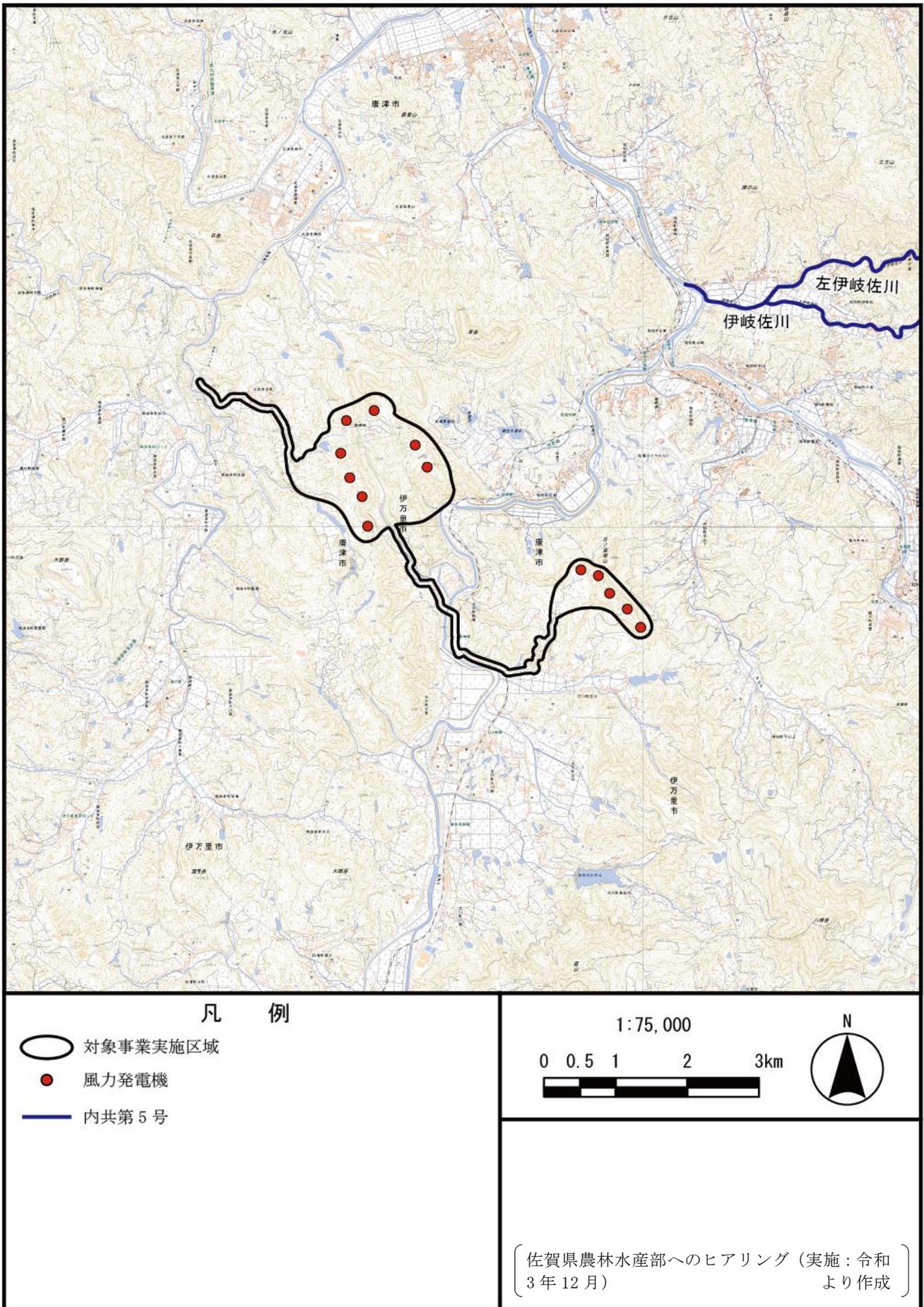


図 3.2-8 内水面漁業権の設定状況

## 2. 地下水の利用状況

唐津市及び伊万里市における上水道及び簡易水道による水源別年間取水量は表 3.2-10 のとおりであり、地下水（伏流水、浅井戸、深井戸）や湧水からの取水がある。

対象事業実施区域及びその周囲における地下水の取水地点は図 3.2-6 のとおりであり、水道用水の地下水の利用がある。

### 3.2.4 交通の状況

#### 1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は図 3.2-9 のとおりであり、一般国道 202 号、一般国道 203 号、一般国道 497 号（唐津伊万里道路）、主要地方道 38 号（相知山内線）、主要地方道 40 号（浜玉相知線）等があげられる。

また、対象事業実施区域及びその周囲には JR 唐津線及び筑肥線が敷設されている。

なお、平成 27 年度の交通量調査結果は表 3.2-12 のとおりである。

表 3.2-12(1) 主要道路の交通状況（平成 27 年）

（単位：台）

路線名	番号	交通量調査区間		交通量	
		起点側	終点側	昼間 12 時間	24 時間
一般国道 202 号	①	千々賀神田線	山本波多津線	7,169	9,391
	②	山本波多津線	唐津市・伊万里市境	7,097	9,265
	③	唐津市・伊万里市境	塩屋大曲線	<u>7,097</u>	<u>9,084</u>
	④	塩屋大曲線	一般国道 498 号	14,877	19,043
一般国道 203 号	⑤	一般国道 202 号	山本波多津線	13,616	17,428
	⑥	山本波多津線	山崎西相知停車場線	<u>11,963</u>	<u>15,313</u>
	⑦	山崎西相知停車場線	一般国道 203 号(厳木バイパス)	11,773	15,037
	⑧	一般国道 203 号(厳木バイパス)	山崎町切線	5,799	7,102
	⑨	山崎町切線	伊万里畑川内厳木線	<u>6,181</u>	<u>7,541</u>
一般国道 203 号 (厳木バイパス)	⑩	一般国道 203 号	町切線（唐津市道）	8,263	10,081
一般国道 497 号 (唐津伊万里道路)	⑪	一般国道 497 号（唐津伊万里道路）	唐津北波多線	7,370	9,523
	⑫	唐津北波多線	塩屋大曲線	6,381	8,308
一般国道 498 号	⑬	—	—	—	—
主要地方道 32 号 (伊万里畑川内厳木線)	⑭	塩屋大曲線	一般国道 202 号	<u>548</u>	<u>674</u>
	⑮	一般国道 202 号	八幡岳公園線	3,035	3,733
	⑯	八幡岳公園線	大川野停車場線	—	—
	⑰	大川野停車場線	平山相知線	1,313	1,589
	⑱	平山相知線	川古平山上線	854	1,016
	⑲	川古平山上線	一般国道 203 号（厳木バイパス）	<u>978</u>	<u>1,164</u>
主要地方道 38 号 (相知山内線)	⑳	一般国道 203 号	—	3,229	4,015
	㉑	—	一般国道 498 号	5,325	6,003
主要地方道 40 号 (浜玉相知線)	㉒	一般国道 497 号（唐津道路）	一般国道 203 号	8,809	11,011
主要地方道 50 号 (唐津北波多線)	㉓	唐津肥前線	一般国道 202 号	3,144	3,836
主要地方道 52 号 (山本波多津線)	㉔	一般国道 203 号	一般国道 202 号	4,324	5,362
	㉕	一般国道 202 号	伊万里畑川内厳木線	1,390	1,827
一般県道 237 号 (駒鳴停車場線)	㉖	—	相知山内線	<u>223</u>	<u>261</u>
一般県道 238 号 (大川野停車場線)	㉗	—	伊万里畑川内厳木線	<u>224</u>	<u>262</u>

表 3.2-12(2) 主要道路の交通状況 (平成 27 年)

(単位：台)

路線名	番号	交通量調査区間		交通量	
		起点側	終点側	昼間 12 時間	24 時間
一般県道 258 号 (半田鬼塚線)	㊸	—	七山唐津線	687	845
一般県道 259 号 (平山相知線)	㊹	伊万里畑川内厳木線	一般国道 203 号	1,252	1,502
一般県道 264 号 (山崎西相知停車場 線)	㊺	一般国道 203 号	—	<u>2,854</u>	<u>3,510</u>
一般県道 297 号 (塩屋大曲線)	㊻	伊万里畑川内厳木線	一般国道 202 号	<u>3,537</u>	<u>4,351</u>
一般県道 315 号 (川古平山上線)	㊼	武雄市・多久市境	伊万里畑川内厳木線	380	467
一般県道 323 号 (八幡岳公園線)	㊽	—	伊万里畑川内厳木線	<u>256</u>	<u>300</u>
一般県道 328 号 (相知唐津浜玉線)	㊾	一般国道 203 号	七山唐津線	1,523	1,828
一般県道 341 号 (山崎町切線)	㊿	浜玉相知線	相知唐津浜玉線	<u>2,339</u>	<u>2,877</u>
	㊾	相知唐津浜玉線	一般国道 203 号	1,343	1,652

注：1. 表中の番号は、図 3.2-9 中の番号に対応する。

2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 12 時間の斜体字下線は平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間からの推計値である。

4. 24 時間の斜体字下線は推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推計値である。

5. 「—」は出典に記載がないことを示す。

〔平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果〕(国土交通省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月)より作成

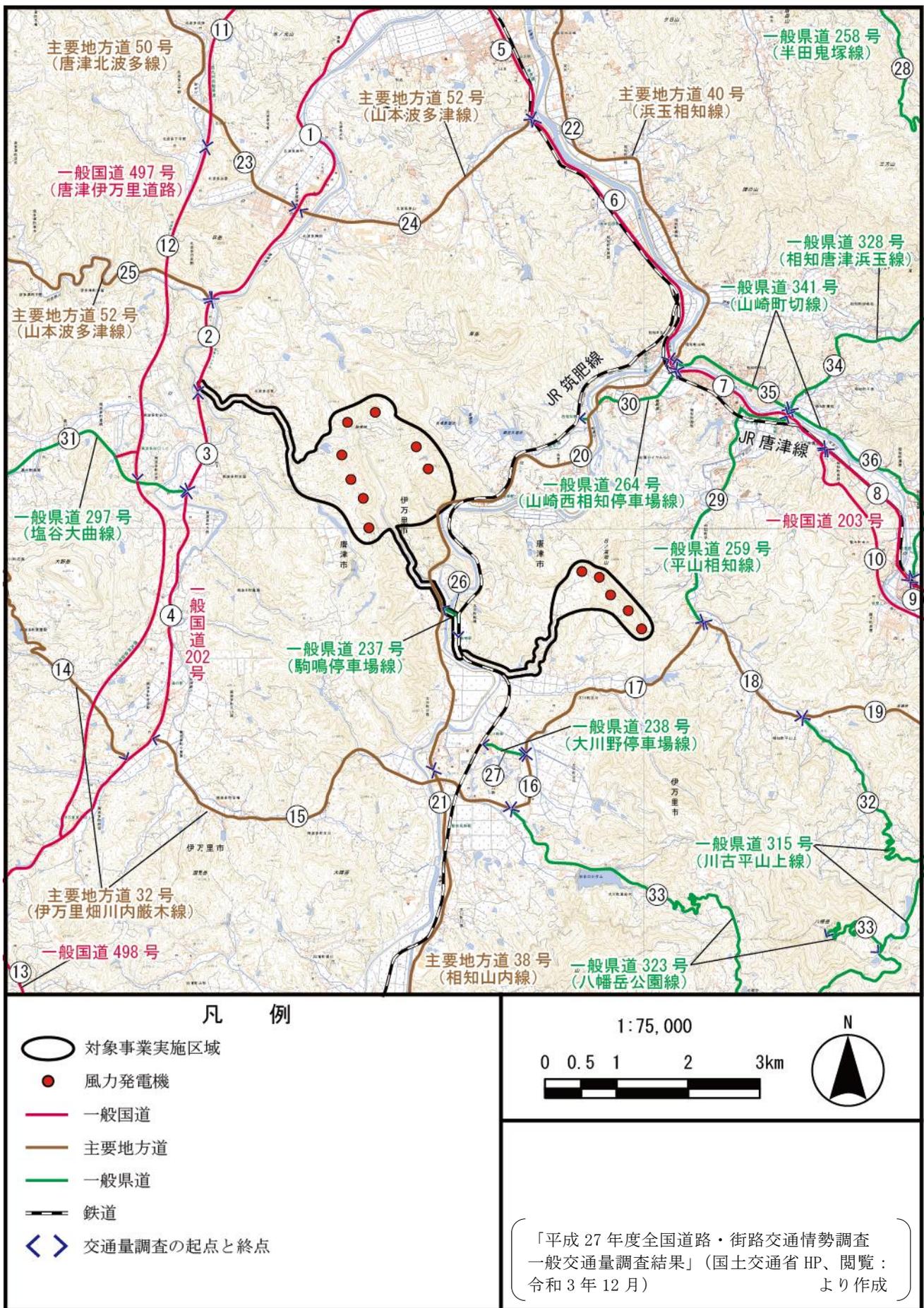


図 3.2-9 主要な道路の状況

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、表 3.2-13 及び図 3.2-10 のとおりである。

風力発電機から最寄りの環境保全上配慮すべき施設は、福祉施設の「サリバン」であり、距離は約 1.3km である。

また、住居の配置の概況は図 3.2-10 のとおりであり、風力発電機から最寄りの住宅までの距離は約 0.7km である。図面の表示上、対象事業実施区域と住宅等が重なっているが、住宅等の場所を改変することはない。

表 3.2-13(1) 環境保全上配慮すべき施設（学校）

区分	施設名	所在地
幼保連携型認定こども園	相知エルアンこども園	唐津市相知町中山 3571-2
小学校	相知小学校	唐津市相知町相知 1810-1
	伊岐佐小学校	唐津市相知町伊岐佐甲 60
	北波多小学校	唐津市北波多徳須恵 416
	大川小学校	伊万里市大川町大川野 2050-1
中学校	相知中学校	唐津市相知町相知 2482
	北波多中学校	唐津市北波多徳須恵 303
	東陵中学校	伊万里市松浦町提川 200
義務教育学校	南波多郷学館	伊万里市南波多町井手野 3100
高等学校	唐津工業高等学校	唐津市石志中ノ尾 3072-1
特別支援学校	唐津特別支援学校	唐津市山本 788-12

〔「令和 3 年度佐賀県の学校（速報版）」、「認定こども園一覧」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成〕

表 3.2-13(2) 環境保全上配慮すべき施設（医療機関）

区分	施設名	所在地
医療機関	平川病院	唐津市山本 644-5
	きりの内科小児科クリニック	唐津市山本 1561-1
	宇都宮病院	唐津市巖木町本山 386-1
	新屋敷病院	唐津市相知町町切 898-3
	冬野病院	唐津市相知町相知 2264
	もりなが医院	唐津市相知町相知 3060-1
	唐津市民病院きたはた	唐津市北波多徳須恵 1424-1
	大川野クリニック	伊万里市大川町大川野片竹 3143-1
	助廣医院	伊万里市南波多町大曲 85
	伸びる・こじまクリニック	伊万里市南波多町井手野 2438-1

〔「救急医療・99 さがネット」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成〕

表 3.2-13(3) 環境保全上配慮すべき施設（福祉施設）

区 分	施設名	所在地
保育所	山本保育園	唐津市山本 3213-2
	若竹保育園	唐津市北波多竹有 2789-6
	北波多第二保育園	唐津市北波多田中 639-1
	ひかり保育園	唐津市北波多稗田 1889-4
	大川保育園	伊万里市大川町大川野 3836-13
	南波多保育園	伊万里市南波多町井手野 2493-1
福祉施設	寿光園	唐津市巖木町岩屋 530-1
	サリバン	唐津市相知町佐里 1646-13
	作礼荘	唐津市相知町中山 3544-1
	アメニティきゅうらぎ	唐津市巖木町岩屋 505
	うつのみや	唐津市巖木町本山 386-1
	きたはた 1 号館	唐津市北波多岸山 494-37
	きたはた 2 号館	唐津市北波多岸山 494-43
	すぎの子	唐津市巖木町岩屋 1373-1
	真心の家	唐津市北波多岸山 587-5
	花の家	唐津市北波多岸山 560-1
	みどりやま ひゃっかえん	唐津市相知町相知字緑山 533-32
	こもれび	唐津市北波多稗田 3026-3
	みどりやま	唐津市相知町相知 533-28
	おうち	唐津市相知町平山上乙 1196-1
	笑	唐津市山本字東路 2258-5
	やまもと	唐津市山本 1398-1
	お節介 明	唐津市相知町横枕 1067-1
	たから	唐津市石志 3203-3
	ほのぼの	唐津市相知町中山 3780-6
	きたはた	唐津市北波多徳須恵 1201-1
	すぎの子石志	唐津市石志 3310-1
	ちぐさの	唐津市北波多徳須恵 1201-1
	ぼっかぼか唐津館	唐津市北波多竹有 2640-1
	ゆったり	唐津市北波多岸山 373-19
	まちなか	唐津市相知町相知 1464-4
	長寿の里相知	唐津市相知町黒岩 518-2
	和	唐津市双水 2626
	サンハウス唐津	唐津市北波多徳須恵 1178-4
	陽	唐津市相知町相知 867-2
	あぐ里	唐津市巖木町本山 180-112
	久里双水園くるみランドリー	唐津市相知町相知 2575-5
	すばる	唐津市相知町中山 3523-1
	ユートピア	伊万里市大川町大川野字赤坂 1647
	ふるさと伊万里	伊万里市南波多町大川原 4224-4
ほっと	伊万里市南波多町府招 4192-5	
ほっと館	伊万里市大川町大川野 2799	

「保育所・認定こども園」、「高齢者の入所施設など」（唐津市 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）  
「保育園一覧」（伊万里市 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）  
「介護事務所・生活寒冷情報検索」（厚生労働省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）  
「障害福祉サービス等情報検索」（独立行政法人 福祉医療機構 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成

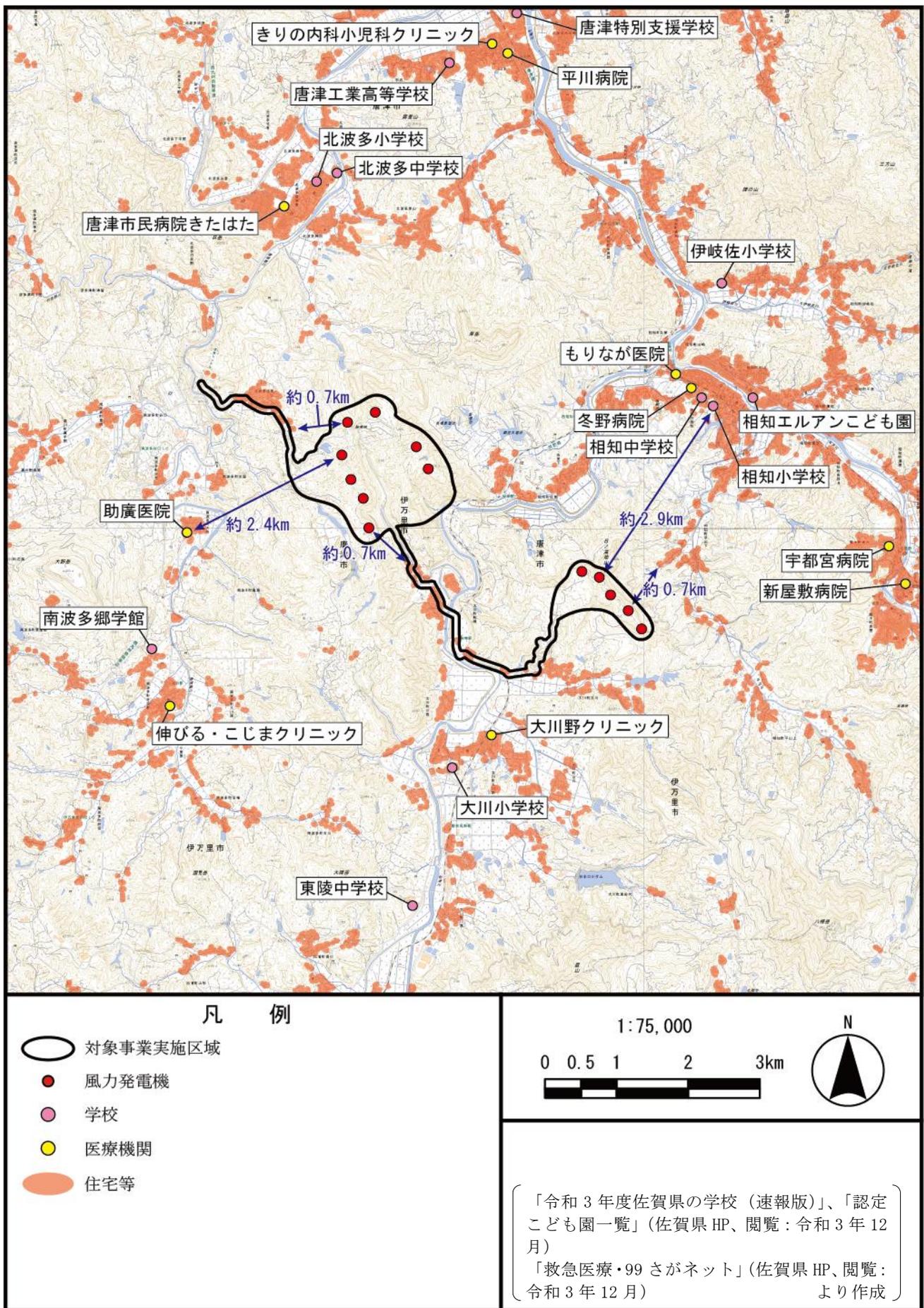


図 3.2-10(1) 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況（学校・医療機関）

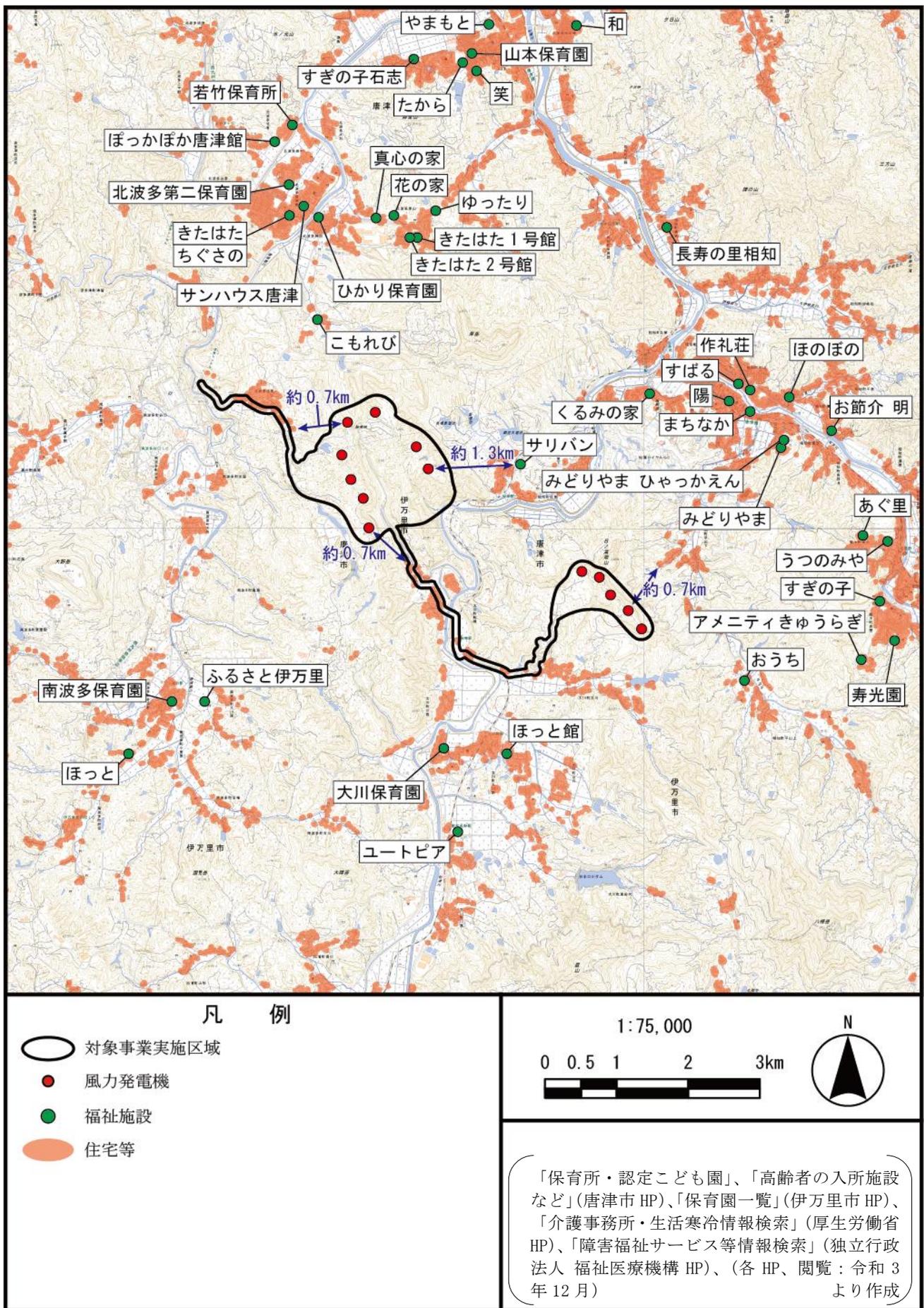


図 3.2-10(2) 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況 (福祉施設)

### 3.2.6 下水道の整備の状況

唐津市、伊万里市及び佐賀県における下水道処理人口普及状況及び汚水処理人口普及状況は表 3.2-14 のとおりである。

令和 2 年度末における汚水処理人口普及率は唐津市で 91.8%、伊万里市で 73.8% となっている。また、下水道普及率は唐津市で 73.9%、伊万里市で 55.7% となっている。

表 3.2-14 下水道処理人口普及状況（令和 2 年度末）

区 分	住民基本台帳人口 (人)	汚水処理普及人口 (人)	汚水処理人口普及率 (%)	下水道普及率 (%)
唐津市	119,341	109,575	91.8	73.9
伊万里市	53,734	39,634	73.8	55.7
佐賀県	815,250	696,683	85.5	62.7

〔佐賀県の汚水処理人口普及状況（令和 2 年度末現在）〕（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成]

### 3.2.7 廃棄物の状況

#### 1. 一般廃棄物の状況

唐津市、伊万里市及び佐賀県における一般廃棄物の処理状況は表 3.2-15 のとおりである。

令和元年度におけるごみ総排出量は唐津市で 39,590t、伊万里市で 16,197t となっている。

表 3.2-15 一般廃棄物処理施設の整備状況（令和元年度）

区 分		唐津市	伊万里市	佐賀県
ごみ総排出量	計画収集量(t)	37,694	13,311	234,842
	直接搬入量(t)	1,531	2,283	32,480
	集団回収量(t)	365	603	4,079
	合 計(t)	39,590	16,197	271,401
ごみ処理量	直接焼却量(t)	13,989	12,860	221,547
	直接最終処分量(t)	4	0	15
	焼却以外の中間処理量(t)	3,402	2,720	39,902
	直接資源化量(t)	3,830	14	5,870
	合 計(t)	39,225	15,594	267,334
中間処理後再生利用量(t)		1,159	2,193	43,651
リサイクル率(%)		13.5	17.3	19.7
最終処分量(t)		4,712	445	10,735

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100  
〔環境省一般廃棄物処理実態調査結果〕（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成]

#### 2. 産業廃棄物の状況

佐賀県における平成 30 年度の産業廃棄物の排出状況は、表 3.2-16 のとおりであり、排出量は 2,771 千 t である。

また、対象事業実施区域から半径 50km の範囲における、産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の施設数は表 3.2-17、分布状況は図 3.2-11 のとおりであり、中間処理施設 257 か所、最終処分場 18 か所が分布している。

表 3.2-16 産業廃棄物の排出状況（平成 30 年度）

(単位：千 t)

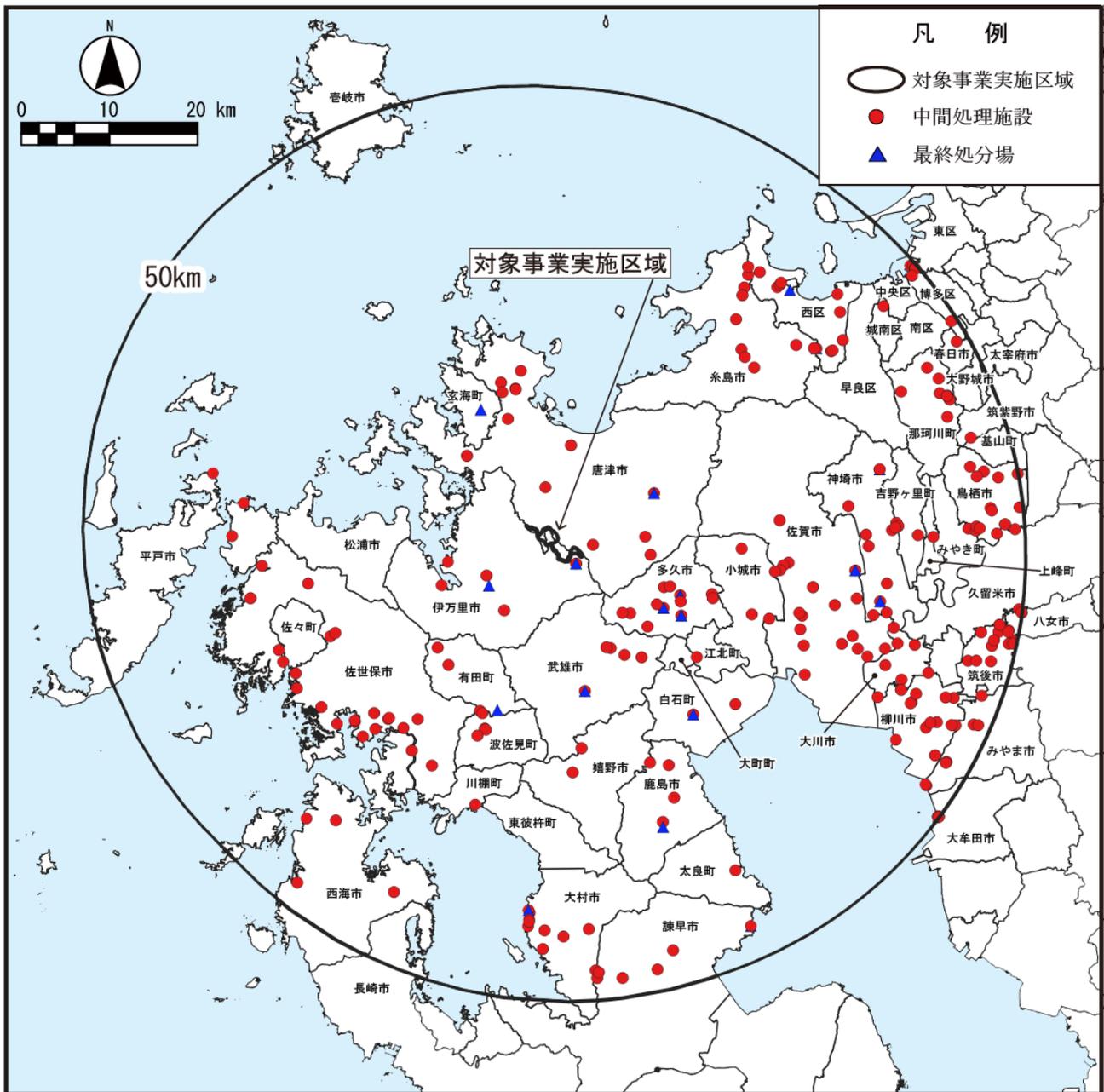
県	排出量	再生利用量	減量化量	その他量	最終処分量
佐賀県	2,771	1,444	1,263	1	63

〔「第 5 次佐賀県廃棄物処理計画」(佐賀県、令和 3 年)より作成〕

表 3.2-17 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

県	市町村	中間処理施設	最終処分場
佐賀県	佐賀市	22	1
	唐津市	15	1
	鳥栖市	16	0
	多久市	12	3
	伊万里市	5	2
	武雄市	6	1
	鹿島市	4	1
	小城市	2	0
	嬉野市	3	0
	神埼市	11	2
	吉野ヶ里町	3	0
	みやき町	2	0
	玄海町	0	1
	有田町	2	1
	江北町	1	0
	白石町	2	1
太良町	1	0	
長崎県	佐世保市	24	0
	諫早市	6	1
	大村市	11	1
	平戸市	3	0
	西海市	4	0
	川棚町	1	0
	波佐見町	5	0
福岡県	福岡市	18	1
	大牟田市	6	0
	久留米市	1	0
	柳川市	17	0
	筑後市	12	0
	大川市	7	0
	筑紫野市	1	0
	春日市	1	0
	みやま市	7	0
	糸島市	12	1
	那珂川町	10	0
広川町	4	0	
合 計		257	18

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」(国土交通省 HP、閲覧:令和 3 年 12 月)より作成〕



〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成〕

図 3.2-11 産業廃棄物処理施設の分布状況（50km 範囲）

### 3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### 1. 公害関係法令等

##### (1) 環境基準

##### ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-18(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表3.2-18(2)の基準がそれぞれ定められている。

表3.2-18(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	
「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日） 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日） 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）より作成	

表3.2-18(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成	

## ② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められている。

唐津市及び伊万里市では、表 3.2-19 のとおり地域の類型のあてはめが行われているが、対象事業実施区域及びその周囲はいずれも該当していない。

表 3.2-19(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA：特に静穏を要する地域とされるが、佐賀県内には該当地域はない。

類型 A：都市計画法の用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

類型 B：都市計画法の用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

類型 C：都市計画法の用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）

「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域」（平成 24 年唐津市告示第 106 号）

「環境基本法第 16 条第 2 項第 2 号イの規定に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域」（平成 24 年伊万里市告示第 29 号）より作成

表 3.2-19(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 月 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-19(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 月 3 月 30 日）より作成〕

### ③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2-20のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2-21及び表3.2-22のとおりであり、河川、湖沼ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲において、図3.2-12のとおり松浦川水系の河川は河川A類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-23のとおりすべての地下水について定められている。

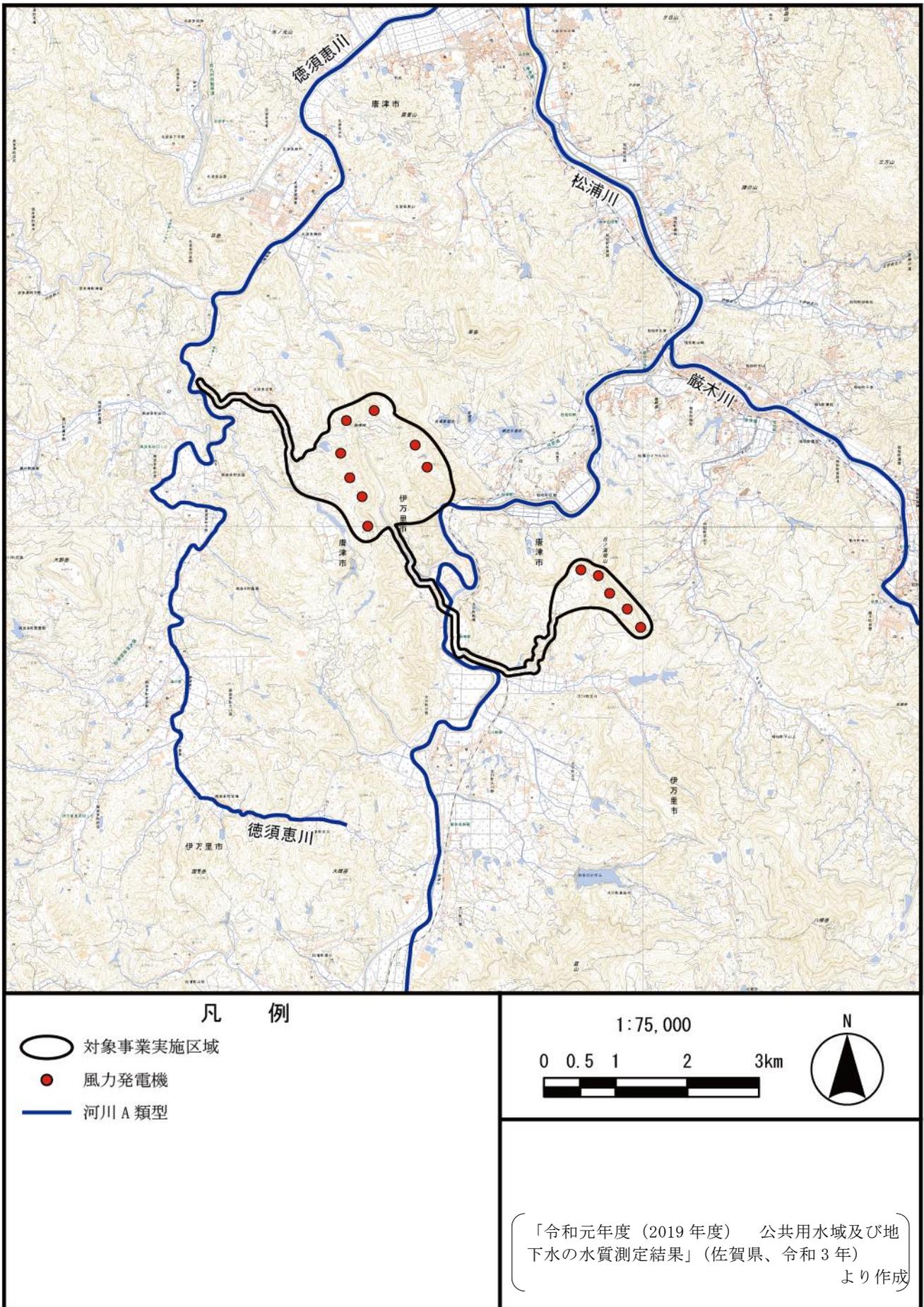


図 3.2-12 水域の環境基準類型指定の状況

表 3.2-20 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</li> <li>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</li> </ol>	

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日)より作成

表 3.2-21(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

- 注：
1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
  2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
  4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
  5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和3年10月7日）より作成〕

表 3.2-21(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水 生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄 に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼 稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和3年10月7日）より作成〕

表 3.2-22(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2・3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L以上	—
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が4日間以上である人工湖をいう。</li> <li>基準値は、日間平均値とする。</li> <li>農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。</li> <li>水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</li> </ol>						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2・3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和3年10月7日）より作成〕

表 3.2-22(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-22(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-22(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-23 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」  
 (平成9年環境庁告示第10号、最終改正：令和3年10月7日)より作成

#### ④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-24 のとおりである。

表 3.2-24 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注：環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成〕

## ⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は表 3.2-25 のとおりである。

表 3.2-25 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省第 1 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、佐賀県内は一律で 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 2 年 6 月 5 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表 3.2-26～表 3.2-28 のとおりである。

唐津市及び伊万里市では規制地域及び基準値の指定を行っており、図 3.2-13 のとおり対象事業実施区域及びその周囲は第 2 種区域に指定されている。

表 3.2-26 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼 間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～23:00)	夜 間 (23:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

備考

第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ次のとおりである。

- (1) 第 1 種区域；良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第 2 種区域；住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (3) 第 3 種区域；住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- (4) 第 4 種区域；主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・建設省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成 24 年唐津市告示第 107 号）

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成 24 年伊万里市告示第 27 号）

より作成

表 3.2-27 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
1号区域	85 デシベル	午後7時から 翌日の午前7時の 時間内でないこと	10時間を 超えないこと	連続6日を 超えない こと	日曜日 その他の休日 でないこと
2号区域		午後10時から 翌日の午前6時の 時間内でないこと	14時間を 超えないこと		

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」  
 (昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日)  
 「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する区域」(平成24年唐津市告示第108号)  
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第1号に規定する区域」  
 (平成24年伊万里市告示第28号) より作成

表 3.2-28 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル

注：1. 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15m、2車線を越える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

2. a区域；第1種区域

ただし、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域により地域の類型をあてはめられた地域については、A類型（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域）をあてはめられた地域

b区域；第2種区域

ただし、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域により地域の類型をあてはめられた地域については、B類型（第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域）をあてはめられた地域

c区域；第3種区域及び第4種区域

ただし、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域により地域の類型をあてはめられた地域については、C類型（近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域）をあてはめられた地域

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」  
 (平成12年総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日)  
 「騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に関する区域の区分」(平成24年唐津市告示第109号)  
 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく自動車騒音の限度を定める総理府令の備考に規定するa区域、b区域及びc区域」(平成24年伊万里市告示第33号) より作成

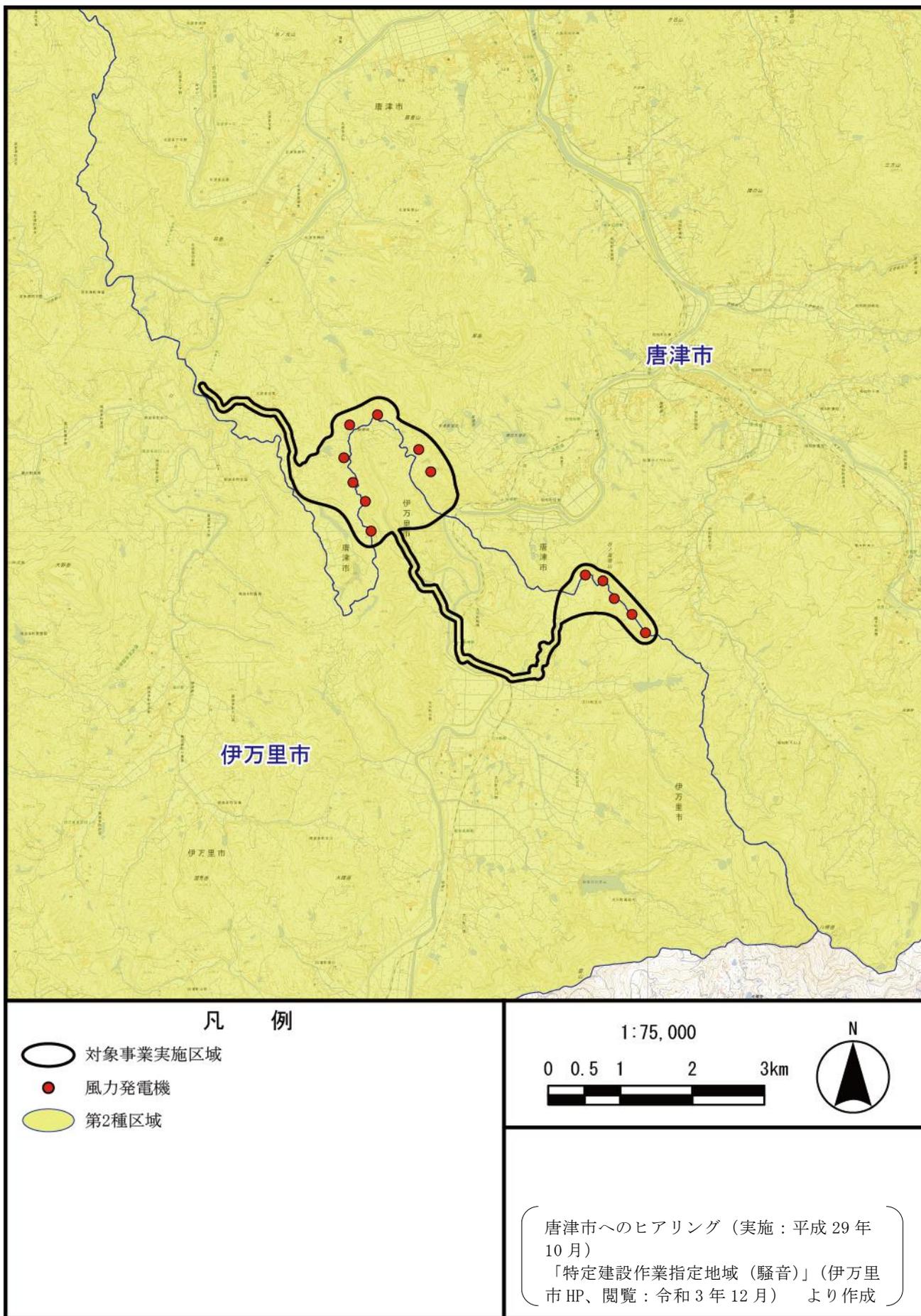


図 3.2-13 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定状況

### ③ 振 動

振動の規制については、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は表 3.2-29～表 3.2-31 のとおりである。

唐津市及び伊万里市では規制地域及び基準値の指定を行っており、図 3.2-14 のとおり対象事業実施区域に第 1 種区域がある。

表 3.2-29 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
	第 1 種区域		60 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル

注：第 1 種区域；良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域；住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

〔「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日)  
 「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」(平成 24 年唐津市告示第 110 号)  
 「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」(平成 24 年 3 月 30 日伊万里市告示第 30 号)より作成〕

表 3.2-30 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1 日当たりの 作業時間	連続 作業時間	作業日
1 号区域	75 デシベル	午後 7 時から 翌日の午前 7 時の 時間内でないこと	10 時間を 超えないこと	連続 6 日を 超えない こと	日曜日 その他の休日 でないこと
2 号区域		午後 10 時から 翌日の午前 6 時の 時間内でないこと	14 時間を 超えないこと		

備考

1. 1 号区域；
  - 1 第 1 種区域
  - 2 第 2 種区域
  - 3 第 3 種区域
  - 4 第 4 種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲 80 メートルの区域内
    - (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
    - (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
    - (3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
    - (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
    - (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
2. 2 号区域；振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、1 号区域以外の区域

〔「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)  
 「特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域」(平成 24 年唐津市告示第 111 号)  
 「振動規制法施行規則別表第 1 の付表の第 1 号に規定する区域」(平成 24 年伊万里市告示第 34 号)  
 より作成〕

表 3.2-31 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (7:00~20:00)	夜 間 (20:00~7:00)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注：第 1 種区域；良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域；住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

〔「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）  
 「道路交通振動の限度に関する区域及び時間の区分」（平成 24 年唐津市告示第 112 号）  
 「振動規制法施行規則別表第 2 の備考の 1 に規定する区域及び同備考の 2 に規定する時間」  
 （平成 24 年伊万里市告示第 35 号）より作成〕

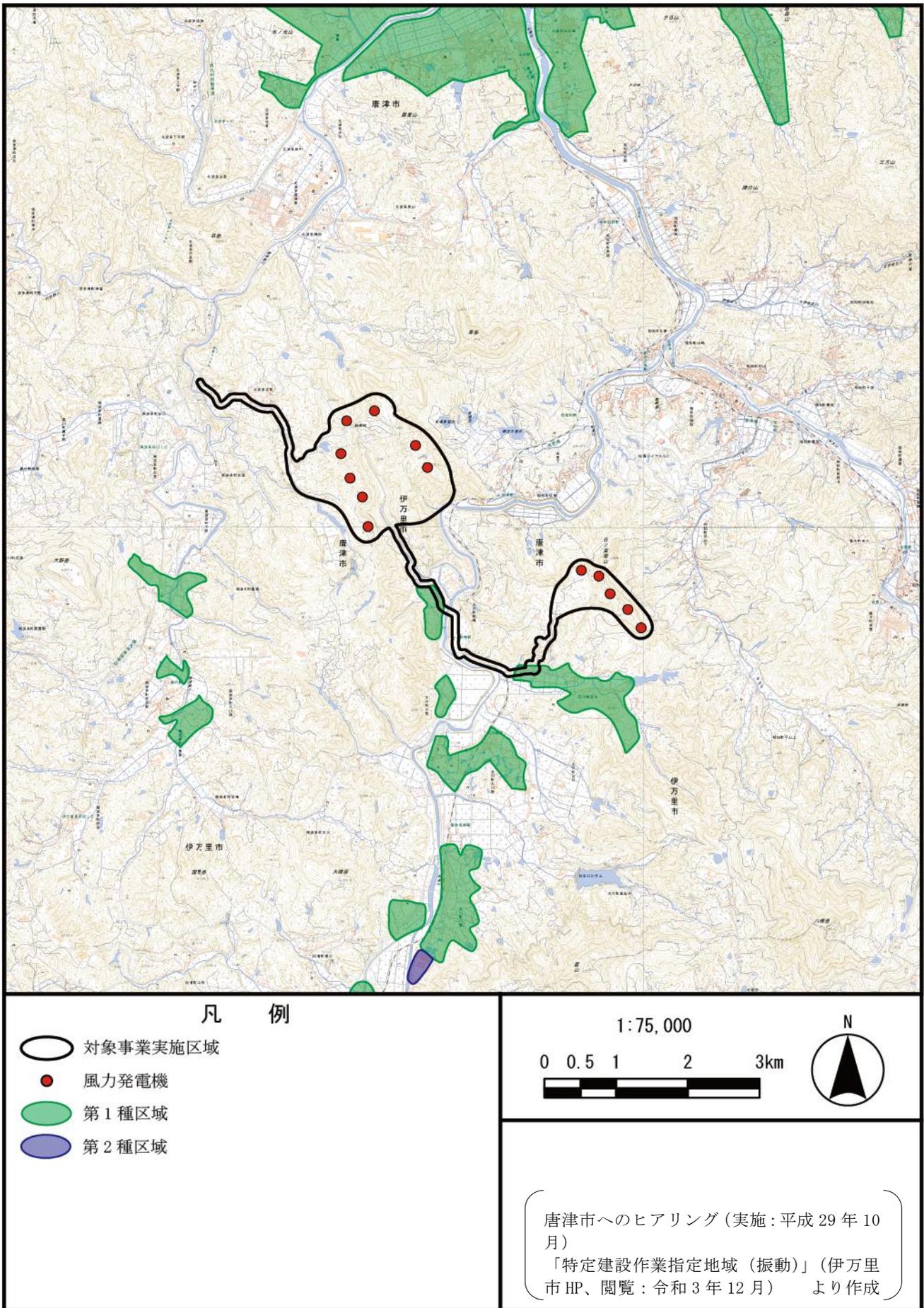


図 3.2-14 振動規制法に基づく振動の規制地域の指定状況

#### ④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他 15 項目）が定められている（表 3.2-32）。なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-32(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 3 年 9 月 24 日）より作成〕

表 3.2-32(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海 域 5.0～9.0
生物学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
リン含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	
<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る海域）</p>	

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 3 年 9 月 24 日）より作成〕

## ⑤ 悪 臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・ 第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・ 第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・ 第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

唐津市では、「特定悪臭物質濃度」による地域の規制が行われており、その基準は表 3.2-33 のとおりである。伊万里市では「臭気指数」による規制が行われており、敷地境界線上の規制基準として、臭気指数 12 を規制基準としている。

表 3.2-33(1) 悪臭に係る規制基準（敷地境界線の地表）

（単位：ppm）

特定悪臭物質名	許容限度
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

注：平成 24 年唐津市告示第 113 号、平成 24 年伊万里市告知 36 号で示した区域に適用

〔「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）

〕「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年唐津市告示第 113 号）より作成

表 3.2-33(2) 悪臭に係る規制基準（気体排出口）

- ① 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

（この式において、 $q$ 、 $He$  及び  $Cm$  は、それぞれ次の値を表わすものとする。

$q$ ：流量（単位：温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算して立方メートル毎時）

$He$ ：②に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位：メートル）

$Cm$ ：表 3.2-33(1)に規定する特定悪臭物質の規制基準として定められた値（単位：百万分率）

②に規定する方法により補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。）

- ② 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$$

$$Hm=(0.795\sqrt{Q \cdot V}) / (1+(2.58/V))$$

$$Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot (2.031 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J=(1 / (\sqrt{Q \cdot V})) \times (1460 - 296 \times (V / (T-288))) + 1$$

（これらの式において、 $He$ 、 $Ho$ 、 $Q$ 、 $V$  及び  $T$  は、それぞれ次の値を表わすものとする。

$He$ ：補正された排出口の高さ（単位：メートル）

$Ho$ ：排出口の実高さ（単位：メートル）

$Q$ ：温度 15 度における排出ガスの流量（単位：立方メートル毎秒）

$V$ ：排出ガスの排出速度（単位：メートル毎秒）

〔「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年唐津市告示第 113 号）より作成〕

表 3.2-33(3) 悪臭に係る規制基準（排水）

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$CL_m = k \times C_m$$

（この式において、 $CL_m$ 、 $k$  及び  $C_m$  は、それぞれ次の値を表すものとする。）

$CL_m$ ：排水中の濃度（単位 1リットルにつきミリグラム）

$k$ ：次表に掲げる悪臭物質の種類及び同表に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに同表に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_m$ ：表 3.2-33(1)に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

（単位：mg/L）

特定悪臭物質	当該事業場から敷地外に排出される排水の量 (m <sup>3</sup> /s)		
	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

〔「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成24年唐津市告示第113号）より作成〕

### ⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号、最終改正：平成29年6月2日）に基づく区域の指定に係る基準は表3.2-34のとおりである。「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（令和3年11月30日現在）」（環境省HP、閲覧：令和3年12月）によると、唐津市市街地に「土壌汚染対策法」に基づく「形質変更時要届出区域」の指定があるが、対象事業実施区域及びその周囲には「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、唐津市及び伊万里市において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号、最終改正：平成23年8月30日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-34(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)より作成〕

表 3.2-34(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)より作成〕

### ⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、佐賀県において、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日）に基づく規制地域の指定はない。

なお、佐賀県では「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」（昭和 60 年閣議決定）に基づき地盤沈下に対しての施策が実施されているが、唐津市及び伊万里市は当該規制地域ではない。

### ⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

### ⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 3 年 6 月 2 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことで、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

また、佐賀県では、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年佐賀県条例第 48 号）第 82 条第 1 項に基づく県の環境負荷低減計画及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画」として、「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」（平成 21 年 3 月策定、平成 31 年 3 月改定）により温暖化対策を推進しており、温室効果ガスの削減目標は「令和 4 年度の二酸化炭素排出量を平成 25 年度比 8%削減」としている。

(3) その他の環境保全計画等

① 佐賀県環境基本計画

佐賀県では、「佐賀県環境基本条例」(平成9年佐賀県条例第16号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画として「佐賀県環境基本計画」を策定している。

「第4期佐賀県環境基本計画」(佐賀県、令和3年)では、県民、CSO<sup>注</sup>、事業者、行政等が相互に連携し、一体となって環境に関する様々な課題に取り組むことで、豊かな佐賀の環境を守り、次の世代に繋げていくことを目指すとしている。

対象期間は令和3年度から令和8年度までの6年間とし、表3.2-35のとおり6つの施策展開方向に沿って、総合的に施策を展開している。

表 3.2-35 第4期佐賀県環境基本計画の施策の展開

施策の展開方向	
地球温暖化対策・再生可能エネルギー等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進</li> <li>・気候変動の影響への適応</li> <li>・再生可能エネルギー等の推進</li> </ul>
安全・安心で快適な生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気環境の保全</li> <li>・水環境・土壌環境の保全</li> <li>・玄海原子力発電所周辺環境安全対策</li> <li>・化学物質等による環境リスクの低減</li> </ul>
循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会の形成促進</li> <li>・安全・安心な廃棄物対策～まなぶ、つながる、ささえる～</li> </ul>
多様な自然環境の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の保全・活用</li> <li>・有明海の再生</li> <li>・地域環境の保全と再生</li> <li>・自然環境の利活用</li> </ul>
環境を考慮して行動する人づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育・環境学習等の推進</li> <li>・各主体のネットワークによる環境への取組の推進</li> </ul>
環境負荷の少ない地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境情報の充実と発信</li> <li>・危機管理体制の充実</li> <li>・多様な環境保全の手法の活用</li> <li>・環境関連・環境負荷の少ない産業の振興</li> <li>・豊かで潤いのある地域づくり</li> <li>・環境負荷低減に向けた生活圏・交通体系づくり</li> <li>・広域的取組(共同調査研究など)</li> </ul>

注: CSOは、Civil Society Organizations(市民社会組織)の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体のことである。

〔第4期佐賀県環境基本計画〕(佐賀県、令和3年)より作成

## ② 唐津市環境基本計画

唐津市では、先人から受け継いだ豊かな自然や歴史・文化を守り、未来に引き継いでいくため、平成 19 年 3 月に「唐津市環境基本計画」を策定し、各種施策を進めてきた。計画策定から 10 年が経過し、関連する計画や法令が改正され、社会情勢などが変化したことに対応するため、平成 30 年 3 月に「第 2 次唐津市環境基本計画」が策定された。

望ましい環境像を「海・山・川と人が響きあう唐津」とし、計画期間は平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間としている。

計画では表 3.2-36 のとおり、5 つの環境分野に沿って環境目標を設定し、総合的に施策を展開している。

表 3.2-36 施策の展開

望ましい環境像	基本目標	基本的な施策
海・山・川と人が響きあう唐津	地球環境 地球にやさしいまちを目指します	地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進
		再生可能エネルギーなどの普及・促進
		地球温暖化への適応策の推進
	自然環境 豊かな自然があふれるまちを目指します	生物多様性の保全
		緑・水環境の保全
	生活・快適環境 安心して健やかな暮らしが送れるまちを目指します	大気環境の保全および騒音・振動・悪臭の防止
		公共用水域の水質保全
		土壌・地下水の環境の保全
		化学物質などの環境リスク対策
		安心して暮らせる地域づくり
	資源循環 資源を大切にするまちを目指します	豊かで潤いある地域づくり
		ごみの減量化・再資源化の推進
環境教育・環境学習 環境への思いをつなぎ育てるまちを目指します	安全・安心な廃棄物処理の推進	
	人づくり・ネットワークづくり	

〔「第 2 次唐津市環境基本計画」(唐津市、平成 30 年)より作成〕

## ③ 伊万里市環境基本計画

伊万里市では、「今日の環境問題に対処し、市民、事業者、CSO や行政が一体となって、人と自然が共生できる良好な環境を保全し、再生、創造することにより、環境の恵みを将来に引き継ぐ」ことを目指し、平成 18 年に「伊万里市環境基本条例」(平成 18 年伊万里市条例第 23 号)が制定されている。この条例の第 10 条に基づき「伊万里市環境基本計画」が策定されていたが、計画策定から 10 年経過し、環境を取り巻く状況等の変化に対応し、今後の施策の展開方法と具体的な取り組み内容を盛り込み、良好な環境を将来へ継承するとともに、人と自然が共生できるまちづくりを推進する計画として見直しが行われ、平成 28 年 3 月に「第 2 次伊万里市環境基本計画」(伊万里市、平成 28 年)が策定された。目指す姿を実現するための施策の展開は表 3.2-37 のとおりである。

表 3.2-37 施策の展開

めざす 環境都 市像	基本目標	実施項目
豊かな自然と人が共生するまち・伊万里	水・空気がおいしい まち伊万里 (生活環境)	①大気、水、土壌の保全 ②騒音、振動、悪臭対策 ③ペット等飼育マナーの向上
	地域の風土を活かした 美しいまち伊万里 (まちなみ環境)	①清掃、美化意識の推進 ②歴史的まちなみの利活用 ③公園、緑地(みどり)の整備
	豊かな自然があふれる まち伊万里 (自然環境)	①自然環境の保全 ②生物多様性の確保
	地域にやさしい まち伊万里 (地球環境)	①省エネルギー、地球温暖化対策 ②再生可能エネルギーの導入 ③省資源化対策、循環型社会の構築
	次の世代を考える まち伊万里 (環境保全体制)	①環境学習と保全活動の推進 ②環境意識の向上

〔「第2次伊万里市環境基本計画」(伊万里市、平成28年)より作成〕

## 2. 自然関係法令等

### (1) 自然保護関係

#### ① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 3 年 5 月 6 日）に基づく自然公園の指定状況は、表 3.2-38 及び図 3.2-15 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「八幡岳県立自然公園」及び「天山県立自然公園」の指定がある。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

表 3.2-38 自然公園の概要

名称 (指定年月日)	面積 (ha)	概要	関係市
八幡岳県立自然公園 (昭和 45 年 10 月 1 日)	860 (特別地域 109、 普通地域 751)	県のほぼ中央に位置する八幡岳（標高 764m）が中心的な存在で、山頂からの展望は肥前一といわれるほどの絶景を誇っている。巨岩奇岩も多く、山頂には砥石（松浦砥石）の切り出し場がある。原野ではヤマツツジ、斜面が急な北側にはケヤキ、イロハモミジ、チドリノキなど多彩な自然林が残り、南斜面の林床には 7 月頃オオキツネノカミソリの群落を見ることができる。山腹の高原地帯や女山の山麓にはキャンプ場があり、行楽スポットとなっている。	唐津市 多久市 伊万里市 武雄市
天山県立自然公園 (昭和 45 年 10 月 1 日)	4,930 (特別地域 567、 普通地域 4,363)	経ヶ岳、脊振山に次いで高い秀峰天山（1,046m）がそびえ、草原が広がる山頂からの眺望と眼下に佐賀平野が広がる。公園の西には 3 つの池を山頂に持つ作礼山（887m）が一角を占め、天山とともに登山やハイキングのスポットとして親しまれている。	佐賀市 唐津市 多久市 小城市

〔「八幡岳県立自然公園」、「天山県立自然公園」、「佐賀県統計年鑑 令和元年版（2019 年版）」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成〕

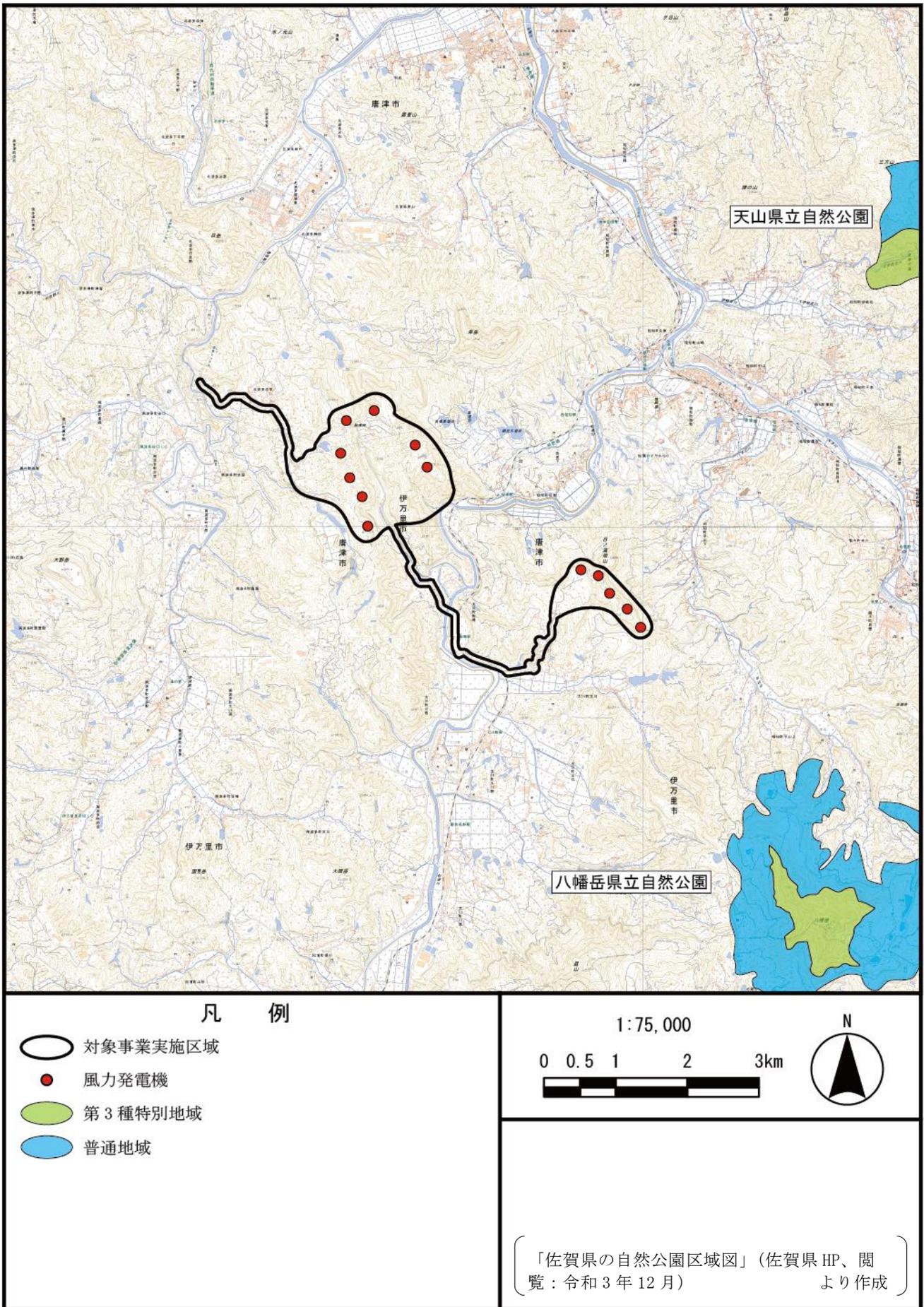


図 3.2-15 自然公園の状況

② 自然環境保全法に基づく保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号最終改正：平成 31 年 4 月 26 日）に基づく自然環境保全地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 3 年 5 月 10 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づく鳥獣保護区は表 3.2-39 及び図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に鳥獣保護区が存在している。

表 3.2-39 鳥獣保護区の指定状況

名 称	区 分	面積 (ha)	期 限
下千田溜池鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	1	令和 11 年 10 月 31 日
岸岳鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	24	令和 12 年 10 月 31 日
稗田鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	10	令和 5 年 10 月 31 日
八幡岳鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	75	令和 5 年 10 月 31 日

「鳥獣保護区等の位置」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）  
「鳥獣保護区の指定」（昭和 33 年佐賀告示第 84 号）より作成

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づく湿地の区域はない。

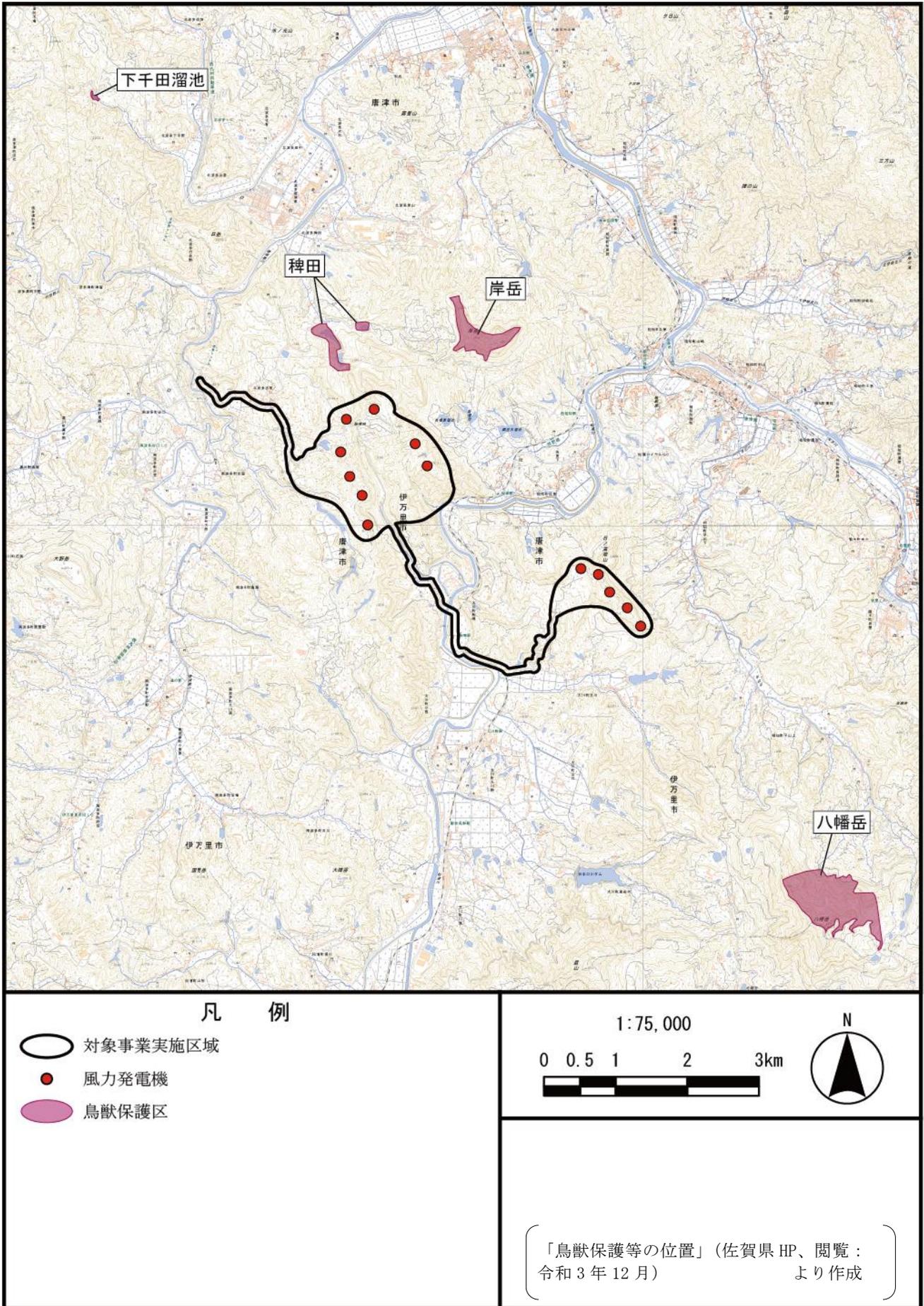


図 3.2-16 鳥獣保護区等の指定状況

(2) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日）等に基づく史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観の状況は表 3.2-40 及び図 3.2-17 のとおりである。

また、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 3.2-41 及び図 3.2-18 のとおりである。図面の表示上、対象事業実施区域と埋蔵文化財包蔵地の位置が重なっているが、改変することはない。

表 3.2-40 対象事業実施区域及びその周囲における  
史跡・天然記念物・重要文化的景観

指定区分	種 類	名 称	所在地
国	史 跡	肥前陶器窯跡 (皿屋窯跡、皿屋上窯跡、帆 柱窯跡、飯洞甕上窯、飯洞甕 下窯)	唐津市北波多稗田
		唐津松浦墳墓群	唐津市半田、宇木、桜馬場、呼子町大友
	重要文化的景観	蕨野の棚田	唐津市相知町平山上
	天然記念物	カラスバト	地域を定めない
県	史 跡	鶴殿石仏群	唐津市相知町相知
		岸岳城跡	唐津市相知町佐里、北波多岸山
		岸岳古窯跡（道納屋窯跡）	唐津市相知町佐里上、岸岳国有林
		獅子城跡	唐津市巖木町岩屋・浪瀬
		茅ノ谷 1 号窯跡	伊万里市松浦町山形 8406 ほか
唐津市	史 跡	双水柴山古墳	唐津市群双水字柴山
		久里双水古墳	唐津市双水字サコ
		田中親王塚古墳	唐津市北波多田中
		山彦磨崖石仏群	唐津市北波多山彦
		北条氏房墓碑	唐津市相知町黒岩
		立石観音	唐津市相知町相知字立石
		五百羅漢	唐津市相知町平山
	池の観音	唐津市相知町平山上	
天然記念物	志気の大シャクナゲ	唐津市北波多志気	
伊万里市	史 跡	阿房谷下窯跡	伊万里市松浦町大字山形字筆谷
	天然記念物	梅岩のヒラドツツジ	伊万里市松浦町提川
		大野岳タイワンツバメシジミ 繁殖地	伊万里市南波多町原屋敷字夫婦石 1120 番 77

「佐賀県の文化財」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）  
「唐津市の各種統計（教育・文化）」（唐津市 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）  
「統計伊万里（平成 30 年）」（伊万里市 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）  
「文化財」（伊万里市 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成

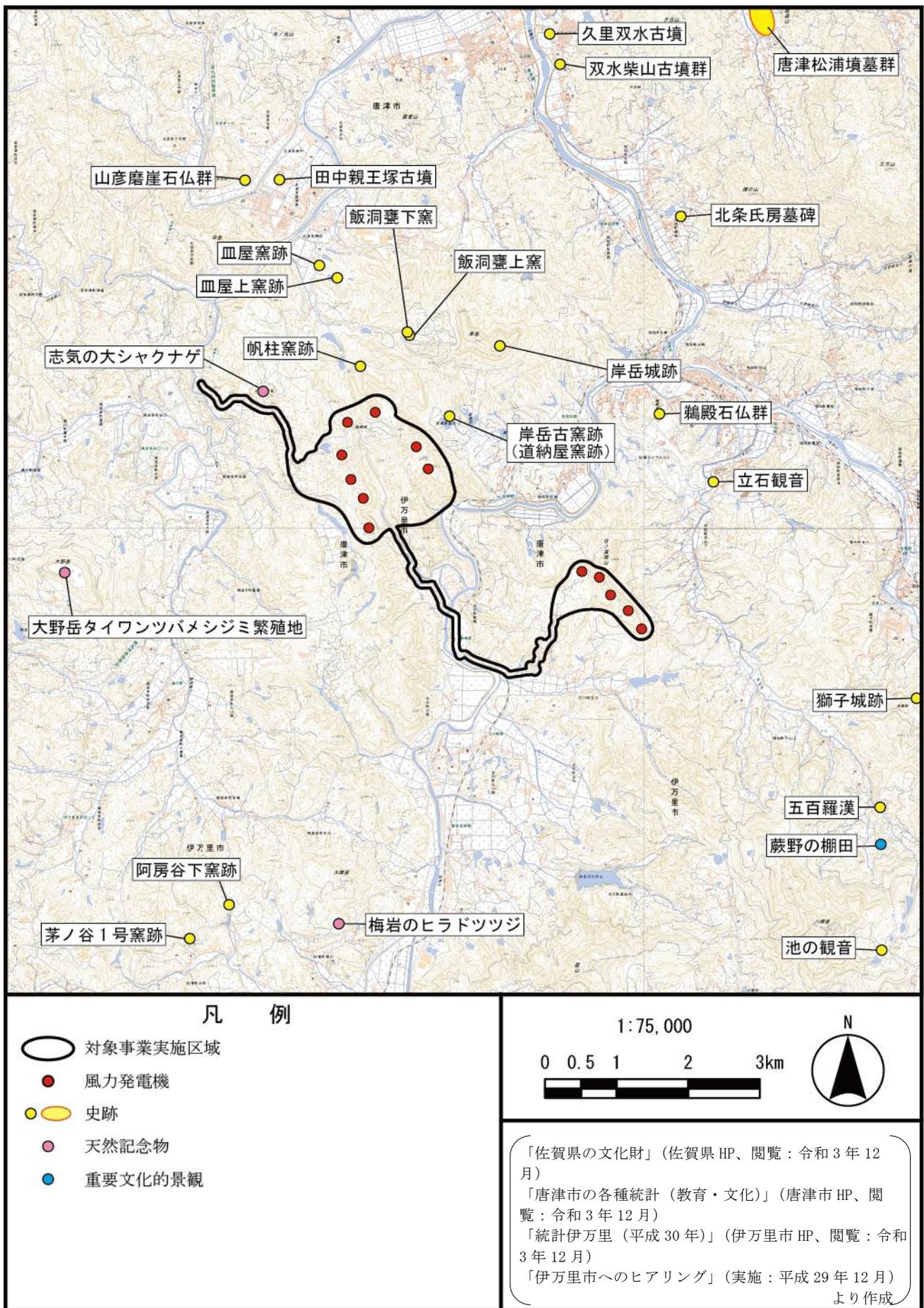


図 3.2-17 史跡・天然記念物・重要文化的景観の状況

表 3.2-41(1) 対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

番号	遺跡名	所在地	遺跡種別	時代
1	天狗谷遺跡	唐津市北波多行合野字天狗谷	散布地	古墳、中世
2	銅金谷遺跡	唐津市北波多行合野字銅金谷	散布地	古墳、中世
3	行合野大久保遺跡	唐津市北波多行合野字大久保	散布地	古墳、中世
4	前遺跡	唐津市北波多行合野字前	散布地	古墳
5	土元遺跡	唐津市北波多行合野字土元	散布地	縄文、弥生
6	中ノ瀬遺跡	唐津市北波多志気字吉田	散布地	縄文
7	平野谷遺跡	唐津市相知町牟田部字平野谷	散布地	縄文、弥生
8	六郎屋遺跡	唐津市相知町牟田部字六郎屋	散布地、 墳墓	弥生、古墳
9	六郎屋経塚	唐津市相知町牟田部字平野谷	経塚	中世
10	坊中五輪塔	唐津市相知町牟田部字坊中	墳墓	近世
11	稗田遺跡	唐津市北波多稗田字稗田、杭木、川畦	散布地	弥生、古墳、奈良、 中世
12	佐々木城跡	唐津市北波多稗田字佐々木	城館跡	中世
13	佐々木遺跡	唐津市北波多稗田字佐々木 行合野字牛ヶ谷	散布地、 城館跡	古墳、中世
14	皿屋窯跡	唐津市北波多稗田字杉谷	窯跡	近世
15	杉谷遺跡	唐津市北波多稗田字杉谷	散布地	古墳、中世
16	波多城跡	唐津市北波多稗田字裏ノ谷、杉谷、畑中	城館跡	中世
17	皿屋上窯跡	唐津市北波多稗田字杉谷	窯跡	近世
18	甲城跡	唐津市北波多稗田字佐々木、畑河内	城館跡	中世
19	甲城遺跡	唐津市北波多稗田字畑河内	散布地	縄文、弥生
20	畑河内遺跡	唐津市北波多稗田字畑河内、行合野字中村	散布地	縄文
21	倉谷遺跡	唐津市北波多稗田字倉谷	散布地	縄文
22	池石遺跡	唐津市北波多志気字池石	散布地	縄文
23	辻ノ上遺跡	唐津市北波多志気字辻ノ上	散布地	縄文
24	志気裏ノ谷遺跡	唐津市北波多志気字裏ノ谷	散布地	縄文
25	志気前田遺跡	唐津市北波多志気字前田、大久保	散布地	縄文、弥生、古墳、 奈良、中世
26	芋木場遺跡	唐津市北波多志気字芋木場、三ツ石	散布地	縄文
27	志気川頭遺跡	唐津市北波多志気字川頭	散布地	縄文
28	鮎婦り遺跡	唐津市北波多稗田字鮎婦り	散布地	縄文
29	帆柱窯跡	唐津市北波多稗田字帆柱（国有林）	窯跡	近世
30	飯洞甕下窯	唐津市北波多稗田字帆柱	窯跡	近世
31	帆柱（飯洞甕）遺跡	唐津市北波多稗田字帆柱	散布地	縄文
32	飯洞甕上窯	唐津市北波多稗田字帆柱	窯跡	近世
33	岸岳城跡	唐津市北波多稗田、岸山（国有林）、相知佐里字岸岳、牟田辺（国有林）	城館跡	中世、近世
34	おまん塚	唐津市相知町佐里字岸岳	塚	近世
35	佐里大谷遺跡	唐津市相知町佐里字大谷	散布地	縄文、弥生
36	大谷窯跡	唐津市相知町佐里字大谷	窯跡	近世
37	大谷砦跡	唐津市相知町久保字猿渡、佐里字鋸坂	城館跡	中世
38	長場免遺跡	唐津市相知町佐里字長場免	散布地	縄文
39	長場免溜池遺跡	唐津市相知町佐里字長場免	散布地	縄文
40	平松窯跡	唐津市相知町佐里字平松	窯跡	近世
41	道納屋窯跡	唐津市相知町佐里字岸嶽	窯跡	近世
42	赤地坂遺跡	唐津市相知町佐里字岸岳、赤地坂	散布地	縄文
43	明神遺跡	唐津市相知町佐里字明神	散布地	縄文

表 3. 2-41 (2) 対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

番号	遺跡名	所在地	遺跡種別	時代
44	佐里藤原遺跡	唐津市相知町佐里字藤原	散布地	縄文
45	湯ノ木曾遺跡	唐津市相知町佐里字湯ノ木曾	散布地	弥生
46	佐里辻遺跡	唐津市相知町佐里字辻	散布地	弥生、中世
47	岩谷遺跡	唐津市相知町佐里字岩谷	散布地	縄文、弥生
48	寺ノ前遺跡	唐津市相知町佐里字前田、寺ノ前、小屋ノ前、郷ノ元	散布地	縄文
49	牟田部古川遺跡	唐津市相知町牟田部字古川	散布地	弥生
50	上古川遺跡	唐津市相知町牟田部字上古川	散布地	弥生
51	舞鶴遺跡	唐津市相知町黒岩字舞鶴	散布地	弥生、古墳
52	黒岩前田遺跡	唐津市相知町黒岩字前田	散布地	弥生、古墳
53	黒岩日焼遺跡	唐津市相知町黒岩字日焼	散布地	弥生、古墳
54	下石原遺跡	唐津市相知町黒岩字下石原	散布地	弥生、古墳
55	平原遺跡	唐津市相知町黒岩字平原	散布地	縄文、弥生、古墳
56	菅神社一字一石塔	唐津市相知町黒岩字峰	経塚	近世
57	峰遺跡	唐津市相知町黒岩字峰	散布地	縄文、弥生、古墳
58	小合丸遺跡	唐津市相知町黒岩字小合丸	散布地	弥生、古墳
59	煤井野遺跡	唐津市相知町牟田部字煤井野	散布地	弥生
60	畠ヶ田遺跡	唐津市相知町久保字畠ヶ田	散布地	弥生
61	上煤井野遺跡	唐津市相知町久保字上煤井野	散布地	弥生
62	平野遺跡	唐津市相知町久保字平野	散布地	弥生、中世
63	西ノ前遺跡	唐津市相知町久保字西ノ前	散布地	弥生、中世
64	おたちさま	唐津市相知町久保字平野	墳墓	中世
65	山崎砦跡	唐津市相知町中山字山崎	城館跡	中世
66	鶯殿石仏群	唐津市相知町相知字和田	社寺跡、磨崖仏	中世
67	鶯殿岩陰遺跡	唐津市相知町相知字和田	散布地	縄文
68	天徳山遺跡	唐津市相知町相知字天徳	散布地	縄文
69	相知観世音堂板碑	唐津市相知町相知字本町	墳墓	中世
70	相知氏館跡	唐津市相知町相知字天徳	城館跡	中世
71	立石岩陰遺跡	唐津市相知町相知字亀ノ戸	散布地	縄文
72	鶴田六地蔵・五輪塔	唐津市相知町佐里字西ノ平	墳墓	中世、近世
73	日高地山城跡	唐津市相知町佐里字イコノ平、平山下字群石	城館跡	中世
74	裏ノ谷窯跡	唐津市相知町平山下裏ノ谷	窯跡	近世
75	大尾遺跡	伊万里市南波多町大字水留字大尾	散布地	縄文
76	山際遺跡	伊万里市南波多町大字水留字山際	散布地	縄文
77	東ノ前遺跡	伊万里市南波多町大字水留字東ノ前	散布地	縄文、中世
78	裏原遺跡	伊万里市南波多町大字大曲字裏原	散布地	縄文
79	大曲城館跡	伊万里市南波多町大字大曲字多知	城館跡	中世
80	辻遺跡	伊万里市南波多町大字大曲字辻	散布地	中世
81	東田原遺跡	伊万里市南波多町大字高瀬字東田原	散布地	縄文
82	大木場遺跡	伊万里市南波多町大字高瀬字大木場	散布地	縄文
83	南波多前田遺跡	伊万里市南波多町大字大川原字前田	散布地	縄文
84	野中遺跡	伊万里市南波多町大字大川原字野中	散布地	縄文
85	淵ノ上遺跡	伊万里市南波多町大字大川原字淵ノ上	散布地	縄文
86	萩城野遺跡	伊万里市南波多町大字笠椎字萩城野	散布地	縄文
87	櫓ノ谷窯跡	伊万里市南波多町大字高瀬字櫓切	窯跡	近世
88	大川原窯跡	伊万里市南波多町大字大川原字山ノ口、柳ノ谷	窯跡	近世

表 3.2-41(3) 対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

番号	遺跡名	所在地	遺跡種別	時代
89	山ノ上遺跡	伊万里市南波多町大字大川原字山ノ上	散布地	縄文
90	西本谷上窯跡	伊万里市大川町大字立川字原	窯跡	近世
91	烏帽子窯跡	伊万里市大川町大字立川字烏帽子嶽	窯跡	近世
92	城野遺跡	伊万里市大川町大字駒鳴字城野	散布地	縄文
93	中ノ辻遺跡	伊万里市大川町大字大川野字中ノ辻	散布地	縄文
94	大川町遺跡	伊万里市大川町大字大川野字町	散布地、 集落跡	中世、近世
95	大川野南氏館跡	伊万里市大川町大字大川野字町	城館跡	中世
96	日在城跡	伊万里市大川町大字川西字古城	城館跡	中世
97	構遺跡	伊万里市大川町大字川西字構	散布地	縄文、奈良、平安、 中世
98	峰遺跡	伊万里市大川町大字川西字峰	散布地	縄文、奈良、平安、 中世
99	石坂遺跡	伊万里市大川町大字駒鳴字石坂	散布地	縄文
100	駒鳴石坂井堰跡	伊万里市大川町大字駒鳴字石坂	水利施設	近世
101	西本谷下窯跡	伊万里市大川町大字立川字原	窯跡	近世
102	見向遺跡	伊万里市南波多町水留字見向	塚	近世

[「佐賀県遺跡地図」(佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月)より作成]

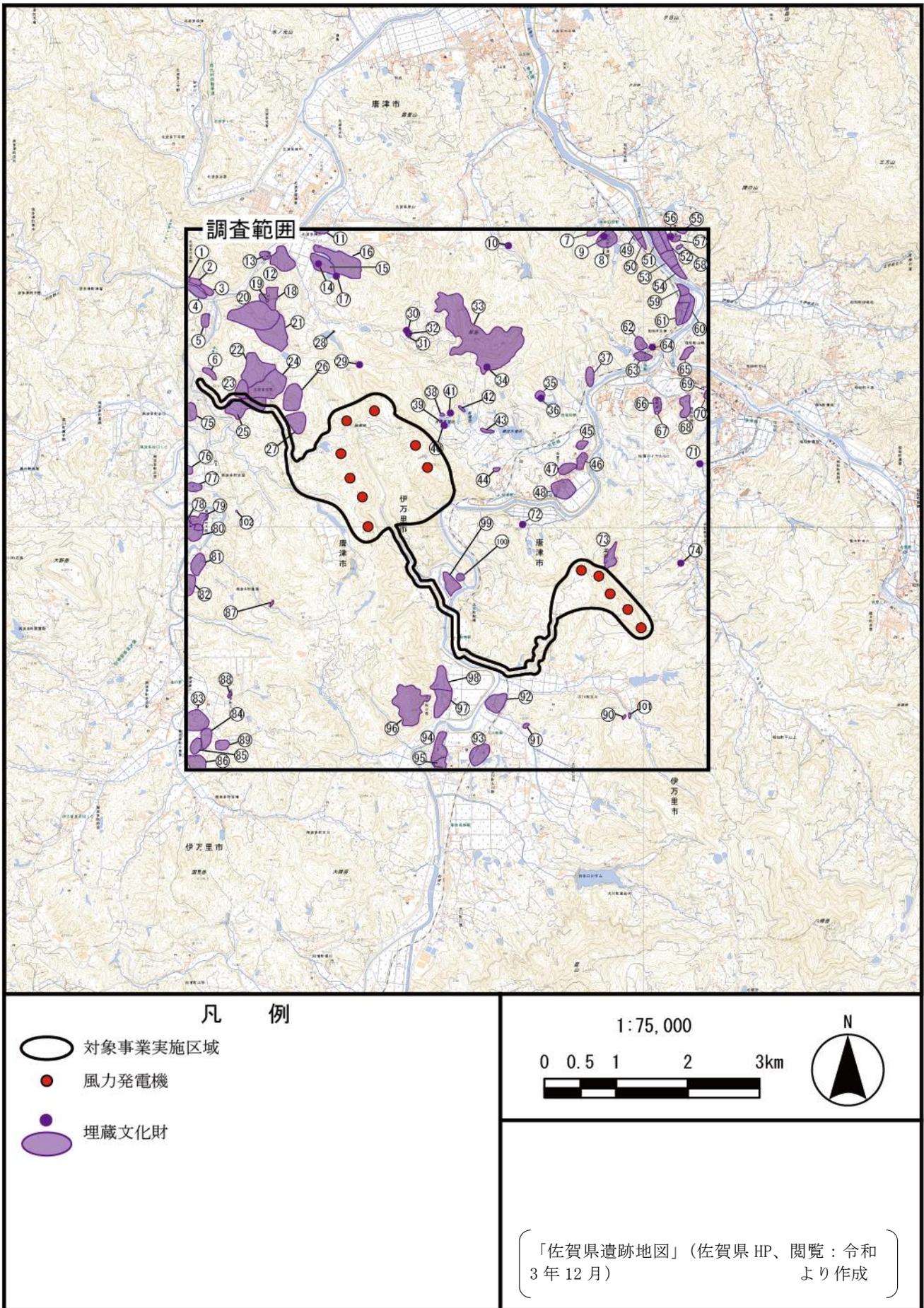


図 3.2-18 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

### (3) 景観保全関係

#### ① 景観計画区域

唐津市は、平成 17 年に景観行政団体となり「唐津市景観計画」（平成 20 年 1 月）を策定するとともに「唐津市景観まちづくり条例」（平成 19 年唐津市条例第 46 号）を施行し、唐津市全域が「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日）第 8 条の規定により定められた景観計画区域に指定されている。対象事業実施区域及びその周囲には、先導的に取り組むエリアの 1 つである「松浦川沿川エリア」があり、岸岳城跡・波多城跡及び古窯の森公園周辺は重要地区となっている。

伊万里市は令和 2 年に景観行政団体となっているが、景観計画は策定されていない。

#### ② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 3 年 5 月 10 日）により指定された風致地区はない。

### (4) 国土防災関係

#### ① 森林法に基づく保安林

「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく保安林の指定状況は図 3.2-19 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林が存在している。

#### ② 地域森林計画対象民有林

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく地域森林計画対象民有林の指定状況は図 3.2-20 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に地域森林計画対象民有林が存在している。

#### ③ 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日）に基づく砂防指定地は図 3.2-21 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に砂防指定地が存在している。

#### ④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

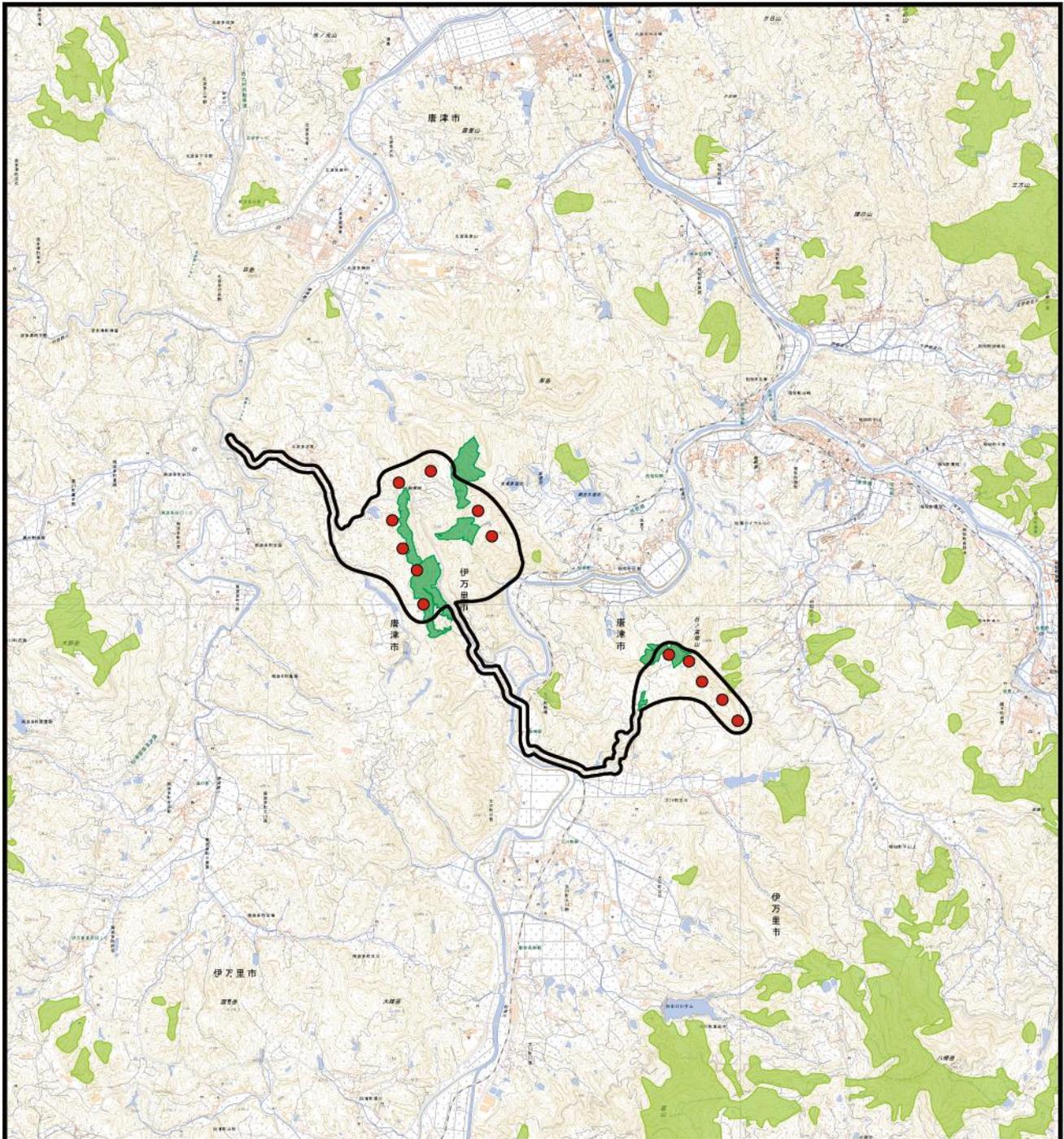
対象事業実施区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は図 3.2-21 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

⑤ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく地すべり防止区域は図 3.2-21 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に地すべり防止区域が存在している。

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 3 年 5 月 10 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図 3.2-22 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在している。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  水源かん養保安林
-  保安林

1:75,000



〔「国土数値情報（森林地域データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 3 年 12 月）より作成〕

図 3.2-19 保安林の指定状況

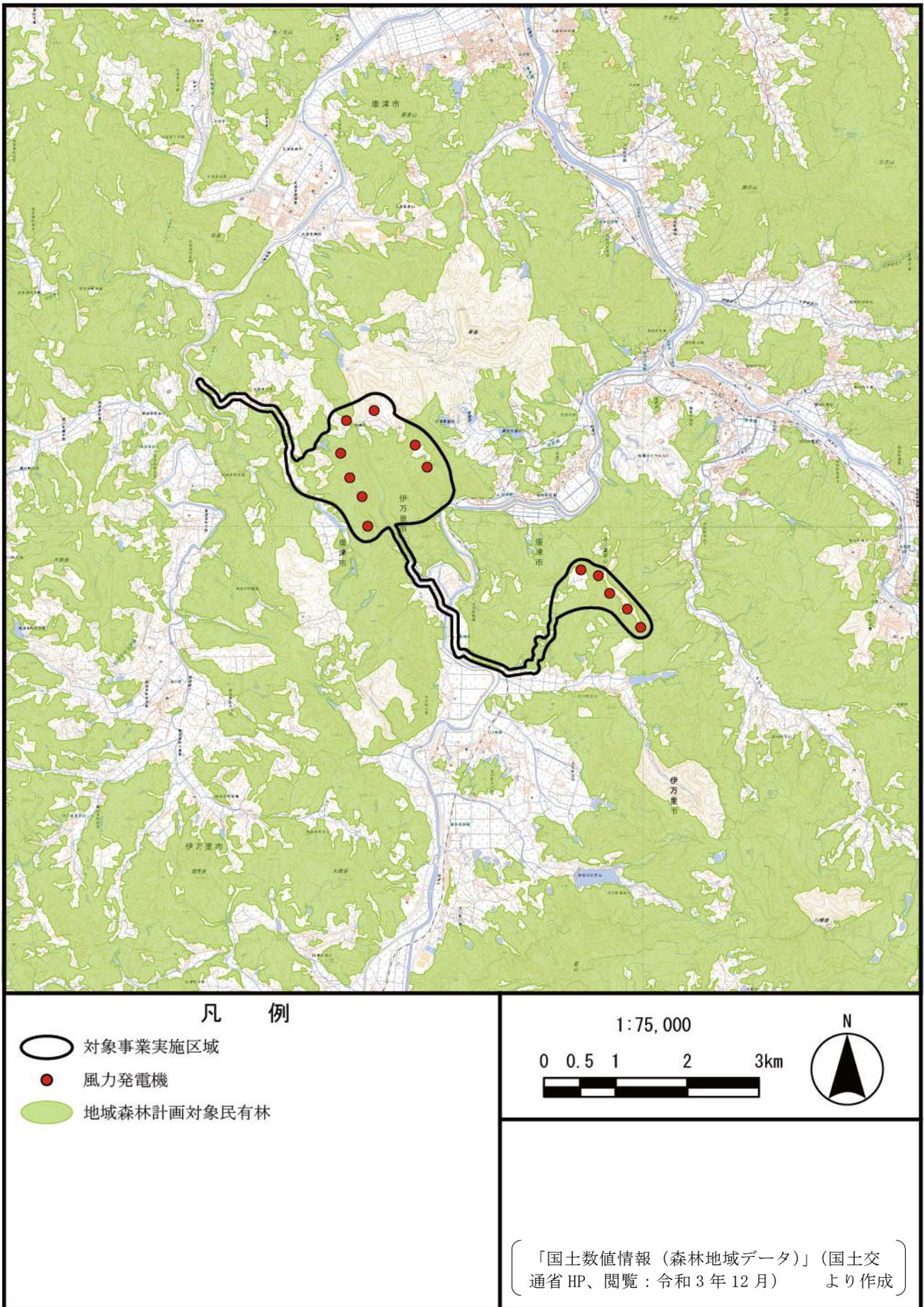


図 3.2-20 地域森林計画対象民有林の指定状況

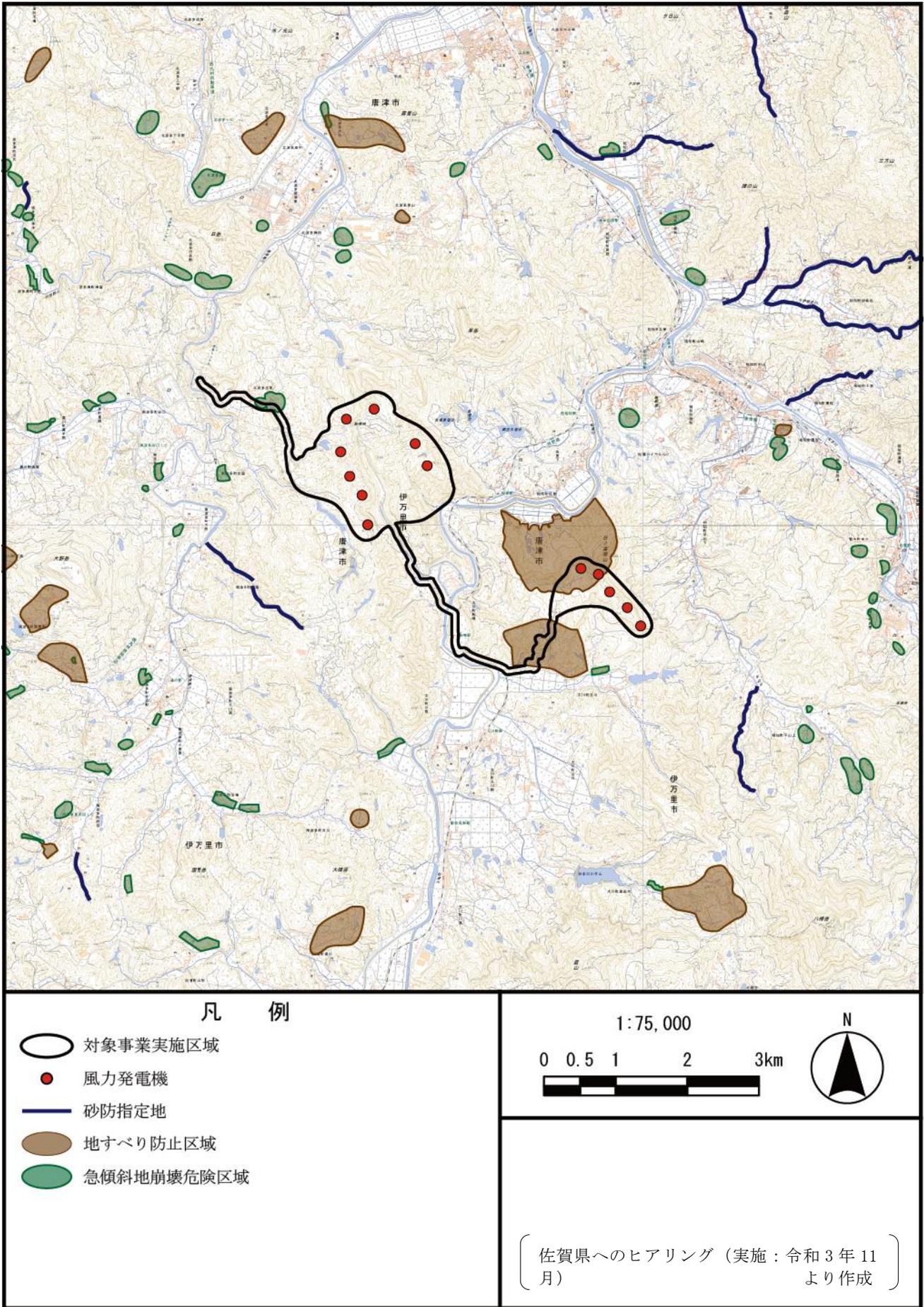


図 3.2-21 砂防指定地等の状況

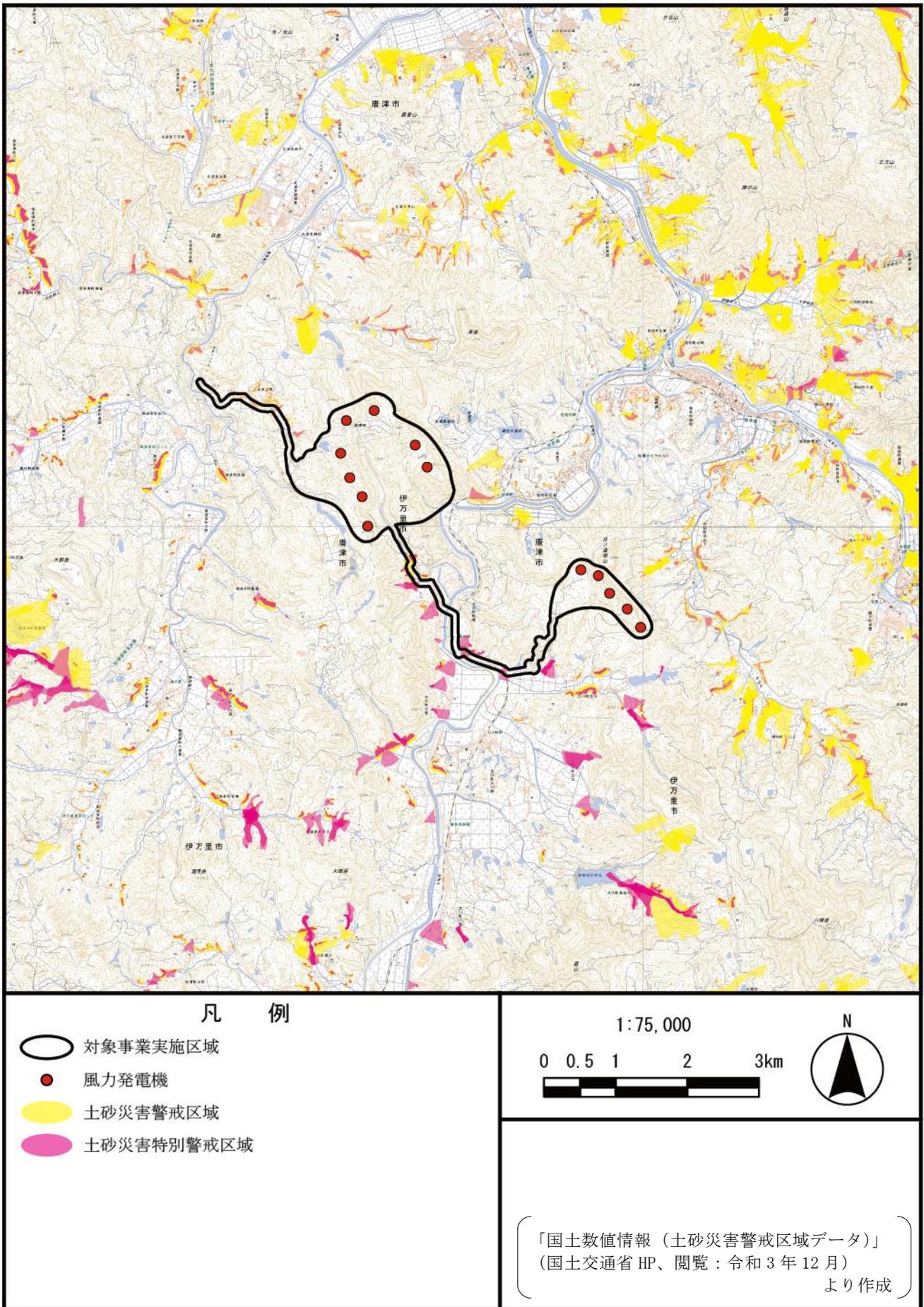


図 3.2-22 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

### 3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-42 のとおりである。

表 3.2-42 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無			
			唐津市	伊万里市	対象事業 実施区域 及び その周囲	対象事業 実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○
		農業地域	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	○	○	○
		農用地区域	○	○	○	○
都市計画法	都市計画用途地域	○	○	×	×	
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	×	×
		水質類型指定	○	○	○	○
	騒音規制法	規制地域	○	○	○	○
	振動規制法	規制地域	○	○	○	○
	水質汚濁防止法	指定地域	×	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○	○
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×	×	×
		形質変更時要届出区域	○	×	×	×
工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×	
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×
		国定公園	○	○	×	×
		県立自然公園	○	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×
		県自然環境保全地域	○	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	×	
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観	○	○	○	×
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	○	×	○	○
	都市計画法	風致地区	○	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○
		地域森林計画対象民有林	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	○
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○	

注：○；指定あり、×；指定なし